

(第一類 第一号)

(四二)

第九十三回国会
衆議院
内閣委員会
議録第三号

昭和五十五年十月二十一日(火曜日)
午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 江藤 隆美君

理事 愛野興一郎君 理事 稻村佐近四郎君

理事 染谷 誠君 理事 塚原 俊平君

理事 岩垂壽男君 理事 上田 卓三君

理事 鈴切 康雄君 理事 神田 厚君

有馬 元治君 上草 義輝君

小渡 三郎君 大原 一三君

粕谷 茂君 川崎 二郎君

木野 晴夫君 田名部匡省君

田村 元君 竹中 修一君

上原 康助君 角屋堅次郎君

竹内 猛君 中西 續介君

前川 旦君 渡部 行雄君

市川 雄一君 小沢 貞孝君

柿 利夫君 中島 武敏君

河野 洋平君 田島 衛君

出席國務大臣

國務大臣 中曾根康弘君

(行政)管理厅长 官 中曾根康弘君

國務大臣 中山 太郎君

(沖繩)開発厅长 官 中山 太郎君

出席政府委員

内閣官房内閣審議室長 石川 周君

人事院事務総局長 長橋 進君

給与局長 金井 八郎君

人事院事務総局職員局長 林 伸樹君

行政管理厅长官 佐倉 尚君

官房審議官 林 伸樹君

行政管理厅长官 佐倉 尚君

官房審議官 林 伸樹君

行政管理厅长官 佐倉 尚君

官房審議官 林 伸樹君

委員外の出席者

内閣官房内閣参事官 栗林 貞一君

科学技術庁計画局計画課長 松井 隆君

科学技術庁原子力局原子力開発機関監理官 須田 忠義君

国土庁大都市圏整備局筑波研究学園都市建設推進室長 井上 良藏君

大蔵大臣官房審議官 名本 公洲君

大蔵省主計局主計官 保田 博君

厚生省医務局次長 山本 純男君

農林水産技術会議事務局研究總務官 中川昭一郎君

林野庁林政部長 中野 賢一君

政課長 新 欣樹君

通商産業省通商政策局経済協力部企画官 堀田 俊彦君

資源エネルギー庁公益事業部業務課長 堀田 俊彦君

労働省職業訓練局管理課長 菊田 顯君

建設大臣官房官庁管理課長 小野 正文君

自治大臣官房地域政策課長 藤原 良一君
内閣委員会調査室長 山口 一君

委員の異動

十月二十一日

角屋堅次郎君

矢山 有作君

渡部 行雄君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

田島 衛君

河野 洋平君

同日

竹内 猛君

中西 續介君

前川 旦君

- 同(三枝三郎君紹介)(第三二二二号)
- 同(櫻内義雄君紹介)(第三二四号)
- 同(椎名素夫君紹介)(第三二五号)
- 同(島村宜伸君紹介)(第三二六号)
- 同(砂田重民君紹介)(第三二七号)
- 同(瀬戸山三男君紹介)(第三二八号)
- 同(谷洋一君紹介)(第三二九号)
- 同(谷垣專一君紹介)(第三三〇号)
- 同(谷川和穂君紹介)(第三三一七号)
- 同(玉沢徳一郎君紹介)(第三三二二号)
- 同(辻英雄君紹介)(第三三三三号)
- 同(戸井田三郎君紹介)(第三三四号)
- 同(渡海元三郎君紹介)(第三三五号)
- 同(中島源太郎君紹介)(第三三六号)
- 同(中曾根康弘君紹介)(第三三七七号)
- 同(中野四郎君紹介)(第三三八八号)
- 同(永田亮一君紹介)(第三三九号)
- 同(難尾弘吉君紹介)(第三四〇号)
- 同(橋本進吉君紹介)(第三四一一号)
- 同(丹羽兵助君紹介)(第三四二二号)
- 同(野中英二君紹介)(第三四三三号)
- 同(野呂恭一君紹介)(第三四四四号)
- 同(長谷川四郎君紹介)(第三四五五号)
- 同(原健三郎君紹介)(第三五六六号)
- 同(原田昇左右君紹介)(第三五七七号)
- 同(藤井勝志君紹介)(第三五八八号)
- 同(福田越夫君紹介)(第三五九九号)
- 同(福永健司君紹介)(第三六〇〇号)
- 同(藤波孝生君紹介)(第三六一一〇号)
- 同(古井喜實君紹介)(第三六二二〇号)
- 同(前尾繁三郎君紹介)(第三六三三〇号)
- 同(松永光君紹介)(第三六四四〇号)
- 同(松本十郎君紹介)(第三六五五〇号)
- 同(三ツ林弥太郎君紹介)(第三六六六〇号)
- 同(水平豊彦君紹介)(第三六七七〇号)
- 同(村田敬次郎君紹介)(第三六八八〇号)
- 同(山崎拓君紹介)(第三六九九〇号)
- 同(山崎平八郎君紹介)(第三七〇〇〇号)
- 同(柳沢伯夫君紹介)(第三七一一〇号)

同(渡辺省一君紹介)(第三五二二二号)
旧支那派遣軍の湘桂作戦期間を戦務地甲区分に改定に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第二〇七号)
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(伊藤茂君紹介)(第二四四号)
国家公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願(伊藤茂君紹介)(第二四五号)
在外財産補償の法的措置に関する請願(中川一郎君紹介)(第二四六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第一号)

○江藤委員長 これより会議を開きます。
地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めの件の両案件を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員 当面する政治課題の最も重要な柱となつております行政改革に關連する法案が提出されているわけですが、後ほど若干直接法案と關係することにもお尋ねをしたいと思うのですが、これまですでに同僚委員の方からいろいろとお尋ねもありまして、鈴木内閣といいますが中曾根行革といいますが、大方についての骨格なり考え方というものが明らかにされつつあるような感じはいたします。そこで幾分重複する面もあるかと思うのですが、改めて私は私なりの立場からお尋ねを

さしていただきたいと思ひます。
まず、中曾根長官の行革に対する基本的な考え方といいますが、基本方針についてはすでに明らかにされているところなんです、改めて五十五年行革、いわゆる前大平内閣の行政改革で積み残されたものが、今臨時国会を通して、あるいはまたさらに来年の通常会にかけて進められていくというのが一つのレールになっているようですが、しかし、それだけでは国民の行政改革に対するいろいろの意見なり、あるいは期待というものは、私はかなえられずには思つておられないわけなんです。そこで何を重点に何をこれからやろうとなさるのか、もう一度長官の基本的なお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○中曾根國務大臣 一言で申し上げれば、簡素にして効率的な政府をいかにつくるか、それから國民諸君に対する奉仕の精神に徹底したサービスの改善をいかに図るか、それから八〇年代を見通した新しい行政のあり方等について体系的な案を策定する準備行為を行おう、それが当面考えておることでございます。

○上原委員 簡素にして効率的な政府の運営という行政のあり方というのは、古くて新しい課題で、ある意味では言い古された抽象論ですね。

そこで、これから具体的なお尋ねに入つていきたいと思うのですが、そういう基本的な考え方というのは何もいまに始まつたことではなくして、古田内閣以降のずっと底流として、行政改革に対する歴代の内閣の姿勢として一応あつた方針なり考え方だと私は理解するわけですね。そういう立場から考えまして、いまいみじくも八〇年代の行政のあり方といいますが、よく言われる行政哲学というのか、あるいは体系づくりをやつていきたい。

これは具体的に言うのと、第二次臨調を設置してやろうということかと思うのです。この点についてのもつと具体的にのお考えをお聞かせいただきたいわけですが、まず昭和三十三年の九月に第一次臨調の、これは答申というより意見書かと思うのですが、意見が出て、今日まで十六年、約十七

年の年月が経過をしてきた。そこで、この第一次行革で方向づけられるといひますか、これからの日本の行政のあり方あるいは行政改革、よく言う簡素にして効率的な行政のあり方、政府運営というものはどうあらねばいかないという、ある意味では行政改革のパイプルドとさえ言われているわけですね。これが具体的にどう実施されたかというのか。その第一次臨調で取り上げられた基本的な問題というものが果たして十分消化されたのかどうか、ここがこれからの行革を考えたいは第二次臨調を考へるという場合に一つの問題だと思ふのです。ここを十分検証せず、あるいは総括せずして、八〇年代の行政のあり方というものを、もちろん経済情勢、社会情勢、いろいろな面で変化があり、國民の価値観の多様化といひますか、行政に対するあるいは政治に対する考え方というものも大きく変化してきたことは私も否定はいたしませんし、認めます。それにしても、第一次臨調で出された基本的な重要事項というものがどれだけ消化されたかということに対しては、私だけではない多くの國民が疑問を持っております。

これを行政管理局としてあるいは内閣全体としてどのように評価をされ、その足らなかつた点を補うためにあるいはそれを実現していくためにどう御努力をしてこられたのか、その点についてひとつまとめお聞かせをいただきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 大体四十項目ぐらゐの御提案がございまして、全然手をつけてないのがたしか九項目くらいで、そのほかは一〇〇%やつたものもありますし、七、八〇%手をつけたものもございまして、総じて申し上げれば、大体七、八割はやつた、そういうふうに考えております。

一番目につくものは、一省一局削減であるとか総定員法の実施であるとか、あるいは為替、貿易の自由化をやつたとか、そういうようなことがあつたと思ひます。手をつけない長い懸案の問題は、地方事務官制度等でありまして。詳細につきましては、政府委員から御報告申し上げます。

○佐倉政府委員 実現してないものの例としましては、提言の中にございました内閣府の設置と内閣補佐官の設置、あるいはこれに関連しまして総務府の設置、そういうもの。それから地方事務官制度の問題でございますが、これは現在運輸関係の一部につきまして準備中でございますけれども、ほかのものはできていないということになっております。そのほか青少年行政に係る研究所の設置とかという問題あるいは行政の公正確保のための手続の改革に関する意見、これらの問題につきましてはまだ実現を見ておりません。そのほか若干ございませうけれども、主なもの以上のようなものでございます。

○上原委員 もちろんいま御指摘なされた事項も未解決といえますが、実現されてない分野、部門に当たるとは思うのですが、私がお尋ねしているのは、もちろん未消化の分野はどうかと言うとそういうお答えも一つの答えになると思うのですが、もつと基本的な面をお尋ねしているわけですか、要するに、内閣の機能問題、当時の臨調では、内閣補佐官制度の問題についてはいろいろと与野党の意見の相違、また政府内部の問題等もあったと思うのですが、もつと機能性を発揮できる内閣のあり方あるいは機構のあり方ということが非常に強調されているわけですね。この面は全く手つかずのままにされている。ある面では、広い意味で言うと、中央省庁の統廃合問題といいますが、あり方を含めて検討を要するということだと思ふのです。しかし、これまでも、福田内閣時代にもエネルギー省の問題とかあるいは住宅省構想というものが出たが、結局しり切れトンボになったといういきさつもある、これは後ほどお尋ねしますが、いまおっしゃったような地方事務官の問題とか、そういうことではなくして、たとえば行政事務の配分、地方への権限移譲、これなどは単に地方事務官の問題だけじゃないと思うのです。こういう根本的なことが手つかずのままに終わってきているのじゃないかというのを私は申し上げたいわけですね。あるいは公社、公団、い

うところの特殊法人の統廃合問題にしましても、三十九年時点から廃止しないとか合併しないとかいうことが指摘をされながら、今日までなお解決されてない問題もあるわけでしょう。それはそれなりの背景なり理由があつたにしても、余りにも年月がかり過ぎる。そうしておきながら、一方においては非常に短絡的に、画一的に統廃合を強行しようとしている。こういう矛盾といえますか、何か抵抗力のあるところはまああていく、しかし、そうではない弱い部分についてはほとんど合理化を強行していく。国民のサービスとか地域というようなことには余り関係なくして、いまの行政改革あるいは機構の統廃合、整理といふものがなされているところになお複雑な問題があるんじゃないですか。

そこで、いまいろいろありましたが、私が申し上げたようなことなども含めてさらにお考えを聞きたいわけですね。これから第二臨調をおつくりになるといふことのようにですが、当時の第一次臨時行政調査会の場合も実に三つは提言をされているわけですね。これを引用してみますが、「第一に、行政は、国民が便利なるように、できるだけ国民の身近なところで、国民の批判を受けながら実施し、国民のために実情にあつた行政が行なわれるとともに、なるべく国民の負担を軽くすることが必要である。これはいまも変わらぬでしよう、この理念というものは、このため中央集権主義の行き過ぎを是正し、地方自治を強化する方向で、現地性・総合性・経済性の原則に従つて行政事務の可及的の地方委譲、下部委譲をはかり、あわせて、補助金制度の徹底的な整理・改革・地方出先機関の縮小等の改革を実施するとともに、行政運営面においても、行政手続法を制定して公正な手続により、国民が便利なるように、窓口事務等の改善を行ない、また、許認可事務等についても、行政庁側の都合を主とせず国民の立場にたつて整理・合理化をはかる等の措置をとる必要がある。これはまさに行政改革の哲学じゃないですか。これがどう生かされたかを私は問いたいわけですね。

「第二に、行政を実施する公務員の精神や態度が民主化される必要がある。ことにわが国の公務員制度には、いまだに戦前の官僚制から脱しきれない面があるとともに、新制度が運用の実際において生かされていない点があるので、6に後述するような人事管理の合理化をはかる必要がある。」いまだに旧態依然として、旧内務官僚みたいな発言をなさる方も実際おられるのです。これもどれだけ本当に政府自体が努力なさつたのか疑問ですね。

「第三に、民主的な行政組織のうち、特に国民の行政参加という意味を含む行政委員会制度については、これに全般的な検討を加えることはできなかったが、「内閣府」に新たに「行政監理委員会」を設け、これに民間有識者を入れて、行政の改善に関して国民の意見が反映できる方途を講ずる等その活用をはかることを提案している。また審議会制度に関しては、その本来の機能を果たしていないものについての統廃合をはかり、審議会を設置する以上は、真に国民の意見が反映されるように公正に委員の選任を行ない、答申、意見を尊重して十分活用しなければならぬ。」いわゆる行政運営三原則というように、こういう基本的な方向づけを第一次臨調ですでになされているわけですよ。これを踏まえて、行政改革問題といいますが、先ほどおっしゃつておられたような簡素で効率的な行政運営をしていこうということについて、今日まで本当にどれだけ努力されてきたかというのを私はお尋ねしているわけですが、どうなんですか。いまもここで述べられているこの三つの原則といえますが基本的な考え方というのは、現在の行政運営にも対応できる、即応できると私は考えるのですが、長官のお考えはどうなんですか。

○中曾根国務大臣 上原委員のおっしゃるとおり、いまでも通用し得るりっぱなものであると思ひます。その中で、最初に哲学と申されました大本を決めた部分は、いまでも通用する部分と通用しない部分とあると思ひます。大体高度経済成長時代の入り口にできたものでございますから、総

務庁あるいは内閣の統廃合機能を非常に重要視しておつたように思ひます。それも一つ大事な点ではあります。が、むしろいまは縮減する、簡素化するといふふうな安定成長時代になつてまいりました。そういう部分の重点が多少変わつてきているのではないかとこの間もいひました。しかし、中央地方との関係においてできるだけ簡素にしていこうというところは、いまも厳然として必要性があるように思ひます。

それから、人事管理の点につきましても、これは同感でございます。この点は必ずしも徹底しておりません。しかし、内閣に人事局をあれによつてつくりまして、一歩前進しているということはあると思ひます。

それから、国民参加による委員会、行政監理委員会といふものができまして、これがその後かなり機能して行政改革の推進力になつてきている、そう思ひます。現在の監理委員会というのは、あの一次臨調の答申に基づいてできたものなのでございませう。

○上原委員 私もこの一次臨調の意見書といひますか答申といひますか、それが全く軽視された形で進んできたとは思ひやういふのです。部分的なところは取り入れてはいる。それはわかりませうけれども、もつと基本的な視点で、本当に誠意を持ってといひますか、どれだけ具体化をしようという努力をしてきたかということがいま問われていると思ひます。

そこで、われわれから見ると、こういう理念なり原則なりあるいは社会情勢の変化はあつたにしても、なおやうと思へばできた分野もあつたのに、これまでもおそかにされている点も間々あると思ひます。そのことについては今後十分取り入れていただきたいということを要望して、次に進みたいと思ひます。

そこで、いまのお尋ねとも関連をするのですが、第二臨調を設置するといふことはすでに明らかにされておまして、その要綱などもマスコミでは報道されておりますので、そのとおりかと思ひ

ですが、一つには、八〇年代の行政の基本的なあり方を確立して、その改善策を一層明確化していきたい。改善策を方向づけるというお考えのようなのですが、もう一つは、重要な行政分野の再編整備、そういうことを一応お考えになっておられるようで、特に八〇年代の行政の基本的なあり方の面では、行政運営の基本的なあり方と再検討、あるいは規制監督行政及び保護助成行政の見直し、いま一つは官業の合理化及び民業との役割り分担、いまもあつたのですが、国と地方の事務配分など地方自治体のあり方、こういうものを第二臨調を設置して検討といいますが、いろいろ方向づけをしてみたいというお考えのようですが、第二臨調を設置せねばならない理由ですね。

あるいはまた設置をした場合には、調査事項といいますが、諮問事項というのか、それは限定なさるのかどうか。それからこれまでの長官の御答弁なりマスコミ関係で見ますと、期限は二十年ぐらゐにして構成は九人ぐらゐにする。第一次臨調の場合には七人ですね。これはお答えいただきたいのですが、そこらはどうなんですか。一応調査範囲というものを制限するの、あるいは委員に選ばれた方々の自由裁量に任ずるの、政府として何かの枠をはめるのかどうか、そこらの点についての第二臨調の構想ですね。もし設置をされた場合には――これはまだ法案も出ませんからどうなるかわかりませんよ、仮定の話ですから。政府としてはどういふふうに諮問をなさるのか。何を調査させて、また出たその答申とか意見書とかいうものはどういふふうに取り扱うのか。たとえば、第一臨調の場合の法律には、第三条に意見等の尊重というのがあります。しかし、第二臨調設置要綱案の本文というものが某新聞に報道されているのですが、この要綱を見てみますと、第一次臨調案のように具体的に意見等の尊重というのはない。落ちていますね。この点はどうなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 第二臨調の法案は、いま内部で調整している最中でございまして、党及び各省

との調整がまだ完了しておりませんので、内容的に発表する時期はもう少し御猶予を願いたいと思つております。しかし、第二臨調をやりたいというところは、前から申し上げておられるとおりでございまして、近く、できるだけ早く法案を御提出申し上げたいと思つておる次第でございまして。

そこで、その仕事の範囲は、やはり簡素にして効率的な政府をつくる、あるいは中央地方、ともかく八〇年代以降新しいニーズも掲げまして、どういふ政府、どういふ行政機能、行政に関する諸般の問題、そういう問題について御答申を得たい、そういうようなことで諮問が行われるのではない、そう予想しております。

○上原委員 いまのお答えは何か少し漠然としてわかりませんが、わかりませんというよりも何かちよつと御遠慮なさつておられるようですが、構成はどうなるのですか。それと、期限はこの間のお答えでは大体二、三年ぐらゐで、答申といひますか意見書も随時出してもらつて、できるところからばんばんやるとかいう話も少しあつたような感じがするのですが、まとめて出させるのか、あるいは随時分科というふうな方向で出して、行政改革というものを五十六年度なり五十七年度なりに取り入れていかれるおつもりなのかですね。まさか二年先まで中曾根さんが行管庁長官をおやりになるわけじゃないでしょう。それとも将来の総理大臣を目指して、その間に行政改革の基本方針を全部つくらせておいて、それを実行するための行動開始ですか、どちらなんですか。

○中曾根国務大臣 第二臨調はできるだけ短期間に処理をお願いしたいと思つておりまして、第一次臨調が三年有余かかりましたが、今度は二年ぐらゐで仕事を終わるようになりたい。その過程におきましても累次總會を開きまして、できた分から御答申を願つて、それを実行に移すようにしたい、そう希望しております。人数そのほか構成の問題等はまだ調整中でございまして、もう少し御猶予願ひたいと思つた次第でござい

ます。

○上原委員 珍しく慎重のようですから、これ以上聞いてもずばりお答えしにくいようなんで、これと関連しますが、ちよつと別の問題……。

第二次臨調で検討される範囲内に入るかと思うのですが、プライバシー法ですね。せんだつては個々人のプライバシーの保護は立法の方向でいきなさいというのを答えになつたようですが、それとの関連で、第二次臨調であるいは今後の行政改革の中で、これは五十六年度になるかもしれないが、オンブズマン制度を具体的に制度化していくあるいは取り入れていくというお考えなのか。五十六年度の行管の概算要求の中にもその調査費が要請されておられます。このオンブズマン制度については長官はどのようにお考えなのか。これまで断片的に報道されている面では、この制度を行政の不正監視役として来年度からでも実施をしていきたいということのようで、すでにスウェーデンその他に代表を派遣して検討されているというふうな報道もあるわけですが、このことについてどうお考えなのかということ。仮に取り入れるとする場合に、日本型オンブズマン制度を検討されているということですが、どうも日本型福祉社会とか、日本型という形容がつくとなかなかややこしいのだが、議会型にするのかあるいは行政型にするのか、そういうことについても少しこの際、二次臨調との関係であるいは今後の行政改革、特に行政の監視という意味、監察というより監視ですね、あるいは不正をあらわしていく――航空特にもなくするくらいだから余り期待ができませんが、理解はできませんが、少なくともこれからの公務員の綱紀粛正、高級公務員のいろいろな不正事件等を考えた場合には、従来の制度だけではいまいかこういつた綱紀粛正いろいろな綱紀の素乱等を十分チェックしていく機能を果たすものがないのじゃなからうか。そういう面からすると、オンブズマン制度もそれなりに制度化をしていく方向も十分検討に値すると私たちは思うのです。この件についてはどうなんですか。

○中曾根国務大臣 オンブズマン制度も検討して

おります。各党の皆様方から御意見を承りました。各党の御意見はおおむね国会に置くという御意見のようであつた。そういうお考えの場合、これは国会の問題でございまして、行政官庁の枠の外のことで、各党でお話し願ひたいという形になると思ひます。

しかし、行政官庁としても、現在の監察体系、そのほかにつきまして、足りないところはないか、改善すべきところはどうか、年じゅう点検しておるところでありまして、スウェーデンやその他の各国でやつておるオンブズマン制度も、調査団を派遣して検討などをしております。ただ、行政官庁に置くといふ場合には、屋上屋を架することになりはしないか、それをいま非常に恐れておるわけでございます。そこで、もし仮に行政官庁に置くとしたら、どういふことをやるのが効率的であり、屋上屋を架さない、しかも国民の不満やうつけきしたものを吐かせることができるかというのをいま検討中でございまして、置くか決めたわけではございません。目下検討しておる、そういう最中でございまして。

○上原委員 ある程度わかりましたが、いま調査団が行つて、何かこの二十六日ごろ帰国ですか、それとも会を持つのか、いつごろ調査団の報告書というか意見書というのをはまるとするつもりなんですか。

○中政府委員 この二月から研究会を開きまして、ほぼ七回開きました。各先生方は非常に熱心に勉強しておられまして、まず外国の制度の問題が終りまして、いまやつと日本の国内問題に入りまして。先生方にいたしますと、役所の方角づけなどは別にしておれたちに自主的にやらせろというお考えもございまして、いつごろの期限かということも、余り枠をはめるわけにもありませんが、私どもの希望をいたしましたので、一年ぐらゐのうちにということでございます。で、できましたらこの年度内に結論を、最低、中間報告でもいただきたいたいというふうな考えでおります。

○上原委員　そこで、さっきの第二臨調の件、いまのオンブズマン制度あるいはプライバシー保護法——情報公開法はどうなんでしょうか。これも総合的に調査対象にするのか、あるいは今後の行政改革という情報化社会における行政運営のあり方としては欠かさない分野ですね。こういうことについて二次臨調では検討なさるのですか。

○中曾根国務大臣　情報の公開あるいはプライバシーの保護という問題は、歴史の流れの方向であると私、見ております。したがって、こういうような問題についてどういうふうに対処すべきか、公開と保護ということは矛盾する面もございます。そういう問題につきましては、一面において第二臨調ができた場合には御討議願う中に入る問題であると思っておりますけれども、また一面においては、行政府としても独自に研究を進めなければなりませんし、必要あらばそういう立法の準備も独自にやるべき性格のものである、全部臨調におまかせしてしまつていいものかどうか、その点はいま考慮しておるところであります。

○上原委員　では一応検討の対象にはなるわけですね。

そこでもう一点、この第二臨調と行政改革という問題の関連でお尋ねしたいのですが、長官は各党にこの行政改革に協力をしてもらいたいということである御要望もなさつたようですね。しかし、まだ社会党に未だというものはわれわれ聞いておりませんのでどういふわけかわかりませんが、中央官庁の統廃合問題は一体どういふお考えをお持ちになれるのですか。いままでの行政改革の基本的考え方という方針には全然ないですね。これはない。しかし、やろうと思えばできない問題ではないと思ふのです。これはわれわれ社会党も一定の考え方を持つておるのです。行政改革に対して、七十九年九月十四日に党の方針を飛鳥田さんが出しておる。この中で、要するに行政機構の改編ということで、私たちは地地開発公団の住宅公団への吸収とか公安調査庁あるいは内閣調査室の廃止の問題、そして国土庁と環境庁

の統合というようなことも具体的に挙げておるわけですね。かつて国土庁の問題は福田内閣時代も問題になった。また言うところの公明党さん、民社党さん、新自由クラブさん、社会民主連合さんの九月三十日に提出をされておる行政改革に関する四党合意という中でも、国土庁の問題に就いておられるわけですね。そうすると、野党はこれでは一致するわけですよ。あと中曾根派に賛成してもらえばできない相談ではないと思ふ。野党の方がむしろ統廃合問題については熱心に具体的に、こういう面は検討してみたらどうですかということとを提言をしております。国民向けには野党が反対するから行革法案は通らぬとか簡素で効率的な政府はできないということをおきながら、逆にこういう具体的な提案については余り真剣に政府はお考えにならないのじゃないですか。どうなんですか、そこは。中央省庁の統廃合問題も場合によつては断行していくぐらいの大物行管長官と国民は期待していると思ふのですが、その決意のほどをひとつ明らかにしていただきたいと思ふのです。

○中曾根国務大臣　社会党さんには武藤政審会長にお会いいたしまして、御意見も承りましたし、私たちの考えも御報告申し上げました。中央省庁の統廃合問題は、今回は手をつけることをやめまして、そのかわり仕事減らし、法律や許認可という実質的な点を今度切り込んでいこう、そういうふうな考え次第でございます。各党の中央省庁の統廃合に關します御意見につきましては、非常に傾聴に値するものもあると思つておりまして、いずれ将来そういう問題が起きた場合には貴重な参考にするべきものであると考えております。

○上原委員　そうしますと、第二臨調でもそのことには触れさせないような諮問をなさるのですか。それとも自主的にそういう問題まで触れた場合はどういふふうにお考えですか。

○中曾根国務大臣　第二臨調は簡素にして効率的な行政機構云々というふうな発想がございますか

ら、それはもう御自由によつていただく。なるだけ前提条件あるいは規制するようなことはやめて、フリーハンドで自由に御判断を願うようにするのが適当ではないかと考えております。

○上原委員　ある程度わかつたような気がします。時間があればさらに当面する行革の問題に若干触れさせていただきたいと思ひます。

それから、総務長官おいでいただきましたが、お時間の都合があるということでありましたので、先に特殊法人の問題についてお尋ねをさせていただきます。さつきもちよつと触れたのですが、第一次臨調時代から特殊法人の統廃合問題については、廃止すべきであるいは早目に統合すべきだといふようなことで、まだ実現されてない面もあるわけですね。私はこのことについてとやかく言うつもりはないわけですが、しかし、できるものはやらなければいかぬと思ふのです。その条件がそろつていないものは、それで特殊法人の天下り人事の問題とか最近の状況から入らたかつたのですが、総務長官のお時間の都合もありますので、この際、中曾根長官と総務長官にぜひはつきりさせておいていただきたいのですが、確かに沖繩復帰のときに沖繩電力の取り扱いには返還協定の関係でも大変問題になった。しかし、なぜ特殊法人になったかと言いますと、米軍支配下では御承知のように電力、水道、金融、全部アメリカが握つておつた。電力公社だったんですね。これを日本側が買い上げて、結局振興開発特別措置法で政府出資の会社にするといういきさつがあつて、私も基本的に民営移管に賛成なんです。条件がそろえばいいのはやっています。しかし、現在の状況というものは一体どう認識をしておられるのか。確かに昭和五十年十二月に民営移行にする閣議了解をやつております。五十二年十二月に引き続き民営移行のための諸条件を整備するという前提で閣議決定になつておる。そして昭和五十四年十二月にも五十六年度末を目途に民営移行するという閣議決定になつておる。これはいま読み上げましたよ

うに、引き続き民営移行のための諸条件を整備するという前提なんです。しかし、その前提が崩れておる。それでどうもこれは申し上げるまでもないかと思ふのですが、今年二月に四二・四％の料金値上げをしたわけですね。さらに十月八日になつて一九・二％の値上げを行つた。実質的には一年間に七一％。これはもう倍以上ですよ。これは明らかに民営移行には条件整備ができていないといふことが実態としてあらわれていると私は思ふ。したがって、こういう問題については、もう少し条件整備をやる努力を、もちろんこれは電力会社も県側もやらなければいけないと思ふのですが、やつた後に考えていただかないといけない問題だと思ふのですが、まずこの点について、行政改革を進めていく立場からどのように中曾根長官はお考えなのか。

また一方、沖繩の振興開発計画という問題を考えて、特にエネルギーという県民の経済あるいは社会生活の基本的電力と水力、そういう面から沖繩担当大臣として中山総務長官、開発庁長官は一体どういふふうにお考えなのか。この際、五十六年度末の民営移管というものは一応の決定ではあるにしても、条件整備がまだなされてないといふ以上は、やはり再検討の余地があると思ふのです。ここいらについてもう少し、県民も非常に不安を持つておりますし、今後これからのことについていふに政府はお考えなのかということ、今度の料金改定問題とも関連をして大変関心を持つておることでありますので、責任ある御答弁を求めたいと思ふのです。

○佐倉政府委員　沖繩電力株式会社については、先生御指摘のとおり数年前から民営移行の諸条件を整備するとされております。それで私も担当官庁においてすでにある程度の合理化努力がなされてきているものと考えております。今回の閣議決定に沿つて、主管省においても沖繩電気事業協議会における議論等を踏まえまして、赤字問題等含めて諸般の措置を検討していると聞いております。予定の時期に民営に移行されるものと考え

ております。

第一次臨調との関係でございすけれども、未措置のものはほかの特殊法人についてもいろいろございす、それらにつきましては、臨調後の諸情勢の変化等によりさらに慎重な検討を加えていくわけにございすけれども、沖繩電力株式会社の問題につきましては、現在そのように理解しております。

○上原委員 私に断つた、行革を進める立場から中曾根長官の御見解はどうですか。せつかく開発庁長官も来ておられるのに、答弁する権限、権利は皆さんあるかしらぬが、人が要望すること、答えてください。ちよつかい入れるな、あなた。あなたいいね。そう言いますが、では、諸条件整っているのですか、本当に整っていますか。エネルギー庁長官の私的諮問機関で、確かに沖繩電気事業協議会の小委員会が昨年五月以来協議をして、民営移行の条件として、経営基盤の確立、良質、安定的な電気の供給、地域住民の意向が十分に反映された会社、そういう条件がそろえば民営移行していいという意見書じゃないですか。二月に四二%余りの電気料金を改定して、十月一日から三七・二%の値上げをした、そうしなければどうにもつちもつちもいかないという。それをあなたが答弁するような、本当に五十六年度で民営移行できる基盤の条件がそろう、そういう認識で行管は行政改革をやるうとするから問題が起るんだ。改めて答弁し直さない。

○佐倉政府委員 ただいま私が申し上げましたのは、先生よく御承知のとおりいろいろと……(上原委員「御承知じゃない、そういうあなたが言っていることは」と呼ぶ)関係省庁でいろいろ条件整備の努力がなされている現状でございすというのを申し上げたわけにございす。

○上原委員 条件整備をする努力をしているというのと、五十六年度末までに民営移行ができるような条件整備ができる可能性があるということとは大いに違うのじゃないですか。そこで、これは一行車とかそういう事務的な

問題でないと思ふのです。もちろんそれと大事です。それなりのお仕事をやらせてもらわなければいけません。いまやりとり聞いても二人おわかりだと思ふのですが、私はさつき冒頭申し上げましたように、条件がそろえばこういうのは特殊法人よりも民営移行してもらった方がいい、条件が成り立てば。しかし、わずか百万人程度の人口を擁している地域、しかも離島県であるということなどを考えた場合に、まだまだ条件整備というのは、努力はなされているでしょうが、五十六年度末というのは無理なんだよ。そのことについては再検討の余地ありと私たちは見ている、県民もまたそれを求めている。これについて、行革を進めていく立場からの行管庁長官、沖繩開発庁長官としての中山長官の御見解を改めて求めておきたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 条件整備につきまして必死に各省庁努力していただきまして、一応予定どおり実行してまいりたい、そう思います。

○中山国務大臣 沖繩電力の問題につきまして、いま御指摘のとおり閣議決定によつて五十六年度末に条件がそろえば民営移行する、こういうことはすでに決定がなされているということは私も承知をいたしております。

問題は、沖繩電力は九九%以上の株主が大蔵大臣でありますし、沖繩県知事の所有株式数というものは、その残余のきわめてわずかな金額である、資本金は百四十七億でありますから。そういう中で、閣議決定がなされた時点と現在とどう違うか。それは第二次石油ショックが起つて国際的石油需給のバランスが狂つてきた、価格の高騰が起つた、こういうことで累積赤字がふえている。そこで、これを民営移行にするためにはどうするか、ここに一番大きな条件整備のポイントがあるわけでありす。

また、裏を返せば、第一次振興開発計画が来年度で終わりますけれども、その目的であつた本土並みの給与、県民の所得が本土並みになるというのが一つの目的でございしましたが、現在では本土

平均に比べて七〇%にしかならない。ここいらに今後の沖繩経済の発展、県民所得の向上という問題と第一次エネルギーの安価な供給という問題がそれぞれリンクして存在をしている。ここで民営移行をすれば、いわゆる沖繩電力を買収することが必要になつてくるわけでありす。株主がやらなければならぬ。

そこで、政府としては、どういう方向でこの所期の目的を果たしていくかについては関係各省庁でたゞいま鋭意その実現方について検討いたしておる。片や沖繩開発庁においては、安価な一次エネルギーの供給のためにいかなる措置を講ずるべきかを検討しておるという過程であらうと思つております。

○上原委員 一応閣議決定を見たことを、またそれを閣議が、実現性という可能性がむずかしいことなつたので変へますと、そう簡単に言えないことはわかりますね、中曾根長官。しかし、いま開発庁長官がおっしゃるやうに、なかなか厳しい——ニュアンスがお二人の御答弁は違ひますね。これは沖繩担当者とうでない人の違いかもしれないが、私たちがそう簡単にいいまいと思ふ。

そこは、私がさつき冒頭に言いましたやうに、これまでの行政改革というものがとても画一的、形式的で、かつて佐藤内閣が四十二年でしかか一省一局廃止、一部削減、大平行革も地方支分部局を一つずつなくせ、また特殊法人についても十以内のものは一つなくせ、それ以上のものは二つなくせ、その地域の住民や国民に必要性があるうがなろうがとにかくもう数え合わせれば、ごろ合わせすればいいのだ、極論するとそういうことになつてゐるのです、皆さんがやつてゐることは。だから、いろいろな矛盾が出て反対意見も出る。総論賛成、各論反対ということになつてしまふ。

この種の問題はそういうことではないけれども、この種の問題は、その経営実態とかその地域環境とかいろいろなことをもう少し総合した上で進めていた方がいいと、中曾根長官がおっしゃるやうに、閣議決定したからもう努力をして必ずやる—

できつこないですよ、それは。私ははつきり言つておく。

そこで、この経営状態が非常に赤字を抱えている。これはきょうはたくさんは触れませんが、エネルギー庁が来ておると思うので、赤字解消についてはどういふふうに進めていくか考えなうです。現在赤字は一体幾らあつて、今度十月八日から料金改定が約一九・二%、この改定された料金では一体どのくらいの期間維持できるのか。今後赤字は出ないのかどうか。出た場合はどうするか。九九・九%政府出資なんです、責任ありますよ。そういう条件整備を今日まで努力なさつたのか。さつきばくが言つたでしよう。五十年に閣議了解されて、五十二年、四年、それをいまごろになつて石油が高騰したからといつてみんな県民に、原価主義だなんて押しつけるなんというののもつてのほかだ。これはどうなんですか。

○堀田説明員 沖繩電力株式会社は、昭和五十四年度末時点で資本金が一億四千万円、百四十六億円という赤字を抱えておつたわけにございす。昨年十二月のOPRECのカラカス総会から始まりました油の高騰によりまして、五十五年度に入りましてからも同社の経営は非常に苦しい状況が続いておりました、その状況に耐えかねて、先ほど先生からお話でございしました同一一年内に二回目の料金改定ということのやむなきに至つたわけにございす。

私どもは民営移行を進めるに当たつては、沖繩県民の意向を十分反映するということを基本としておりまして、先ほど御指摘がございしました沖繩電気事業協議会の中間報告というのをいただいたわけにございす。その中間報告にもすでに示されておりますやうに、これまでに累積した赤字を思い切つた措置をとつて解消すべきであるというところになつております。私どもは思い切つた措置を実際具体的にどう進めるかというのを今後関係省庁と詰めていくことになるわけにございす。が、通産省の考え方は、いままでに累積した赤字については県民に負担させることはしない、別な

言葉で言えば、これからの料金に累積赤字の解消をもくろんだ原価を算入することはしないということが基本方針でございまして、この基本方針にのっとりまして関係省庁と相談をしていきたいと思っております。

また、改定いたしました料金につきましては、これを一日でも長く維持するという事で沖繩電力の経営者には格段の経営努力を求めておるところでございします。

○上原委員 総務長官、約束の時間ですのぢやと答弁をお願いしたいのです。

いま通産省の基本方針は大体わかりました。またさつき開発庁長官というお立場でのこの条件整備を各省庁と連携をとりながらやっていきたいということでありましたが、私は中曾根長官を初めそうしやくし定規に物事を判断しておられるとは思いますが、これだけむずかしい経営内容だということ、やはり戦後二十七年間の格差というものがあるのを見てもわかりません。そういうことですので、沖繩の今後の県民生活なり特に産業開発あるいは経済振興ということを考えた場合に、二次振計との関係もありますから、そこはいろいろ十分やっていらいしやると思うのですが、やはり御判断をいただいて、この電力会社の移行問題については御配慮をいただきたい。改めての所見を伺ってきようのことは……。

○中曾根国務大臣 電力料金が一年のうちに七一%も上がるということは、県民生活の上に非常に大きな影響も及ぼしますし、産業の発展の上からも非常な阻害要因になる危険性もございします。そういうこともわれわれ目の前に見えているわけですから、将来できるだけそのような点については配慮いたすように各省庁とも努力して、そして予定を履行していきたいと思っております。

○中山国務大臣 沖繩経済の発展と県民所得の本土並みへの水準の引き上げのために、エネルギーを安価に確保するというを中心に各関係省庁

と十分相談をしてまいりたいと考えております。○上原委員 きょうはこの点はこれでひとまず……。

そこで、内閣から来ておられると思うのですが、特殊法人との関連で、たしか昭和五十四年十二月十八日の閣議決定だったと思うのですが、特殊法人の役員問題についていろいろ決定がなされております。しかし、これが一体守られているのかどうかということ。最近どうなんでしょうか。まあ高級官僚という言い方はどうかとは思いますが、要するに上級退職者、一般的に言われている高級官僚の天下り規制という特殊法人の役員縮減計画はどうなっているのか。五十四年、五十五年、まずその実態について御説明ください。

○栗林説明員 先生いまおっしゃいましたように、五十四年十二月十八日に閣議決定いたしました。これは五十二年十二月に閣議決定いたしましたもののいわば運用方針として、さらに厳格に行うという意味で閣議了解を行ったものでございします。

その内容は、御承知のように、いまおっしゃいました国家公務員から直接特殊法人の役員に就任する、あるいはそれに準ずる者をその半数以内にとどめることを目標とするといったようなことから、そのほかいわゆるたらい回しでございしますとか、高齢者の起用とか、長期留任に関する例外につきましても、真にやむを得ないものに限りといったような非常に厳しい閣議了解を行われたわけでございます。

それで実際につきましては、私どもこの具体的な役員の選考に当たりまして一人ずつ内閣官房として協議を受けているわけでございまして、その適材適所というものを確認した上で内閣としてもオーケーを出しているという状況でございます。

その点から申しますと、いまのいわゆる天下りと申しますか、国家公務員から直接あるいはそれに準じたかつこうで特殊法人の常勤役員に就任するという人につきましても、各省庁でそれぞれい

ろいろ事情はあるわけでございしますけれども努力をしてもらって、少しずつ減ってきていると思っております。そのほかのいわゆるたらい回し、高齢者、長期在職の問題についても、例外も非常に少なくなってきたというふうに認識しております。

また、この閣議了解におきまして、ちよつと先生触れられました役員の縮減問題というののもあわせて決めてあるわけですが、それも着実に進行しつつあるというふうに考えております。

○上原委員 そうは言っても、われわれはそう見ないわけです。それは確かにこれだけ閣議決定なさったのだから、全くやらないということではないと思うのです。

いま特殊法人の常勤役員はどのくらいあるのですか。ここの一月から十月まででもいいし九月まででもいいのですが、特殊法人の役員に新しく就任した人が何人いるのか。そのうち民間出身者はどのくらいなのか、内部起用、昇格したのはいくつ分布になっているのか、具体的に説明してみてください。そういうのを掌握していないんじゃないのか、内閣としても。各省庁任せではないのか。

○栗林説明員 私どもの計算で申し上げますと、十月一日現在の特殊法人の常勤役員の数でございますが、七百七十三人というふうに把握いたしております。それで、やはり十月一日までで急いで試算してみたいものでございしますけれども、新任者、新しく特殊法人の役員に就任いたしました人をここの一月一日から計算してみますと百十八人でございします。そのうち国家公務員から直接就任した人及びこれに準ずる者というふうな言葉が閣議了解にございしますが、これは国家公務員の経験がございしても、非常に長い間、たとえば十年とか民間におられて、その能力を買われて特殊法人の役員に就任したという人もございします。その程度のもは除いてございしますが、いわば国家公務員からそういったかつこうで就任された方が六十人、それから民間あるいは

部内から上がった方が五十八人という数字と把握しております。

○上原委員 百十八人のうち六十人、何とか五〇%に抑え込んだというふうな、それもよろしうな答えみたいなの答弁にしか聞こえませんが、確かにいまおっしゃったように六十人、しかし七百七十三人中新しく就任したのが百十八人で、そのうち六十人。この内部起用といえますか五十八人の中には公務員の方がいるのですか。

○栗林説明員 新しい基準でいきますと、法人に入りましてから、法人の職員になりましたからおむね五年以上たつてその法人で上がった場合には、これは国家公務員出身者というふうな考えるべきじゃないのじゃないかと思っております。詳しく確認しておりますが、いま申し上げた数字の中にはそういう人はどうも入っていないようでございます。

○上原委員 それにしても、この閣議決定がなされて、その後KDD事件あるいは鉄建公団その他のいろいろありましたね。そういう中で特殊法人問題とか行革あるいは公務員の綱紀粛正問題等々出て、一時は政府もそれなりのお気持ちで、天下り人事とかそういうものをやらない方向で姿勢を正すのじゃないかという期待を私たちは持っておったわけですね。しかしいつの間にか、六月の衆参同時選挙で自民党が圧勝をして、すべてだんだん緩みつつあるわけですね。しかも、そういう行革を進める、天下りは規制をするという張本人たちがやっていらつしやるわけでしょう。これは人様のことだから余り触れたくはありませんが、たとえば行管庁の前次官なんかもストリートに天下つて行っている、あるいは会計検査院の総長ですかも。こういうことでは幾ら一般公務員に対して、もっとえりを正しなさい、行政サービスを向上させなさい、公務員精神を発揮させなさいと言ったって、上乱れれば下従わずだよ。私はそういうことはやはり行管そのものがえりを正すべきだと思ふ。同時に退職金問題にいたつて、どうなんでしょう、本当に二割、三割削減というものが実施されているのかど

うか。もちろん、職務分限によつて給与なりいろいろ違うから、そこまで私はとやかく言いませんが、渡り鳥で、多額の退職金を一方においてもらつて、次の会社に行つてまたもらつて、またほかの法人に移つて、そういうことをどんどん高級公務員という官僚はやつておきながら、一般公務員の退職手当については少々民間との差が出たからといつてやるなんて、そんなのは賛成する人がおりますか。まずは上から正しなさいよ。どうなんでしょうか。長官、そういう実態についてはもう少し——これは私は前の伊東官房長官にも申し上げたのですが、そういった特殊法人の役員とかあるいは給与の問題については政府部内で資料などももう少し整理をしていただいて公開をしない。われわれが資料要求をしても、出さないと言つてもなかなか出さない。これは納得できませんよ。特殊法人の役員問題については、政府みずからがえりを正して、閣議決定でなされたことがどう実行されているのかも含めてもう少し詳しくつととした姿勢を出さない、行革問題というのはなかなか前進しませんよ。御見解を伺つておきたいと思ふのです。

○栗林説明員 実は、閣議決定なり閣議了解がなされたものにつきまして、いま特にお話がございましたが、私も各省から一件ずつ協議を受けておりまして、しさいに検討した上で閣議了解の線に沿つていかどうかを見たと承認をし、各主務大臣において任命するわけでございます。そういう意味では非常に厳格に行つておるつもりでございます。それから、特殊法人に国家公務員から行くという問題につきましては、私どもの考え方は全く行つてはいけないということではないというふうな考へておられます。本来、特殊法人というものは国の業務を弾力的にかつ効率的に行うというものでつくられた組織でございますので、国家公務員でそれなりの知識、経験を持っている者が行くというところも、またそれなりに意味のあることではあるというふうな思つてはおりますが、そういう

ことで安易に流れてはいけないということで、民間の知識あるいは能力というものを大いに活用して、活力ある能力を発揮していただきたいというふうな意味において、半々というふうなことを閣議了解していただいたものと理解しております。その線に沿つてできるだけ厳格に守つていきたいというふうな考へておる次第でございます。○上原委員 もちろんそれは特殊法人に退職した公務員が就職というか就任をしてはいけないといふは言つておられるのじゃないんだ、それは職業選択の自由だから、あなた。しかし、そこには一定の枠がありますよ、公務員法にもちゃんと。それもあなたとどんな拡大解釈で何ら歯どめがなくなつておられるんじゃないですか。だからわれわれは法律の改正も出したんだ。そのことを指摘をされているのであつて、これで余りやりとりしてもいけません。が、しかし、少なくともこれも当初意気込んだほどのことではないですね。これじゃいけませんよというところ。

そこで、五十四年にこの種の関係の何々の法人にどういふ人がどういふ就職をいつやつたという資料を出していただけないですか。資料要求をしても皆さん出さないじゃないですか。整理をして出してくださいね。いいですね、その点は、内閣参事官。

○栗林説明員 私ども、資料要求がございまして、きには、できるだけその線に沿つて御要望にこたへるようになしたいと思ひます。私ども一番気にしておりますのは、具体的な人の問題になりますので、私どもとしては、いわば先ほどのブライパシ—みたいな感じになつてきますので、その点は非常に気を付けてながらお話し合ひして資料を出させていたきたいというふうな考へております。

○上原委員 しかし、それはそういうことで逃げられる問題じゃないですよ。その点、また公務員関係法案もあるはずですから、そのときにももう少し給与問題とかかわりでお尋ねします。そこで長官、いま私が申し上げたようなことについて、せつかく相当網羅正をやろうと、特殊

法人のいろいろな不正事件などもあつたあれで、国民はそういうものについては非常に敏感なんです。こういうことについては内閣全体の問題あるいは官房長官が総理の専任事項かもしれませんが、やはりこれは行政改革の一環ですよ。これについては長官としてもそれなりの御見解なり御認識を持つていただいて、決められたことについては強力に実行していくという姿勢を示してもらわなければいかぬと思うのですが、この点どうなんですか。

○中曾根國務大臣 決められたことは厳格に実行するように、私たちも監視してまいるつもりでございます。

それから、先ほど上原さんから御質問がありまして第二臨調の内容でございまして、大体内手続は終了したところで、いま報告がありましたから、大体内の内容を御報告申し上げたいと思ひます。

大体内の目的としては、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、現行の行政全般について見直しを行い、今後における行政の抜本的改善策を策定するというところにしておりまして、存続期間は二年ということでありまして。

それで、この権限でございまして、基本事項に關しては内閣総理大臣に意見を述べ、または内閣総理大臣の諮問に答申する。前項の意見または諮問を内閣総理大臣から国会に報告するように内閣総理大臣に申し出ることができ、この点は強くなつておるわけでありまして。

それから、調査会の委員は、九人をもつてして非常勤委員とする。これは内閣総理大臣が任命しますが、両議院の同意を得ることにしてあります。

そのほか、専門委員を置くとか事務局を置くとか、そういうことにはしておりまして、調査会は必要があると思ふときは行政機関、地方公共団体及び行政管理局設置法第二条第四号の二に規定する法人に対して、これは特殊法人ですが、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる、こういうふうにしてあります。

八
ることができ、こういうふうにしてあります。あとは、普通の事務的規定で、調査会は法律の公布の日から四カ月を超えない範囲内において政令で定める日に設置する、行政監視委員会は調査会の設置の日の前日をもって廃止する、こういうふうにしてあります。

○上原委員 途中でよいかな答弁が入るから、こつちの質問を忘れてしまつたよ。

それはきょう与党調整ができて具体的に法案策定に入つていくという前提での御答弁だと思ひますが、またそのときにいろいろお教えをいただきたいと思ひます。

そこで、決まつたことについては厳格に実行していきたい、いかにも中曾根さんらしい御答弁ですが、問題はそうならないところにいるいろいろと疑惑が生じ、国民の不信があるということも一つおとどめいただきたいと思ふのです。

次に、この特殊法人の問題との関係で、全体ではないのですが、特殊法人からの剰余金の吸収を検討したい。いわゆる政府の財政再建の一環という構想でしょうが、これは行管としてはどういふふうにお考えになつておられるのか。また具体的に今後政府部内で進めていくのか、もつぱら大蔵省あたりに任せていくつもりなのか、御見解だけお尋ねをしておきたいと思ふのです。

○中政府委員 すでに御案内かと思ひますが、今後の行革の方向といたしまして、特殊法人の経営実態の見直しということが決まりました。それとあわせて、さきの通常国会で行政監察の調査対象が拡大いたしました。年度計画にも織り込んでございまして、現在経営実態の見直しの調査に入つたところでございます。十月一日現在でございまして百九十九でございますが、私ども前からこの延長で百十の経営実態の見直しをやつておるところでございます。

○上原委員 私が言つておられるのは、もちろん経営実態を把握をしていく、見直しをやつていくというの、これは前内閣時代からそういう方針を出されておる。一部で報道されておりますよう

に、特殊法人の剰余金の問題について、政府納入とか還元とか、そういうことも行軍の一環としてお進めになる作業をいま進めているんですか、いるんならどういふお考えでやるのか、どういふ特殊法人が対象なんですか、それを聞いています。

○中府委員 ただいま申し上げましたように、何分数が多いものでございますから、いまその計数整理をやっておりますのでございます。たとえて申しますと、連続貸借対照表、連続損益計算書、これは個別のものを全部入れるのでなかなか大変でございますが、私どもの見ております中身から申しますと、いま先生から御指摘ございました範囲よりもやや広く見ておまして、財政に対する負担の軽減の面も入れております。寄与の面だけじゃございませんで、負担の軽減の両面から見ております。

大体見直しております内容を申しますと、特殊法人はいままでの成立の経緯等ございまして、会計経理基準といったものがいま特殊法人別に非常にバランスがとれておらぬと申しますか、たとえば費目をとりましても法人ごとに名称が違いますし、内容が異なっておりますというものがございまして、それを初めといたしまして、俗に申します貸し倒れ引当金の率等にしまして、業務ごとにこれは当然差はあるわけでございまして、違い等ございまして、まず一つが会計経理基準等の見直しでございます。それからもう一点が経営の効率化、合理化と申しますか、経費の節減面等から、あるいは増収対策といった面からの検討面がございまして。

それからその次に、民間能力の活用面と申しますか、民間への委託等の問題がございまして、そのほか、先生御指摘の利益剰余金の処分等の問題、こういうものも含めて検討をしておりますところでございます。

○上原委員 長官は、この件についてはどういふ御認識、御見解を持っておられるのですか。

○中曾根国務大臣 特殊法人につきまして、その

経理関係あるいは出資、剰余金、そういうものの適正についていろいろ見直しをやらしておる最中でございます。八月におきましては、私の方の堀内政務次官がそういう財務の非常な権威者でありますので、概算的に洗ってみましたが、問題もあるということがよくわかりました。そこでいま各省庁から正式にその関係資料の提出を求めまして、それが終わりました。いま正式にいろいろまた当たっております、そういう状態でございまして。

○上原委員 これはこの程度にとめておきましよう、なかなか言いにくそうですか。

そこで次に、この法案との関係で具体的な問題でちよつとお尋ねしておきたいのですが、地方支分部局の整理あるいは統合問題はなかなかいろいろ問題があるわけですか。さつきも申し上げましたように、画一的あるいは形式的な、ごろ合わせの

——ごろ合わせのと言つたらちよつと失礼かもしれませんが、そういう地方支分部局の整理なり統合がずつと進められてきている。その中では、もちろん整理をする、あるいは統合をしても降格、格下げしたつて支障がないというか、まあまあ何とか妥当性のあるであろうと思われるものもあると思うのです。だが、どうもさつきから申し上げましたように、たとえば一省一局一部削減とか、あるいはこれこれの数を持つてゐるものはこれこれだ、そういうような方法でやられますと、どこかに必ず大きなしわ寄せがいくと思うのです。犠牲をこうする。今回の支分部局の降格とか統廃合では、その種のものはないのであるか。けさの日経なんかを見ると、まさかこの法案が通るとは、行管庁自体も思つていなかったと書いてある。たとえば行管庁自体も、中国管区行政監察局と四国管区行政監察局と統合して中国四国管区行政監察局とするというのだが、四国がなくなるのはさびしい。だから、この法案が通らなければよかったと内心は思つておつたが、もう通りそうだとこのことだ。こういうことを思いながら法案を出して、われわれにまじめに審議しないといふのもちよつと問題なんだな、実際から言つと。

そういうことをあなた方が思っているのだから、そこで働いている人はもつと思つてゐるよ。そこいらはどうなんですか。

○中曾根国務大臣 その部分に関する新聞の記事は真意を伝えておりません。行政管理局が改革案として出したことは、もう率先して御審議願う。そして一日も早く成立させようと思つて夜を日に繼いで努力しておりますのでございまして。

○上原委員 ますますエスカレートするから……。

いまは行管の一つの例としてとらえたのですが、いろいろおやりになるときに、いわゆる全体的に見て、総体的に見て、そういう無理がないのかをもつと検討なさつたらどうかということをお願いしてゐるわけですね。

そこで、一つの例として新潟海運局の問題、これは日本海——私が日本海側のことを聞くのもちよつと変なんですけれども、地方海運局の問題で、新潟海運局の件なんです、日本海側には、海運局というのはこの一局しかないわけでしょう、地域性から言つても。みな太平洋ベルト地帯に持つてきて、新潟からわざわざ横浜の海運局まで足を運ばなければならぬことがでなくなる状態は来ないのですか。地域性、住民のニーズということは度外視をした降格、統廃合じゃないのか、整理じゃないのか。これは挙げて反対してゐますね。もちろんその関係している職員の皆さんしかり、新潟県知事も県会も、朝野を挙げて、まさに超党派的だ。さつき私が第一次臨調のときの原則を讀んだでしょう。地域住民の意見を尊重するということとか地域性の特性を持たすということが行政運営の本来の姿でなければいかぬと思うのです。都市にみんな集中させる、中央に集中する、それはよくないと思うのです。ここいらはどういふお考えですか。問題ありませんか。運輸省はどういふお考えなのか。

○永井政府委員 新潟海運局の件につきまして、私も五十四年の閣議決定に基づきまして、簡素な行政機構をつくるということと、一方、行政サービスの水準が低下してはいけない、この二つの問題を検討したわけでございまして。私も十の地方海運局がございまして、新潟海運局が業務量におきまして、一番相対的に業務量が少ないということと、それから管轄区域が新潟県、長野県と二県で非常に狭いということございまして、これを関東海運局に統合するということが考えたわけでございまして。ただ、御指摘のように新潟港を抱えまして、本局であります、横浜にあります関東海運局との連絡等いろいろ問題がございまして、新しい組織として海運監理部というものを設けまして、ただいま御審議いただいておりますが、法案の附則にございまして、各種事業監督等の実体法の運輸大臣の権限も、いわゆる海運局と同じようにこの監理部に委任できるといふことで、行政サービスの低下を防ぐことができる、このように考えてゐるわけでございまして。

○上原委員 いまの答弁で行管庁、いいですね。行管庁、そういう考えで進めますね。まずそこらで……。

○佐倉政府委員 私どもの方としましては、海運局に限りませんけれども、それぞれの管轄区域あるいはその事務内容、そういうものを各省からいろいろヒヤリングを通じまして個別に検討をいたしました。極力各機関の実態に即した整理案を詰めたところでございまして。その過程におきまして、各機関の組合を初め地元の関係者等の意見も直接あるいは間接にわれわれとしては十分聞いたつもりでございます。

○上原委員 あなた、なかなか要領がいいけれども、私が聞いてゐることは答えでないで、よけいなことを言つてゐるんだ。

では、もう少し具体的に、いまの海運局長の御答弁を確認する意味でお尋ねしたいわけですが、確かに新潟局を関東海運局の海運監理部とする。そして、従来、従前、これまで——日本語もややこしいから、もう……。この新潟海運局で海運局長に大臣の権限を委譲という委任をして行つておつた業務というものは、監理部長に委任を

した形で行うわけですね。新潟とか長野の皆さんがそういった許可とかいろいろなことでもわざわざ横浜の関東海運局まで足を運ばないでもできるというのが一つの条件。これは正直申し上げて、大変ですわ。幾ら交通事情がよくなったからいいと言ったって、電車で乗れば費用もかかるわけでしょう。時間も食うでしょう。それから冬場とかそういう場合は大変な支障を来すのです。そういう不便を与えないというのがそもそもの行政でなければいけないと思うのだね。なるべく地域住民に不便を与えないということ、それがサービスの向上でしょう。サービスを向上しない、向上しないと言いがら、そういうものをどんどん削っていったのではだめなんだ。そういう権限は委譲するのではよわねということ、支障は与えませんが、これをこでひとつ行管庁の方からお答えいただきたいのです。

と同時に、その機構はどうなるのか。いま地方海運局には四つの部がありますね。あるいはまた人員はどうなるのか。配置転換とか人減らしを長官は盛んに言っておられるようですが、仕事減らしと人減らし、これは聞かえはいんだが、生身の人間の首を切るというのはそう簡単に行きませんよ。公務員にはそれなりの権利がある。もつと言えば、生存権だつてあるんだ。簡単に安上がり政府とか安上がりの行政だからということ、生身の人間の給与を引き下げてみたり首を切つてみたりするということ、これは許されないうこと。そうすると言つていませんが、しかしいまの風潮で行くともう少しかねない。ここいらの点についてもう少し行管庁のお考えを明らかにしておいていただきたいと思います。

それでは、さきの御答弁に含めて、この監理部長が従来海運局長がやつておった権限を受けて、委員、委任をされて、十分に地域住民やそういった海運行政に支障を来さない、職員にも不利を与えない、そういう前提でこれはおやりになるわけですね。

○永井政府委員 新潟海運局を関東海運局に統合

いたしまして、新潟に海運監理部を置くわけですが、管内全体の調査とか統計とかあるいは政策の基本になるような企画とかいったものにつきましては、本局でございまして関東海運局で行います。ただ、従来からございまして事業監督行政、たとえば海上運送法に基づきます行政、港灣運送事業法に基づきます行政、あるいは船舶関係、船員関係、こういった個別、具体的な事業につきましましては、従来と同様、あるいはほかの本局と同様に、直接運輸大臣の権限を監理部長に委任する、こういうことになってございまして、行政に關係のある方の御不便はかけないもの、こういうふうに考えております。

それから、内部組織、定員につきましては、現在行政管理局と協議中でございます。

○佐倉政府委員 行政サービスの低下を招かないようにするということでございますけれども、特に対民間の許可等の権限、これは海運監理部長が取り扱うことができるようにしていくという方針でございます。そのほか内部組織、定員につきましては、ただいま海運局長から御答弁のあったように、具体的な事務量を算定して、それから海運監理部にどのような事務を残すかというようにことと関連しまして、なるべく行政サービスの低下を招かないようなことを配慮しつつ、なおかつ行政改革の趣旨に沿ったような、簡素にして能率的な部にしたというところで、これは五十六年度の予算編成過程でこの作業を詰めていくはずでございます。

○上原委員 簡素にして効率的というか能率的という言葉をひっくりかかると、これはすべてひつかかると。そんな抽象論はないよ。具体的にどういうことをやるのです、人員とか予算措置のことやると。さきさき言つたように、職員の利益性というのはないですね。それと内部機構についても、従来のように、監理部と局とは機構上の面はもろろん違ふかもしれないが、平たく言うとな実質的な変化はない。行管、そういうふうな理解していいですね。

○佐倉政府委員 いまある新潟海運局と今度置かれる海運監理部というものは、やはり違うわけでございます。ただ、ただいま海運局長から申し上げましたような一般的な事務あるいは関東海運局で取り扱える事務というものは関東海運局の方へ移すことになると思ひます。それに従ひまして、海運監理部の機構、定員等も現在の新潟海運局のそれと若干異なつてくることになるかと存じます。

ただ、そこに置きます人の配置その他については不利があるかないかというところは、人事上の問題でございますけれども、そのことの起こらないようにいろいろと、この場合には運輸省でございまして、けれども、ほかの場合には各省庁に御努力を願つていふこととでございます。

○上原委員 くだいようで申しわけないのです。あなたが一度私の方から聞いておきます。

あなたが海運監理部に降格になるわけ、それは全く同じということにはならぬという考えもわかるわけですが、言葉を変えて言う、格としては下がることになるが、実質的には局と同等の機能の担保をする、そういう運営をしていくということではないですね。これはもとと運輸省も積極的にその格下げに賛成したわけじゃない、同意したわけじゃない。これはいま私が言つたような取り扱いをするという前提ですね。

○永井政府委員 各種事業監督あるいは船員の問題、船舶の検査の問題等、こういった問題につきましては、従来の海運局と同じ扱いでございます。したがひまして、海運局においてになる関係の国民の方々の手続その他については従来と全く同様でございます。

○佐倉政府委員 いま海運局長から答弁のありましたように、特に対民間関係の許可可事務等はなるべくそこで処理できるようにという方針でやつております。

○上原委員 なるべくくせ者だが、この件で最後にもう一点要望と御見解を聞いておきたいので

すが、いろいろまだ詰めていかなければいけない問題があると思うのです。運輸省の海運局と行管にある。それとまた、現在新潟海運局で働いておられる職員の皆さんと海運局、政府との関係で、いろいろこれまでお話し合い、協議、交渉をなさつてきたと思うのですが、特に、そこで働いてる職員の身分なり労働条件等に関連する事項については、これは念にも念を入れてやるべきなのが当然ですね。そういう意味で、いま私がお尋ねをしたことで足りない面もたくさんあると思うのですが、時間の都合もありますから、十分関係職員の皆さんと協議の上で、その提案なり意見というものを最大に尊重した上でいろいろな業務を今後進めていかれる、これは当然と思うのですが、おやりになりますか。

○永井政府委員 内部組織、定員等については、これから行政管理局と検討を進めてまいるわけでございますが、どのような形の結論が出て、関係職員が不利益にならないように十分配慮してまいるたい、このように考えております。

○上原委員 ぜひそうしていただきたいことを重ねて要望申し上げます。

また、行管の方も、先ほど来お願い申し上げておりますように、指摘いたしましたように、十分な御配慮を求めておきたいと思うのです。そこで、若干前後しますが、きょうちよつと補助金問題も聞こうかと思つたのですが、大蔵が来ておりませんので、行政改革の問題であと一、二点だけ聞いておきたいのですが、官業と民業の分担ですね、よく言われてゐるわけですが、二次臨調でこれが重要になつてくるかもしれないが、どういふふうな基準といたしますか、仕分けをしうとしておられるのか。たとえば中曽根行革という言い方があるいは失礼になるかもしれないが、こういう言い方がありますからそう呼ばしていただきたいたのですが、宇野行革よりは中曽根行革の方がいいのじゃないですか。基本方針案というのがありますね。この中にも、地方公共団体の厳正な定員管理とか、あるいは地方と中央の業務

の分担とか、いろんな方針が出されているようですが、地方公共団体の厳正な定員管理、これはある意味では、基本、原則的には地方公共団体が自主的にやる仕事なんですね。しかし、さつき申し上げましたように、地方主義とか地方の時代という概念は、とらえ方もいろいろあると思うのですが、できるだけ中央集権的にならない業務分担、割り振りをやっていくということになりますと、これをどう分割をしていくとするのか。これまでもそのことが言われながら、余り進展していないということがありますね。こういう問題はどうお考えなのか。

さらにもう一つは、公務員の総定員法もあっていろいろと言われているわけですが、私は、先ほど来申し上げておりますように、不正に対しては十分その内容を審査をした上で、それなりの厳正、縮小をやつていかなければいけないと思うのですが、最近の風潮はどうも公務員無用論のことを言っている節があるんじゃないかと思う。何か公務員の数が余つて、遊んで給与をもらつていて、ではないか、そういう言い方に聞こえる意見さえ出てきています。しかし私は、全体の公務員というのはそういうことじゃないと思う。それは機構のいかんによつては若干時間的ゆとりという業務量の少ない面はあるかと思うのですが、全体的には中央地方の機関を含めて政府官庁というものが、そんなに朝から晩まで新聞を読んでいるとか、ゆとりのある状態じゃないと思うのです。加えて、いろんな給与問題でも大変な批判がある。それはそれなりに国民の政治や行政に対する注文ですから謙虚に受けとめなければいけません、しかし、そういう風潮に悪乗りしちゃうかぬと思うのです。

そういう面からしますと、特に八〇年代、今後の公務員制度という面を考えて、わが国の行政分野において適正な公務員数というのは、一体どういう面が期待されているのかということも改めて検討する必要があると思うのです。長官おわかりのように、第五次計画では三万七千幾らか減ら

すといつても、補充する面はすべて文教関係ですよ、厚生ですよ、あるいは消防、そういう国民の生活と密接にかかわつておる分野はどうしても増員をせなければいけないわけですね。それがあつては今日の行政の多様化でしょう。業務量がふえつていいということになると、それは決してサードビスの向上になりません。

また、簡素で効率的といつても、簡素で効率的といふことは、官僚だけの、政治家だけの、政府を預かつている人々だけから見て簡素で効率的であつては私はいけなかつたと思うのです。国民がそう思うかどうかの問題。ある面では、直接的には国民の負担にならないが、間接的には国の税金が少々かかつてもやらなければいけない行政もあり、増員もあるわけですよ、この社会的構造、仕組みの中においては。そういう面がこれまでの行政改革やいろんな人員問題では欠落してないかどうか。私はそういう面にもつとメスを入れていただきたいと思うのです。

同時に、これは公務員の皆さんの生きがいという問題です。人生、平均年齢が七十五、六歳、そういうふうになると、必然的に高齢化社会というものが来ます。その中でいろいろ言われておりますが、公務員の皆さんだって、家族があるし、人間ですよ。そういう面で、一般の公務員の皆さんに對しても、将来に對して不安のない、生きがいを与えるということ。

そこからすると、いまいろいろ取りざたされているようなことについては、長期的に見て公務員が仕事に意欲を燃やす、あるいは将来に生きがいを感じて退職後の設計を立てていけるというそのぐらゐのことは、私は社会全体で考慮してもしかるべきだと思つておる。これがどうもいままでの行政改革の中では出てこないで、ややもすると悪い部分だけで、公務員の苦勞している分野については余り評価されていないことについては、私は、あるいはわが党は同意しかねるのです。こういう問題についてはどうお考えなのかというこ

とを、少し長官の御意見を聞かせていただきたい。余りに微視的な物の見方でなくして、長期的に見て全体的に公務員の皆さんの仕事、分限というものをどう評価しなければいけないのかということ、退職後の生活というものも考えて不安のないようなことをすれば、ある面においては不正もなくなるわけですが、一般論で言うところ、そういう点はどうか今後やろうとしておられるのか、少し聞かせていただきたい。

○中曾根國務大臣　まず地方の問題は、やはり「地方自治の本旨」という憲法の条文もございまして、特に地方の固有事務等については十分注意を払わなければならぬと思つておる。

それから、公務員につきましては、私は、日本の公務員は世界的なレベルから見ればかなり能力のいい優秀な人たちが多いと思つておる。世界で優秀なのはフランスの公務員と日本の公務員だと言われておりますが、そういう点は私たちも同感であります。

ただし、長い間の膨張過程において、暇なところも出てきたし、非常に忙しいところも出てきたし、また日の当たるところもあるし日陰のところもある、そういうところを調整して国民の満足のいくようなものに仕立て上げていくことは大事です。

しかし、政府としては、公務員を、いろいろ働いてもらつておるわけでありまして、やはり公務員も国民の一人で、基本的な権利もあり生活も抱えておるわけですから、生きがいがあるように、毎日毎日の仕事に生きがいを感じるように持つていくのがまた政府の大事な仕事であると思つておる。

しかしまた、一面において、そういう雪の吹きだまりみたいなところが出てきたりして、公費天国であるとか、あるいは前に批判を受けた鉄建公団とかKDDの問題であるとか、そういうようなこともなきにしもあらずでありまして、そういう点は、綱紀を厳正して厳格にそういうことを起こさぬようにやらなければならぬ、そういう面も

あると思つております。一概一律に、一面的にのみ断定することは非常に危険であつて、非常に多面的にこの問題は扱つていく必要がある、そのように感じます。

○上原委員　もうこれで時間ですから終えますが、そこで、さつきちよつと申し上げました行政の各分野、いわゆる中央官庁とか政府機構というものがどこまでの守備範囲を持つべきかということですね。これを可能な限り具体的に示す必要があると思つておる。

中曾根さんがこれからやりになるという行政改革の中で、官業と民業の再検討ということがあつたわけですが、これは具体的にどういふことなのか、そういう理念をはつきりさせるといふことが、あるいはいま官業である、よく出ます、何々公社とか何々は民営に持つていったらどうかと、またそういう議論を蒸し返すことなのか、そこも非常にぼやけているわけですね。したがつて、結びとして、そういう問題を含めて五十六年度の行政改革の目玉というものは一体何なのか。これまで大体内閣から五十五年度行革ということでも出ましたね。先ほど来申し上げておりますように出てはおりますが、さつき御答弁あつた第二次臨調もそうでしょう。しかし、五十六年度はどうするか。第二次臨調の答申なり意見書が出るまでの渡り廊下といふか、つなぎといふものは何を目玉に五十六年度やつていかれようとするのか。そこいらはもう少し明らかにしたい。だか

ないと、五十五年度で出された方向だけやれば、あとは第二次臨調で出てくるものを受けてということになります、結局中曾根長官のかねが問われることになりはしないのか。そこらを含めてまとめて御見解を承つておきたいと思つておる。

○中曾根國務大臣　その点は、基本方針として前から申し上げておるところでございまして、第二次臨調を待つまでもなく、第一に仕事減らしを行います。それで法律、許認可の整理あるいは定員の問題、地方の問題、審議会の問題あるいは特殊法人の見直し、こういうことで思い切つた仕事減

らしをやるうと思つてまいろる取りかかつておるところでございます。

第二は、サービス改革、奉仕の精神に徹底する。そのためにすでに閣議決定もやりましたし、私も地方へ出向いて督促しておるところであります。

第三は、将来を展望した新しい時代にふさわしい行政哲学、行政体系を策定する。

この三つが簡単に申し上げますと、五十六年行革というものの性格であると思つております。

○上原委員 ちょうど約束の時間ですから終えませんが、なかなか骨の折れる仕事だと思つたのです。しかし、さつきから申し上げましたように、野党もそれなりの提案を具体的にやつてゐるわけですから、そこいらも参考にしていただいて、この際、この行政改革に対する国民の期待なり、とかく言われている御批判に対しては十分沿うように御努力をいただきたいことを希望して、質問を終えたいと思つます。

○江藤委員長 午後一時四十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時二分開議

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中島武敏君。

○中島(武)委員 中曾根長官にお尋ねします。

行政管理基本問題研究会の研究報告、つまり「今後における政府・公共部門の在り方と行政改革」、この問題についてお尋ねをしたいと思つたのです。これは政府行革の哲学というふうにも言われているわけですが、長官の見解では、この研究報告は政府の行政改革の方針の中でどんな位置を占めてゐるとお考えになつておられるか、まずお尋ねしたいと思つます。

○中曾根国務大臣 行政管理基本問題研究会報告は、一九八〇年代のわが国社会経済の動向を展望し、今後における政府、公共部門の担うべき役割

り、すなわち行政の守備範囲のあり方について検討し、今後において望ましい行政のあり方を実現するため学問的、理論的立場から行政改革の基本方向を示したものであると承知しております。これに對しまして、「今後の行政改革に関する基本的な考え方」、われわれが唱へたものは実践的課題を明らかにしたものであります。

御指摘の研究報告は五十四年にたしか答申されたものでございますが、内容は、私の記憶では非常にアカデミックな観点から守備範囲を中心に論ぜられたもので、かなり傾聴すべき点があるように思つました。

○中島(武)委員 私は、この研究報告の特徴として、まず「当面、治安、国防、外交等の行政機能については考察の対象から除き、このふうな言つて、自衛隊、警察あるいは公安調査庁などをいわば聖域化していることが一つの特徴だと思つたのです。そして、それは積極的によろうとしてゐることは何かということになれば、これも率直に言つて、またこの文書はすいぶん率直に書いていますけれども、国民生活に奉仕する部門の切り捨てを行おうとしている。たとえば低生産性部門に対する保護援助行政の一部あるいは農業、中小企業の価格支持政策等の保護助成政策、医療政策の一部等、こういうものを切り捨てるといふ考えを述べて、福祉施策における負担の適正化といふことも言つておられるわけでありま

す。さらには大企業に對しては、いわば放任をするあるいは規制行政の撤退といふことも言つております。各種の料金統制、開業規制、取引規制というふうな言葉でこれがあらわされております。そして私は、これは非常に見逃せないと思つたのは、あれだけ問題になりました政治の汚職、腐敗構造にはメスを入れようとしていないところが大変特徴であると思つたのです。私は、こういう方向というのは決して国民の望む行政改革の方向ではないと思つております。

先日、十月三日に中曾根長官が行革問題について共産党の上田副委員長と会談した際に、私もこ

のとき同席をしたわけでありまして、わが党の行政改革についての見解を資料としてお渡ししました。私も、この行政改革の問題について何を重要な基準として考へてゐるか、四つの柱を考へております。清潔で民主的な行政を目指す、看護婦など国民生活に奉仕する定員はできるだけふやして、不要不急の諸機構の定員はできるだけ削減して税金を国民本位に使う、地方自治体の権限拡大の方向で、国と地方自治体間の事務権限の再配分を行う、そして公務員が創意と自主性を持つて全体の奉仕者としての役割りを発揮できるようにする、この四つを私は重要な柱と考へております。そしてこういう行政改革を進めるならば、行政経費も大幅に削減することができま

す。そして、この四つを私は重要な柱と考へております。そして、この四つを私は重要な柱と考へております。そして、この四つを私は重要な柱と考へております。

○中曾根国務大臣 上田議員、中島さんからいろいろ御所信のほどを承り、また資料も拝見いたしました。

基本的なスタンドポイントにおいてやや必ずしも一致しない点もあるように思つました。どつちかというところ、われわれの方の考へ方が現実的であつて、共産党の考へ方はかなり勇断をふるつたお考へであつて、ポイント、ポイントには聞かざるべき点もあつたといふような感じはしておりますけれども、現実性という面で可能な範囲という可能性を見ますと、われわれの考へ方が可能性が強い、そういうような感じがいたしました。しかし、これは共産党独自の勇断をふるつたお考へであるとして理解したところであります。

○中島(武)委員 私は、いま私が申し上げたような見地から、具体的な問題を通じて長官に見解をただしたいと思つております。

以下、御質問申し上げる問題に関連する資料をちよつと用意しておりますので、見ながらと思つたので、委員長お許しをいただきますと思つます。

まず一つの問題ですが、予算定員の問題です。

この総定員法が施行されましたのは昭和四十四年、その後の予算定員の増減を見ますと、全体で一万八千人ふえております。このうちで厚生省関係また文部省関係を別にすれば、防衛庁が一万人六千人強、非常に大きくふえてゐるわけでありま

す。その反面、国民生活に非常に密着した部門、たとえば食糧関係あるいは国有林関係、治山関係、鉱山災害、鉱害防止の関係、気象観測、郵政事業、労基署関係あるいはまた職安関係、労働保険関係、治水関係、いわばこれは全部軒並みに減つておるわけでありまして、これは国民に対する行政サービスが非常に低下せざるを得ないという結果になつてゐると思つたのであります。私は行政の基本といふのは民生安定にあるというように思つます。ですから、そういう点から言えば、防衛庁などいわば不急不要の部門を削減をして、一番急がれてゐる国民生活密着部門の定員は十分に確保して、税金を国民本位に使うべきじゃないか、こういうふうな基本的な考へを持つわけですけれども、長官、どうでしょう。

○中曾根国務大臣 いただいたこの表が果たして正確であるかどうか、まだチェックする余裕がありませんから、一応この表によつて考へを申し述べてみますと、お示しのようによつて防衛庁が一万人六千人ふえておられますが、これは内外の情勢から見まして防衛を近代化し充実していくというためにやむを得ざる措置であると思つます。この点で共産党とわれわれの考へが非常に基本的な違つてゐる、そういう点がまず見受けられます。しかしながら、文部省がそれ以上にふえておるわけですから、二万五千九百人、約二万六千人、防衛庁よりも約一万人も文部省関係がふえておる。あるいは厚生省関係が八千七百人、約九千人近くやはりこれもまたふえておる。こういうふうな情勢を見ますと、一定の総定員法の枠内におきまして、やはり教育あるいは福祉の面に重点政策がとられてゐるということがこの表からもうかがわれるのではないかと、そのように思つます。

○中島(武)委員 これはこの委員会でもしばしば

議論になっておりますように、いま長官の言っておられる文部省関係の中心は医科系の大学でありますし、それからまた厚生省関係でふえておりますのは病院関係であります。これらはいずれも行政需要が非常に多い。病院で言えば、また大変難病であるとか、そういうものを措置しなければならぬということもふえておるので、しかし、これで十分ふえておるのかということになりますと、後でまた私、議論したいと思いますが、十分じゃないと思います。結局、総定員法があるものですから、防衛庁の予算定員が非常に大きな部分を占めてしまう。そして必要欠くべからざる厚生省関係、文部省関係、これを措置しなければならぬものですから、ほかの国民生活密着部門が減っている、こういうふうなのが実態であろうと思います。

私、さらに具体的な問題についてお尋ねをしたいと思ひます。それは特殊法人の問題なんです。特に最初にお尋ねしたいのは、特殊法人に対する財政計画などの問題についてです。

先日、この委員会におきまして中曾根長官から特殊法人の出資金の引き揚げあるいはその余剰金の納付問題について見解が示されました。これはできるだけ出してもらう、これは政府の姿勢である、こういうふうな言っておられたと思うのです。これは横並びの問題として、特殊法人に対する財政計画のあり方、またその執行の仕方、つまり年度末にむだ遣いに非常に集中してしまう、こういう問題について検討をしなければならぬのではないかと、私には思ふわけであります。

五十三年度は、特殊法人はこの財投を一兆五千億円で残しをしております。それから五十四年度は六千八百億円で残しをしておりますわけでありまして、ところが五十三年度の会計検査院の検査報告、これはたしか去年の十二月に出されたものですけれども、ここで例の水資源公団の予算のむだ遣い六億円ということが指摘されている。私はそういう点から言いますと、こういう財政計画あるいはその執行の仕方というふうなものについて、

いまこそメスをはつきり入れなければならないと思います。こういう点について長官の方で検討するということお気持ちはないかということについてまずお尋ねしたいのです。

○中曾根国務大臣 財投の問題は、やっぱり検討する必要があると思ひます。これはいわゆる使ひ残しというものがどういう実態に基づいておるのか、あるいはいわゆる官業と民業との関係という面から見まして、民間活力を充実させるという面からどの程度貢献しているか、そういうようないろいろな面から財投問題というものはある程度見直すべきときに来ている、そう思っております。

○中島(武)委員 同じく特殊法人の問題についてですけれども、特殊法人の役員の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

この天下り問題というのは、戦前から大変大問題になってきた問題であります。しかも繰り返して問題になってきた。そしてその都度閣議決定とか閣議了解とかがつくられてきた歴史を持っているわけでありまして、最近では、福田内閣も閣議決定を行っておりますし、大平内閣もまた閣議了解を行っております。大平内閣のときには天下りの役人は半数以内にとり決めておるわけでありまして、しかし、それにもかかわらず、現実にはこの天下りはどうなっているかということになれば、これは減っているとは決して言えないわけでありまして、中には、いまお渡しをした資料にもありますけれども、天下りの役人が一〇〇%を占めている特殊法人、こういう特殊法人が二十六もあるわけでありまして、これだけいままで閣議決定がされ、閣議了解がされ、そして問題になってきたにもかかわらず、一向に減っているとは言えないという状態、これは本格的にメスを入れる必要があるのじゃないか、そういう点では法的規制というようなことを考えなければいけないのじゃないか、そういう段階にきているのじゃないかと私は思ふのですが、見解を聞きたいと思ひます。

○栗林説明員 先生いまおっしゃいましたように、特殊法人の役員のいわゆる天下りといった問題につきましましては、五十二年の閣議決定でも適材適所主義でいくということを言っておりますし、また去年の十二月十八日の閣議了解でも「国家公務員からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとり定めることを目標とする」ということを決めていたわけであります。それに基づいて一々私どもの内閣官房の方で各省から協議を受けてやっておりますわけでございます。

それで、一つは、この資料を見させていただきますと、「二ページ目の「特殊法人役員への天下り人事は野放し同然」と書いてありますところの上の方の数字は確認しておりますが、一番下の一九八〇年九月末現在の数字は、私どもが十月一日で一度計算してみたものとちよつと違つておるようになっています。その点は後でちよつと確かめて調べてみたいと思ひます。ただ「国家公務員からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとり定める」ということでいいますと、この一月以降新しく役員に就任した者は大体半々、半分ぐらいでございます。したがって、全体としての率も若干下がつてきつたのだらうと思つております。

それから「天下り役員一〇〇%法人は二十六法人も」、こう書いてございます。括弧書きにも書いてございますが、確かにこういつた「国家公務員経験者を基礎として集計」したというのは、実は今年の一月などから数は減つてはいるわけでございますが、これくらいあるのだらうと思つております。ただ、これにつきましては、それぞれ業務の内容とかあるいは比較的常勤役員が少ないとか法人ができて間もないとかいろいろいろいろな事情と、それからもう一つは、いまこの中にも、たとえば役人をやめてから民間に十年も行つてこの役員になつたという人も含まれているということも申し添えておきたいと思ひます。この点も私どもまた今後の問題として整理をしていきたいと思つております。

○中島(武)委員 それで、整理をされるというのは結局どうされるわけですか。

○栗林説明員 私、いま整理をすると申しましたのは、二十六法人という数字がまず基礎的な数字としていいのだからと、これをひとつ検討してみたいというのが一点でございます。それともう一つは、しかしいかに各法人の事情があるにしても、やはり民間の活力というものを本当に導入していけるかどうか、これは各省とよく相談してできるものはやつていきたい。そして全体としては閣議了解、これは全特殊法人の全体の常勤役員についての数字を目標としているわけでございますので、その点はしっかりと守るよう努力していきたいということでございます。

○中島(武)委員 この数字はあなたのところからいただいたものです。ですから間違いないと思うのです。それで、二十六法人も天下りの役員が一〇〇%を占めているというのは大変異常な状態である。民間の活力というふうなことも言いますけれども、しかし、天下りの大変な人事は、先ほど言つたように、久しくしてなおかつ解決のつかない問題であります。よつぱり本気になつてこれにメスを入れないと、問題解決はなかなか進まないのではないかと、これはちよつと所管外かもしれませんが、長官、どう思われますか。

○中曾根国務大臣 やはり天下りが多いのはよくないです。できるだけ減らすように精力的に努力いたします。

○中島(武)委員 これも、先ほど申し上げた十月三日に長官と行革問題についてお会いしたときに問題になりました特殊法人の役員の高額な退職金の問題についてです。

あのとき公務員並みになつていないなら検討するといふふうな言われましたが、現実はどうかと云えば、ごらんのとおりこれは公務員並みになつていないわけでありまして、なぜそうかといふと、何しろ基礎となる給与が大変高いですね。その上普通の人だつたら年数を掛けるのですけれども、月数を掛ける。それで係数は最近〇・三六に下げられましたけれども、しかし青天井で、しかも功労加算金などがつけられる場合もあるという

ことから、非常に高額の退職金になっているわけであります。一般の職員はいわば公務員並みになつてゐるわけですが、役員だけが別扱いになつてゐるのです。私は率直に言つて、これは非常によろしくないというふうに思ふのです。御存じと思ひますけれども、四十二年の七月二十日に行政監督委員会から「特殊法人の整理と行政管理局の審査権限について」という答申が出ておりますが、この中で、特殊法人の給与、それから退職金の基準などについて全面的改革の必要があるということが指摘されているわけであります。私は、これはもう公務員並みといひますか一般職員並みにやり方を要するべきじゃないかというふうに思ふのですけれども、長官の見解をお尋ねします。

○佐倉政府委員 ただいまの特殊法人の役員退職金の問題でございますけれども、これは各主務大臣が大蔵省と協議していろいろ取り扱つております。当庁の直接の所管事項ではございませんけれども、いままでもその閣議決定等を通じて適宜見直しを行つておりました。民間並みの水準になつたというふうに承知しております。人事院の実態調査等によつてもそういう数字が出ていたのではないかとこのように考へております。

○中島(武)委員 特殊法人に天下りが多い、これはよろしくないというところは先ほど長官も認められたわけですが、これが民間並みであるからよろしいという考へ方がいま局長から言われているのですけれども、私もそれは思ひません。これはやはり一般職員並みの計算の仕方をするようにするのが至当だと思ふのです。民間の役員と特殊法人の役員を比べて大体同じだからよろしいという考へ方に立つてはなくて、やはり計算の仕方苦勞して一緒にやつてゐる職員と一緒に、こうなるのがあたりまえじゃありませんか。それぐらいのこととはちゃんと指導するのが、あなたのところは指導権限はないのかもしれないけれども、当然じゃないかと思ふのです。非常に問題になつたことですから、これは長官の見解も聞かしてもらいた

いところですか。

○中曾根國務大臣 たしか私の記憶では、月給掛ける在職月数掛ける〇・三六というふうに最近直した。これは民間の給与等をよく調べてみて、その〇・三六という係数がそれに近い、そういうことでやつたと承つております。公務員の場合は月給掛ける年数掛ける特定の係数のようでありまして、その特定の係数と、月数を掛ける場合の係数とが果たして結果においてどうちよつと調べさしてみまして、大体似たような数字になつてきていますように記憶しております。民間の会社等におきましても、役員の賞与やあるいは退職金というものは、やはり役員という独特の計算方法を持つておるようでありまして、公団その他におきましても、大体そういうような考へに立つてやつてゐるのではないかと想像しております。

○中島(武)委員 お渡しした資料をごらんいただければわかる点ですが、第一基礎になる給与が日銀總裁の場合だつたら二百二十万円です。総理大臣は百五十万円なんです。ここがもうえらく高いわけでありまして、ここに試算したものが出ておられますけれども、いずれも大変高額な数字が出ておられるわけでありまして、私は、これは民間と大体同じだからというところじゃなくて、この是正を図るようになければならぬのじゃないか。重ねて伺いたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 月給あるいはそのほかの基準単価にしても、民間の優良企業の方が月給もそのほか公団や何かの職員よりも高いように私は聞いております。やはり遠慮して民間よりはちよつと下げてゐるのではないかと、そう思つております。

詳細は政府委員から御答弁申し上げます。○中島(武)委員 どうもちよつと見解が合ひませんで、さらにひとつ検討をしていただきたいというところを申し上げて、関連しておりますが、次の問題に入らしてまいります。いわゆる隠れ法人、この

問題なわけですが、これは現在九十八あります。そして、この問題については、前長官であつた宇野長官もことしの予算委員会におきまして、わが党の議員に対して、そのあり方を十分検討していただきたいという答弁をしております。

それからさらに、この問題は行政監督委員会の答申もあります。あの答申が指摘しておりますように、特殊法人は行政監督の審査対象となつてゐるが、認可法人は特殊法人と何ら変わらぬ政府の監督助成を受けながら、しかも特別の法律によりながら、単に特別の設立行為によらないということによつて行政監督の審査対象となつていないのであります。特殊法人として設置が認められないと、衣がえをして認可法人として設立されたりという例もあるものであります。いわば特殊法人の隠れみの、そういうふうになつてゐるからいふまでもない。私は、こういうことを放置しておいたんでは、特殊法人になかなかメスが入れないと思ふのです。

そこで、これは一体どこが所管をするんだという問題が出てくるのですけれども、統一的な所管官庁が今日ありません。行政監督委員会の答申、これを読めば非常にはつきりしておりますけれども、やはり行政監督の設置法の改正をして、そして行政監督の審査対象とすべきではないかということに答申を言つておられますけれども、私もそう考へべきだと思ふのです。これは長官はどんなふうに考へられますか。

○佐倉政府委員 いまの認可法人についてでございますけれども、特殊法人との関連でお話がございます。いましたけれども、特殊法人は国の別働隊としての国の仕事をやつてもらうために強制的に設立するということでございます。認可法人は、いま先生もお話のとおり、これは民間等の関係者の発議に基づいて設立されるものでございますので、国の別働隊としての特殊法人というものを審査する立場にありますが行政管理局がそこまでやるべきかどうかという点もございまして、これはなお慎重に検討させていただきたいというふうに考へるわけでございます。

特殊法人につきましては、認可法人との関連も踏まえていろいろ考へるべきものがあるという御意見も各方面にございますので、そういう点も踏まえて検討させていただきたいと思ひます。

○中島(武)委員 この答申はよく御存じだと思ふのですけれども、やはり答申の線に沿つてやるということが非常に必要じゃないかと思ひます。そのことを十分踏まえて検討するといふいまの答申だつたというふうに思つてよろしいですか。

○佐倉政府委員 ただいま申し上げたことの繰り返しになりますけれども、関係方面の民間の発意によつて設立されるものが認可法人でございますので、これを監視するということについては、各方面の意見もございまして、それらも踏まえて慎重な検討が必要であらうかというふうに考へております。

○中島(武)委員 幾らか後ろ向き答申のように聞こえます。ちゃんと答申のあつたように検討されたい。

この問題に關してもう一つ聞きます。そうすると、いまのところ、行政監督がそういう態度をとつておられるということになります。この問題を所管する省庁はないわけですね。したがつて、私は内閣官房あたりが積極的にこの問題を引き受けるというようにするべきじゃないかと思ふのですが、内閣官房はいらっしゃいますか。

○石川政府委員 お答え申し上げます。いわゆる認可法人につきましては、ただいま行政管理局の方から御説明ございましたとおり、民間の発意に基づいて自主的に設立の発起をして設立されたものでございます。したがつて、認可法人には種々の形態がございまして、非常に性格の差がございまして、それぞれの法人の自主性を尊重しながら、それぞれの主務官庁におきまして監督を行つてゐる現状でございますし、またそれが一番現状に合つたやり方ではないかと思つております。必要が起れば行政管理局を初め関係省庁と協議をさせていただく場合もあるかと思ひ

ますけれども、いかにいたしましても、現実には種々いろいろな性格の形態がございます。一律に扱うのはなかなかむずかしいように思っております。

○中島(武)委員 先ほども言いましたように、特殊法人の実際の隠れみゝとしてこれが使われているというふうな状態では、問題はメスが入らないのです。その点では、それぞれの省庁でというだけではなくて、このことを統一的に見る、統一的に所管をするという必要があるのじゃないか。行管庁の方では、慎重に検討する、こういう話だったのですけれども、しかし、その所管するところが大きいのはつきりしておりませんと、どこも統一的に見るというところはなくなるわけでありまして、これは結局内閣官房あたりが積極的に乗り出して見るという以外にはないんじゃないかと思ふのです。いま答弁がありましたけれども、どうですか、そういうふうにする値打ちは十分ある問題なんですか。

○石川政府委員 行政管理局におかれまして検討されるということでございます。私も、行政管理局と十分連絡をとりながら、いろいろ今後の対応をしてみたいと思っております。

○中島(武)委員 いま国の特殊法人の問題にいろいろいとお尋ねしておるわけですが、地方にも大変たくさんある公社などがあるわけでありまして、ここにも資料に載せてありますが、三千数百あります。それで、地方公社の実態も、いわば国の特殊法人と同様にメスを入れなければならぬことが多いわけでありまして、だれしも大変記憶に新しいところですが、東京信用保証協会の会長が六億八千万円の退職金を取ったというので、これは非常に世論の大問題になりました。それからまた職員の数より役員の方が多い地方公社もあるようでありまして、ほとんど数はトータルで見ましても匹敵をしているわけでありまして、職員と役員の数、トータルで見ても匹敵をするというふうなところは、一体何を實際やっておられるんだらうかという疑問もわいてくるわけでありまして、そ

ういう点では、これを指導していらっしゃるのは自治省ですから、まずどういふふうな地方自治体に対して指導しておられるか伺いたいと思ふので

す。

○藤原説明員 お答えいたします。地方公共団体の行政機構の簡素化につきまして、先般、一月ですが、事務次官から都道府県知事あてに通達を出したわけですが、その中で、地方公共団体の外郭団体であります地方公社等につきましても徹底的な見直しを行って、類似の業務を行う公社等の統廃合、役員数の整理、業務執行の効率化等業務運営の改善を図るよう指導しております。御承知のとおり、地方公共団体が一定以上の出資をしておりますそういった団体につきましては、地方公共団体に監督権限が自治法上認められておりますので、私もとしましては、こういう通達等を通じて間接的に指導している次第でございます。

○中島(武)委員 時間の関係もありますので、ちよつと先へ進ませていただきます。

次に、各種審議会の問題についてお尋ねしたい。政府の諮問機関である各種審議会は、政府の政策立案あるいは許可行政などで非常に重要な役割を果たすものとして早くから民主化しなければならぬんじゃないかということが言われてきたわけでありまして、そしてまた、この問題についてのたくさんさんの報告や勧告やあるいは答申がありまして、閣議決定もありませんし、閣議口頭了解もありません。そして常にその構成と運営が問題になってきているのです。

そこで、私はこの問題について幾つかのことをお尋ねしたいのですが、まず一つは、委員構成の適正化という問題であります。これは表にも示してありますが、経済審議会を初めとして、国の経済、税制、財政、金融政策を左右する主な経済関係審議会、十一の委員の構成を見ますと、財界、大企業の代表が五九・一％を占めている。政府関係者が一七・一％を占めております。合わせますと七六・二％、かねてから非常に問題になってお

りますように、財界と行政の癒着、いわば金権構造の支柱の一つじゃないかということが各方面から指摘をされてきているわけでありまして、産業構造審議会、これは陰の通産省などというふうによ

く言われるわけですが、この数字を見てみますと、財界、企業代表百四人、六五・四％、政府関係者十七人、一〇・七％、これを合わせますと七六・一％になります。この問題について行政審議会から答申が出ていることは長官もよく御存じだと思います。特殊利益団体の代弁者を集めるような審議会は、設置すべきではない。非常にはつきりと言っております。第一次の臨調でもこの問題の答申がありまして、政府の方も閣議決定を行っております。所掌事務に利害関係がある者を代表する者を委員に任命するときは、原則として、これらの委員の総数が委員の定数の半ばを越えないものとする。こういう閣議決定もやられておるわけでありまして、こういう点では、やはり直ちに是正をすることが必要じゃないか。

あわせて言いますと、特殊法人にもいろいろな審議会があります。この審議会を調べてみますと、大体同じことが言えるわけでありまして、特殊法人の審議会の中でやはり財界代表は六四・四％を占めるという状態でありまして、私は、この閣議決定どおり、やはり適正化を図るということが望まれていると思ひますけれども、この点について長官の見解を伺います。

○中曾根国務大臣 財界から出ている方が必ずしも利益代表であるとは限らないと思ひます。むしろ、財界から出ている方の国際経済に対する見識あるいは国民経済運用に関する見識、そういうものを買われて委員に選任されておられ、また代表として出ておられる方々もそういう見識に基づいて行動なさっておられる方が大部分であると私は確信しております。私が経済閣僚をやっておりますとき、その経験から見まして、そういう感じが非常にしております。労働界から出てこられた方が必ずしも労働界代表、そういうプレッシャーグループの代表としての活動しておるとは限らない、や

はり国家の審議会、各省の審議会という形になりますと、それだけの高度の見識を持たれて行動している場合が非常に多い、そういうように私は思ひまして、それほど御心配なさる必要はない。ただし、油断すると曲がなるから、曲がらないように常に注意をしておく必要はある、そう思ひます。

○中島(武)委員 閣議決定もあることとありますから、やはり閣議決定をきちんと守るというようにしませんと、いま長官のような解釈をやっておりますと幾らでもふくらんでいってしまうわけでありまして、これはひとつきちんとやっておりますかと思ひます。

それから次に続けて、兼職制限の閣議決定違反、これも実に多いわけでありまして、これはもう申し上げるまでもありませんけれども、兼職の数は最高四、非常にはつきりしておりますが、事務次官で見ましても、十一もあるわけでありまして、私は、こういうものもやはり直ちに是正をすることが必要だと思ふのです。

それから、いわば自問自答式の審議会というのがあります。これは大臣が会長をやっているような審議会、これも何度も閣議決定がやられているのですから改めるべきじゃないかというように思ひます。

それから、さらに続けて言いますと、公正で民主的な運営に関する通則を制定しろということが第一次臨調のときにも言われております。ところが、今日なおこの通則は制定をされていないわけでありまして、私は、審議会のあり方の一つとして、会議を公開制にするということも非常に大事なことでありまして、アメリカなどにおいてはサンシャイン法を制定して、あのウォーターゲート事件の教訓から学んで公開という道をとっているわけでありまして、私は、この点もやはり非常ににつきりといまここに踏み込まなければいけないのじゃないかというところへ来ておると思ふわけでありま

す。なお、いま申し上げたこととかかわりのあることとで申しますと、行政監理委員会、長官が委員長

議会等のうち、その答申、意見等について当該行政機関限りで処理することがおおむね可能なものについて、大臣会長制又は行政機関職員会長制を廃止する。」そう書いてあるのでありまして、当該行政機関限りでは処理することが不可能なものはいないということになっておりまして、それが電源開発調整審議会とか原子力委員会とか行政監理委員会とかでございます。このクローズによりまして排除されたものが農業共済再保険審査会、農業資材審議会、かんがい排水審議会、輸出水産業振興審議会、輸出保険審議会というので、これはやはり当該行政官庁内部で処理するものが廃止になった、そういうことで御了解願いたいと思います。

○山本説明員 地方医務局の場合も、それぞれの行政庁いろいろ事情がありまして、私も八つのブロックにそれぞれ支局を置いて、従来二百五十余りの国立病院、国立療養所の経営、監督、指導、全般的なコントロールを行わせてきたわけでございまして、これが不要であるとは必ずしも考えていないわけでありまして、行政改革という現在非常に要請の強い政策目標という見地から、私も私として国民サービスに影響を与えることをなるべく避けながら行政の効率化、合理化を図るという命題に対処すべく検討いたしました結果が、地方医務局を一局他の局に統合するというやり方でございます。その際に四国が選ばれましたのは、八つのブロックに現在分けておりますのも、それぞれ地理的、社会的、経済的、もろもろの条件もございまして、官署の置かれた場所からそれぞれの医療機関への地理的な関係で分けておいたわけでございまして、そういうものを総合的に判断いたしましたところ、四国を中国のブロックに統合するというのが一番国民へのサービスの影響も少ないし、業務の効率的、合理的な進め方にもなじむところからそういう判断をいたしましたわけでございます。

その際、支局というものを設けて、もろもろの業務の遂行に支障がないようにしたいというところは私も強い希望を持っておりまして、その方向で現在関係方面とも折衝をいたしておるわけでございますが、何分私もただの問題ではございせんのでまだ確定的な成案は得ておりませんけれども、いま先生御指摘のように、国民に対するサービスになるべく影響が出ないようにということはもとより、十幾つの病院、療養所で仕事をしておられます職員の方々にも御不便をかけないで済むような形で支局の組織が成り立つように、私も私としては来年度予算編成の過程の中で十分関係省庁と話し合いを進めていきたいと考えております。

○中島(武)委員 法案を出される以上は、これからどうなるのかという中身がはっきり決まっているのが当然じゃないでしょうか。それからまた五年後に「廃止するものとする。」というのですけれども、一体どうするのかということが、中身が十分煮詰められていなければならないと思うのです。単に抽象的にサービスを低下させないようというだけのことでなくて、それでは権限の移譲だとかそういうことはあるのかないのか、実際にはどうするのかということとは全部さっぱりしてないのですか。そういうことがきつちりしてないければ、当然その支局の人たちにしてみれば大きな不安が起きてくるし、それからまた関係の住民の人たちから大変不安が起きてくることははっきりしていると思うのです。私はそういう点ではっきり明瞭な答弁ができるのかどうか、この点を聞きたいと思っております。

○山本説明員 私どももいたしまして、先生御指摘のとおり、そういう点を細部に至るまで詰めました上で法案という強い希望を持っておりまして、そういう線で鋭意折衝をいたしたわけでございしますが、やはり行政改革という一つの大きな政策目標と、それに伴います日程その他の関係で十分に詰めるに至らなかったわけでございしますが、私どももいたしましては、いま申し上げましたように、サービスあるいは職員の仕事の面、そういう点で申しますと、ただいま先生がお触れになりましたように、人事の場合でも、従来地方局で担当しておりました中堅クラスの職員の人事問題、これは法律の形式がどうなりまして、また職員の実効上その地域の実情を十分に取入れ、また職員の皆さんの御要請にも十分こたえられる形で運営できる組織に持っていくことを強く考えております。また人事異動、その他従来の地方局が支局になったことに伴う影響につきましても、むしろ業務の効率的な進め方という見地から考えるわけでございまして、従来の人事慣行を無視するとか、決してそういうことにはならないように私の方でも全力でやっておりますし、行政官庁その他の他もそういう方向で私どもと協調的に相談を進めていくというふうな考えております。

それから、五年後の件につきましては、これは幾つかのブロック機関の中に共通いたしました六十年三月末で「廃止するものとする。」という文言が法律に盛り込まれておることは承知しておりますけれども、これはこの法案を閣議で決定いたしました際における政府の方針がそこに述べられておるという了解でございまして、私も私としては、これから五年間の業務の推移あるいはそれを取り巻くもろもろの社会経済情勢の推移というものも十分に勘案しながら関係方面との五年間に十分実情を詰め、論議を交換して、私どもとしても納得のできる結論に到達したいと考えております。

○中島(武)委員 ちよつと簡単に関連してお伺いしたいのです。先ほどから言っているように、私は四国の方にも参りました。それからまた地元の王子病院なども視察をしました。そこで非常に感じましたことは、看護婦さんの健康破壊というものはひどく進んでいる。もう看護婦が看護助手の仕事をしている、看護助手が雑用に追い回されている、これが実態なんです。総定員法で縛られておりますから、定員内職員しか置けない。そうすると、結局仕事ができない。そこで定員外の賃金職員を置いてやっているわけですね。ところが仕事の内容は全く同じでありまして、それにもかかわらず給与は給与表が適用されない非常に低い状態にあります。また俸給の調整額もつかない。三月三十一日で雇用関係を中断して、一日あけて再雇用するというのが実態なわけです。そのために共済年金にも加入できませんし、単年度の低い退職金しか入りません。年次休暇も一般職員並みには与えられていない。非常な差別が生まれてくるわけでありまして、私は、率直に言って、厚生省はもつと増員をして定員化を図るという方向をとるべきじゃないかというふうに思うのであります。

それから、この問題にかかわって二つ目の点を申し上げますと、二・八体制の問題についてでありますけれども、私もずっと現地を見て非常にわかつたことは、二・八体制をとれないということであ

地方医務局の問題です。これも私、行ってお話を聞いてみますと、医師会にしまして、県の医務課にしましては患者会にしまして、それからさらにふだんは締めつけられるので感情的にはおもしろくないと思つていろいろな労働組合にしまして、みんな異口同音に言われるのは、地域医療を充実すること、患者サービスを充実すること、あるいは医師の確保という上でどうしても必要だ、廃止することには反対だということを口をそろえて言うわけでありまして、そういう点では、事務が簡素化するわけでもありませんし、不便になるだけだし、医療行政が後退させられるというようなことがあつてはならないと思うのです。それなせこれをつくしようにするのだからということについて伺いたいのと、それから再編をして医務局を支局にした場合に、どのような措置をとるのか、サービスを低下させてはならないと思うのですけれども、どのような措置をとるのかという問題ですね。さらに言えば、五年後は一体どうなるのか、こういう問題をお聞きしたいと思うのです。

○山本説明員 地方医務局の場合も、それぞれの行政庁いろいろ事情がありまして、私も八つのブロックにそれぞれ支局を置いて、従来二百五十余りの国立病院、国立療養所の経営、監督、指導、全般的なコントロールを行わせてきたわけでございまして、これが不要であるとは必ずしも考えていないわけでありまして、行政改革という現在非常に要請の強い政策目標という見地から、私も私として国民サービスに影響を与えることをなるべく避けながら行政の効率化、合理化を図るという命題に対処すべく検討いたしました結果が、地方医務局を一局他の局に統合するというやり方でございます。その際に四国が選ばれましたのは、八つのブロックに現在分けておりますのも、それぞれ地理的、社会的、経済的、もろもろの条件もございまして、官署の置かれた場所からそれぞれの医療機関への地理的な関係で分けておいたわけでございまして、そういうものを総合的に判断いたしましたところ、四国を中国のブロックに統合するというのが一番国民へのサービスの影響も少ないし、業務の効率的、合理的な進め方にもなじむところからそういう判断をいたしましたわけでございます。

その際、支局というものを設けて、もろもろの業務の遂行に支障がないようにしたいというところは私も強い希望を持っておりまして、その方向で現在関係方面とも折衝をいたしておるわけでございますが、何分私もただの問題ではございせんのでまだ確定的な成案は得ておりませんけれども、いま先生御指摘のように、国民に対するサービスになるべく影響が出ないようにいうことはもとより、十幾つの病院、療養所で仕事をしておられます職員の方々にも御不便をかけないで済むような形で支局の組織が成り立つように、私も私としては来年度予算編成の過程の中で十分関係省庁と話し合いを進めていきたいと考えております。

○中島(武)委員 法案を出される以上は、これからどうなるのかという中身がはっきり決まっているのが当然じゃないでしょうか。それからまた五年後に「廃止するものとする。」というのですけれども、一体どうするのかということが、中身が十分煮詰められていなければならないと思うのです。単に抽象的にサービスを低下させないようというだけのことでなくて、それでは権限の移譲だとかそういうことはあるのかないのか、実際にはどうするのかということとは全部さっぱりしてないのですか。そういうことがきつちりしてないければ、当然その支局の人たちにしてみれば大きな不安が起きてくるし、それからまた関係の住民の人たちから大変不安が起きてくることははっきりしていると思うのです。私はそういう点ではっきり明瞭な答弁ができるのかどうか、この点を聞きたいと思っております。

○山本説明員 私どももいたしまして、先生御指摘のとおり、そういう点を細部に至るまで詰めました上で法案という強い希望を持っておりまして、そういう線で鋭意折衝をいたしたわけでございしますが、やはり行政改革という一つの大きな政策目標と、それに伴います日程その他の関係で十分に詰めるに至らなかったわけでございしますが、私どももいたしましては、いま申し上げましたように、サービスあるいは職員の仕事の面、そういう点で申しますと、ただいま先生がお触れになりましたように、人事の場合でも、従来地方局で担当しておりました中堅クラスの職員の人事問題、これは法律の形式がどうなりまして、また職員の実効上その地域の実情を十分に取入れ、また職員の皆さんの御要請にも十分こたえられる形で運営できる組織に持っていくことを強く考えております。また人事異動、その他従来の地方局が支局になったことに伴う影響につきましても、むしろ業務の効率的な進め方という見地から考えるわけでございまして、従来の人事慣行を無視するとか、決してそういうことにはならないように私の方でも全力でやっておりますし、行政官庁その他の他もそういう方向で私どもと協調的に相談を進めていくというふうな考えております。

それから、五年後の件につきましては、これは幾つかのブロック機関の中に共通いたしました六十年三月末で「廃止するものとする。」という文言が法律に盛り込まれておることは承知しておりますけれども、これはこの法案を閣議で決定いたしました際における政府の方針がそこに述べられておるという了解でございまして、私も私としては、これから五年間の業務の推移あるいはそれを取り巻くもろもろの社会経済情勢の推移というものも十分に勘案しながら関係方面との五年間に十分実情を詰め、論議を交換して、私どもとしても納得のできる結論に到達したいと考えております。

○中島(武)委員 ちよつと簡単に関連してお伺いしたいのです。先ほどから言っているように、私は四国の方にも参りました。それからまた地元の王子病院なども視察をしました。そこで非常に感じましたことは、看護婦さんの健康破壊というものはひどく進んでいる。もう看護婦が看護助手の仕事をしている、看護助手が雑用に追い回されている、これが実態なんです。総定員法で縛られておりますから、定員内職員しか置けない。そうすると、結局仕事ができない。そこで定員外の賃金職員を置いてやっているわけですね。ところが仕事の内容は全く同じでありまして、それにもかかわらず給与は給与表が適用されない非常に低い状態にあります。また俸給の調整額もつかない。三月三十一日で雇用関係を中断して、一日あけて再雇用するというのが実態なわけです。そのために共済年金にも加入できませんし、単年度の低い退職金しか入りません。年次休暇も一般職員並みには与えられていない。非常な差別が生まれてくるわけでありまして、私は、率直に言って、厚生省はもつと増員をして定員化を図るという方向をとるべきじゃないかというふうに思うのであります。

それから、この問題にかかわって二つ目の点を申し上げますと、二・八体制の問題についてでありますけれども、私もずっと現地を見て非常にわかつたことは、二・八体制をとれないということであ

ります。すでに判定が出されてから十数年たつております。改善はされてきておりますけれども、しかし、夜勤の回数という点ではほとんど改善されていない。私は、こういう事態に対して、人事院もつきり物を言うべきではないかと考えるわけであります。

それから、三つ目の問題は、こういう実態というのを監察するべきではないかというところを行管庁の長官にお尋ねしたいと思ひます。

以上、時間の関係で三つ、最後に質問をさせてもらひます。

○山本説明員 私どもの関係の国立の医療機関が、公立の医療機関その他と対比いたしまして比較的小さい人員で仕事をしている状況は御指摘のとおりでございます。私どもとしても大変心を痛めている問題でございます。その際、賃金職員というものは、本来臨時的なあるいは季節的な業務を担当していただくというたてまえで私どもは予算を編成いたし、そういうことで予算の執行の指導をしてきたわけでございますけれども、やはり医療機関と申しますのは、現にそこに患者さんがおられますと、医療上の見地から必要な看護というものを欠かすわけにはいかないという責任を負つておられますところから、不本意な次第でございますけれども、そういう賃金職員の方の就業に過重にわたる面が出てきておると御指摘も一部そのとおりであるかと思ひます。私どもとしては、現在国立医療機関につきましては年を追つて内容の充実ということいろいろ措置を講じてきておりまして、それに伴う増員については必要最低限の増員は私どもも手当てをしてきたと考えております。そのほかまた、年々退職する職員の方もございまして、そういう後任の人事その他に際しましては、賃金職員の中から定員の中に組み入れて仕事をしていただくことが適切であるという方については、極力これを組み入れていくように努力はいたしておるわけでございますが、今後ともそういう問題の解決の方向に一層努力を重ねたいと思つております。

二・八の件は、四十年代から五十年代前半を通じて、私どもも人事院の御指摘を受けてまいりました。関係省庁とも協議の上逐次その整備を進めてまいりまして、現在では国立病院で大体七五%、国立療養所で五〇%ということ、二・八の体制をとることのできる定員が措置されておるといふふうな考へておりますが、実際には、最近の医療の内容が非常に高度になつた面もございまして、必ずしも二・八というだけでは不十分なり、あるいは診療分野というものもございまして、あるいは職員の方に臨時的な病休その他が出たという場合にもやりくりが必要であるという状態もございまして、現場におきましては、夜間勤務が十日にわたつていられる人があるとか、そういう状況も現にあることを私どもも承知しておりますが、今後とも国立病院の診療機能は、医療技術も進展いたしまして、国民の側の御要望も強まっておりますので、まだまだ充実していかなければならない状況にあると思ひます。そういう医療機関の改善、充実を進める過程の中でできる限り対処し、解消に努力していきたいというふうな考へております。

○中曾根国務大臣 過去十三年間に、総定員法の影響もありまして大体みんな減らしておるわけですが、外務関係がたしか二七%ふえておる。それから学校関係が二四%ふえておる。病院関係が一六%ふえておる。一般のものはたしか六%減らしておる。こういう状況を見ても病院に力を入れていくということとはわかつておると思ひます。

定員外の人の処遇につきましては、減量経営をやつているときに、いまのような形で病院関係を充実させることに一生懸命やつておるわけでございますが、いまの厚生省の答弁の要領で差し支えない、そういうふうな考へます。

自余のことは政府委員から御答弁申し上げます。

○金井政府委員 四十年度の判定後、人事院といったしましても文部、厚生両省に對しまして看護婦の夜勤に関する改善の計画あるいはその状況、さらには職員を現地機関等に派遣いたしまして現状を

把握することともに、その指導に当たつてきております。いま厚生省からも御答弁がございましたように、相当の改善がいままでなされてきておりますので、人事院といたしましても、今後それを見守りながら、さらに改善に向かつて関係機関に要請するなど努力をしていきたいというふうな考へております。

○江藤委員長 田島衛君。

○田島委員 行政管理局が長官を先頭にたたとえどこからでも手をつけようとするその熱意と努力に對しては心から敬意を表するわけであります。が、敬意を表しながらも、果たしてどのように効果を上げることができるといふことについていささか疑問を持つてゆえに質問をさせていたたたいたと思つておるわけであります。

まず最初に、今回の一連の地方支分部局の整理、ここに求めようとしていることは、一番やりやすいからなのか、それとも一番効果があるところだからなのか、効果の面で最初に手をつけようとするのか、一番安易だからか、どちらなのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 やはり行政の簡素化という面から見まして支分部局、ブロック機関等に手を入れるということになつたのでございまして。やりやすいという意味ではございません。

○田島委員 行政管理局の出しておる文書の中には、長官の考へ方でもありましようが、行政改革は現下最大の政治課題だ、しかもこれを誠実に実行し、成果を上げることは内閣の重大責務である、こういうたわれておるわけでありますから、当然安易な道を選んだのではなく効果ある道を選んだことだろう、そのようには御理解を申し上げます。

さて、そのような理解の上で質疑を続けたいと思ひますけれども、この一連の地方支分部局の整理縮小をやれば、当然それによつて行政サービス面での低下もあり得る。先ほどの質問の中にもあつたとおりであります。こういう点についてその配慮、それはそんな心配はないということか、それに対する点ではこのように考へておるといふ

ことがあるか、そのことをできるだけさつと答えをいただきたいと思ひます。

○佐倉政府委員 住民への行政サービスの低下の問題でございませうけれども、これは廃止しましたブロック機関の後に現地的な事務処理機関を設けることによつて、またその事務処理機関が十分に機能することによつて、デメリットである住民への行政サービスの低下を極力最小限に食い止めたといふふうな考へておりました。その機構、定員その他の問題につきましては、五十六年度の予算編成に伴ひまして十分研究し、検討していきたいというふうな考へております。

○田島委員 いまお答えの向きは、法案の中身を見ればわかるわけであります。現に法律改正文の中でも全体で十四局、いろいろ名前もありませんけれども十四減らしてある。それに対して別な名前です。下部組織とはいふものの十二ふやしているのですから、お答えなくともそのことは理解がつくわけでありませう。

それじゃ今度は反対に、たとえば行政管理局の場合、一つの局を減らしてまたそのかわりに支局をつくる、そういう形の中で得られる行政改革の効果というものは、具体的に言うところどういふことですか。

○佐倉政府委員 やはりブロック機関を一つ廃止するわけでございまして。そこに置きますものは現地的な事務処理機関でございまして、その規模等も違ひますし、またその事務の中身もいままでのブロック機関と違つて、ほかへ持つていつて合理的に行うというような点もございまして。したがひまして、仕事のやり方及びその機構、定員等についてメリットがあるというふうな考へております。

○田島委員 その内部組織等については省令で定める、こうなつておる。その省令の方はまだわれわれ御存じないわけだ。いまお答えの点、具体的に言うところどういふふうな行政改革の効果は上げられるということになるのか、もつとだれにでもわ

かるように説明してください。

○佐倉政府委員 ただいま先生お話しのとおり、これは省令等で定めることになっております。

それで、それはどのように決めていくかということ、五十六年度予算編成に並行して、予算編成の中でこれを煮詰めていくわけでございますので、いまここでこれだけの人数で、これだけの組織でやるんだということは御提示できないわけでございますけれども、行政簡素化の趣旨に沿った、簡素にして効率的な組織と、それから住民への行政サービスの低下にならないように、たとえばそこに置かれます処理機関に必要な許可等の権限等もなるべく持たせるようにして、そういうサービスの低下にならないような措置を講じていきたいというふうに考えるわけでございます。一口に申し上げれば、五十六年度の予算編成の中でそれを煮詰めていくことになるわけでござい

ます。

○田島委員 五十六年度の予算編成の中で煮詰めていくということは、端的に言えば、いま現在は何とも確信がございませんといいことですね。その確信のないものが行政サービスも低下させません、行政改革の効果もちゃんと上げられますと何で言えるのですか。

○佐倉政府委員 いまのブロック機関を廃止しました後に置かれます現地的な事務処理機関との兼ね合いで決まる問題でございませけれども、これをどうするかというところは、これから検討していくわけでございませけれども、各省庁ともこの行政改革の一環であるブロック機関の整理ということの趣旨を踏まえまして、それからさらに住民への行政サービスの低下を最小限に食い止めるといふ趣旨に沿いまして鋭意努力しておりますので、各省庁とよく協議し、考えていくということ、そのように実現するものというふうに考えております。

○田島委員 それじゃ効果を上げるための措置じやなくて、ただ何となくかつこうをつけるだけの措置だと言えないんじゃないですか。少なく

ともいわれる「省令で定める。」とあるその省令のうち、行政管理局そのものの対応策くらいはできていて当然なんじゃないですか、違いますか。

○林政府委員 行政管理局も一省一局削減の対象となっておりまして、実は四国の管区行政監察局を支局にするということになっておりますが、内部組織につきましても現在検討中でございます。たとえば人事、会計事務等管理事務は可能な限り本局に集中できないかと、あるいは四国地域における行政監察、行政相談等の年度運営方針あるいは基本計画の策定等全体的な企画調整のようなものは本局に持つていけないかとかいうようなことを考えながら、実は私も官房の方と監察局の方とでいま具体策を検討しております。一案、二案いろいろ考えておりますけれども、最終的には査定段階で決まる、こういうことでございます。ただ、繰り返しになりますが、官房と監察局の方で現地のサービスをとるべきでございませ

るのかということのいろいろ検討している最中

でございます。

○田島委員 行政改革については、主務官庁は行

管庁。その行管庁が先頭に立つて、それは少しやり過ぎじゃないか、そこまでやらなくてもいいだろうと言われるくらいの方をしいかぬで、ほかの省庁の行政改革なんかできますか。その当面のいわゆる責任官庁である行政管理局が確かに一層減らした。減らしたけれども、そのかわりにちゃんと支局をつつた。じゃ局が支局になつてどのくらい変化があるのかと聞いてみたって何にも変化は、いまのところ確実なお答えがない。確かに行政サービスを全然変えずに行政改革らしいものをやるというのは無理です。だから、多少サービスの点において落ちるところもあるでしょうけれども、それが住民にとつての決定的なものでない限りは、住民の理解を求めて多少の改革への前進をやらなければならぬ、これはだれしも理解できるところですけれども、いま現在、お話を聞いてみると、何がどうなるか具体的には何にも決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

ない。その決まってい

○田島委員 安易な道を選んでの今度の法案改正
じゃなくて、あくまでも効果を期待しての法案提
出なんだと言えますか、検討中。

○中曾根国務大臣 われわれが法案を提出しまし
たのは簡素、効率化を行政改革でやろうという主
義でやるのでございまして、この法案を提出して、
そして支分部局を具体的にどういうふうにするに
して、それを下すように機能を充実させて維持して
住民の皆さんにおたえするかということ、それ
を目下検討しておる。それを省令でどういうふう
に出したらいいか。これは一省だけでなくしてほ
かの省にも関係し、地方自治体にも関係するとい
うのでございまして、その辺の連絡を密にして省
令をつくり施行規則をつくらなければならぬ、そ
ういうので一生懸命検討している、そういう意味
でございまして。

○田島委員 こういう行政改革の一端に手をつけ
る場合には、それによるところの効果とそれによ
るところの行政サービスへの影響、この二面はだ
れが考えたって考えなければならぬことなんです
けれども、効果の方はこれだけとはつきりねら
いをつけて、ただしそれによって効果はあつても
行政サービスの方へのはね返りのマイナスがあつ
てはいけないから、それを極力抑えるためにいま
検討中というのは、これはわかる。それから行政
サービスを落とさない、それだけはどうもはつきり
している。ただし、それで果たしてこの行政改革
の効果が上がるかどうか、上がらなければ困るか
らその点を検討している、これもわかる。両方と
も検討中じゃまさに雲の中、わからぬじやない
ですか。現に、われわれがこの法案を提示されて
賛成、反対決めるのだから決めようがないじやな
いのですか。もう少し賛否を決めるための材料にな
るような話を出してもらいたい。

○佐倉政府委員 この法案の趣旨に沿ひまして、
後に置くべき現地的な事務処理機関というものは
できるだけ簡素にして能率的なものにしたいとい
うふうに考えるわけでございまして。それと先生御
指摘の行政の対住民のサービス低下、これを最小

限度に食い止める、どこに接点を求めるかという
話になるわけでございまして、申し上げれば、各
省はなるべく組織を小さくしないように、私ども
の方はやはり簡素、効率化の観点からこの趣旨に
沿つてなるべくそういう簡潔な組織を置くように
ということ、目下その点を折衝し検討中であ
ります。五十六年度の要求にいろいろ出ており
ますので、それを目下やっておりますが、この法
案の趣旨に基づきまして、簡素にして能率的な組
織を置きたい、さらに住民に対する行政サービス
の低下は極力最小限に食い止めるような方法も考
えたい、そういうふうにして申し上げているわけで
ございまして。

○田島委員 今度の一連の地方支分部局の整理縮
小等の中でも、行管、大蔵、厚生関係は昭和六十
三年三月三十一日まで、言うならば一種の暫定措置
ですけれども、局にかかわる支局だとか出張所だ
とか事務所だとかを置いてやる。恐らくそれは行政
サービスを低下させないという一面の大事な配慮
だと思ふのです。

(委員長退席、愛野委員長代理着席)

それはわからぬではない。今度の一連の整理縮小
の対象になるところで、行管、大蔵、厚生関係だ
けが昭和六十三年三月三十一日まで、そのほかはな
いんですよ、これを見ると。いまお話を聞いて
いると、五十六年度予算編成の中で、サービスも
できるだけ低下させないで、しかもなお今度の一
連の法改正によるところのプロック機関の整理に
よる効果を出すんだと言つておられるけれども、それ
は言葉の上だけで、一番早くても昭和六十三年三
月三十一日ごろまでには何とかかつかうらしいか
つこうをつけたい、それまではただ名前を局を支
局にするだけで、中身は依然として変わりません
というのが本当なんじやないですか。違いますか。
違うんだつたら、どこがどのように変わるか教え
てください。

○佐倉政府委員 いまどことがどういふふうになる
かという御質問でございまして、(田島委員)名前
だけじゃなくてですよ」と呼ぶ)名前だけでなく、

組織そのものの当然変化するわけでございまして。
この行管、大蔵、厚生、三つにつきまして五十九
年度の末までに支局を「廃止するものとする」と
いうふうに書いてございまして、現段階におけ
るそういう判断を示したものでございまして。ほか
の機関につきましては、現段階においてはやはり
いろいろ恒常的な業務等がございまして、これ
を「廃止するものとする」というような規定を設
けることにコンセンサスが得られなかつたとい
うことで、この三つにつきましてそういうサンセツ
ト条項を設けたものでございまして。それまでと実
態は変わらないんじやないかということござい
ますが、事後処理、事後におきます現地的事務処
理機関は、いま置かれておりますものよりは違つ
たものになるというふうにご考慮を願ひます。

○田島委員 言葉の上で違つたものになるという
のは簡単ですけれども、形の上でちゃんと内容的
に違つたものになるのはなかなかむづかしいので
す。むづかしいということをお察ししていただけます
か。聞いているわけでも、そんなことは大したこと
じゃないけれども、たとえば建物が半分になると
か、人間が半分になるとか、三分の一になるとか、
こうなつたら明らかに違ふ。だから、そういう意
味でどういふふうになるに違つてくるんですか。たと
えば局が支局になつてどこのように違つてくるのか、
形の上でどう違ふのか、経費の上でどのようにな
つてくるのか。それが違ひがなかつたら、効果な
んかないと同じですすから。

○佐倉政府委員 これはそれぞれの機関によつて
いろいろあるかと思ひますけれども、一般論を
申し上げれば、現在ある機関より多少縮小した機
関が置かれるというふうにご考慮を願ひます。

○田島委員 余り聞いているのは気の毒のような気も
だんだんしてきておるわけですが、私は、一般論
で聞いているのじやなくて、あなたがいま当面真
剣になつて取り組んでいる行政改革の仕事のうち
で、しかも自分が所属するところの行政管理局の
関係のプロックの縮小といふこと、局を一つ減
らして支局を一つつくる、そのことについて聞い

ているのですよ。わざわざ一般論にしないでいい
ですから、自分のところの真剣な問題として答え
てみてください。現在答えられないなら答えられ
ないにしてください、それじやないと先に進まぬ
から。

○中政府委員 お答え申し上げます。

具体的なことでございまして、御指摘でござい
ますが、私どもの管区行政監察局でやっておりますのは、
行政監察の仕事、行政相談、それから地方環境業
務、そのほか管理局の業務等がございまして、私
の所管で申しますと、監察と相談の方になります。
この業務も、私どもの四国の管区局と申しますの
は、四国全体を見ますと同時に香川県の調査機能
を持っております。

いま問題になつておりますのは、特に管区局の
機能をどうするかという話でございまして、行革
等各省庁のプロック機関を調査するわけでござ
いまして、今度の行革でプロック機関がなくなり
ますのは、私どもを含めまして三つでございま
し、実は業務量が余り減らない。先ほどサービ
スの問題がございまして、行政監察の方は、むし
ろ効率、能率の方が問題になるかと思ひます。
これは新しくできます中国四国管区の方から高松
に所在するプロック機関へ行くということになり
ますと、旅費の方が問題になります。そういうと
ころから、今後四国に所在する管区機関に對しま
して監察をやります場合には、管区と同等の支局に
おいて実施したいという形でのお願いをしていま
るところでございまして。それと絡みまして、ほかの
機関でございまして、まだ四国にプロック機関が
残り、その下に地方機関が残りますので、その下
の地方の指導等の業務もございまして、そういう
業務も引き続きやつていく必要があるかと思ひ
ますが、むしろここでは効率化の面と申しま
す、旅費等から考えますと余りたくさんは出てこ
ないのではないかと申すわけでございまして。
これは組織の決まりごとというふうにはござい
ませんが、中国、四国というのはまだ一体的にはな

をできるだけ徐々に縮小していくということがこの効果を発揮してくるわけです。どだい本来学校の成績だつて上がるのはなかなか大変、落ちるのはもう簡単に一瀉千里で落ちこちやうのですけれども、今度一生懸命勉強したつて成績を上げるのは大変。この行政の組織、機構も、たとえば高度経済成長期に放漫の限りにばかばかふくらました。そういうのは簡単なんだけれども、ふくらんだものを縮めようと思うと今度は大変。ちよつと縮めるのだけは大変な抵抗が出てくる。この抵抗を排除する道は、本当は長官を先頭に行政官の皆さんだけに骨を折らせたつて無理。むしろどつちかという内閣総理大臣が先頭に立つて、各省庁とかが一番大きな行政改革の案をみずから出すか競争でやつてみるくらいの命令を出して、そして行政官が、何だ、やることないわというくらい各省庁みずからがそれぞれの行政改革への自発的な案を出してくるようにならなければ、本当に効果ある行政改革というのは生まれにくいと思ふ、これに対してまたもう一つ議會側も、いまの財政事情の中で行政改革が必要だというならば、その行政改革のために党派の立場を超えて協力する、そんな熱意と勇気がないとうまくいかないと思ふのです。しかし、われわれのそのような熱意、われわれのそのような協力の姿勢も、やはり行政官の皆さんの長官を先頭とする率直な正直な、一生懸命汗を流している姿勢に対して生まれてくると思ふのです。そういう意味で、先ほど来一生懸命聞いているのですが、どうも何か田島衛々らにこまかしておけばいいのだからなんというような答弁に長い時間を費やしたようであります。

そこで、時間もなくなつてきたようですから、そろそろ終わりにしたいと思ひますけれども、長官は、今後の行政改革の進め方の中で「歩く行政官」ですか、そんなことも考へておるようですね、いままでも応答の中でも明らかにされたように、行政官の長官がみずから足を運んで歩いたり、幹部の皆さんが歩いて簡単に済むものな

らとつての昔に歩いていただけばよろしいので、歩いて効果の上がるものではない。それは世間受けはいいでしょうけれども、実際の効果にはほとんど影響するところのないのじやないかと思ふのですけれども、そういう点について長官にもぜひ御再考をいただきたい。行政改革とはまことにじみまことにむずかしい積み上げてなければならぬこととありますので、むだな費用をかけて効果のないことは、賢明なる長官はやめていただきたいと思ふのですけれども、いかがですか。

○中曾根国務大臣 やはり歩かなければいかぬと思つておるのです。それは石油危機のときに、企業が再建する、そういう場合には、やはり社長が現場に行つて、工員の皆さんと一緒に話して、こゝういふわけだからしつかりやつてくれ、給料もそゝう出ないけれども精いっぱいこれだけのことはやる、そのかわり皆さんもしつかりやつてくれ、そういうように社長の息吹を直接伝えて汗みどろになつてやつたところは、わりあい早く回復しております。それが、重役が東京におつて、電話かけたりしているという程度の会社は、復興が遅かつたと思ふのです。日本は大きな国ですから、われわれが九州の一角へ行つたと北海道の一角へ行つたぐらゐは、太平洋に灰をまいたぐらゐの効き目しかないかもしれせん。が、しかし、黙つて東京にいるよりははるかにいい。

たとえば、一つは、国鉄に対していろいろこうやつてくれあややつてくれ、お客さんに対するサービスをきれいにしてくれ、そういうことも指示して、国鉄も全国旅客課長会議を開いて一生懸命にま動き出しておるわけです。それをこつちは、各府県にある行政監察局に、一週間に一遍なりあるいは三日に一遍なり行つてみて、どういふふうに変つてゐるか、その変わり方をチェックしろ、報告しろ、そう指示してあります。そういうことについても、現場へ私が行くなり次官が行くなり、監察委員が行くなり局長が行くなりして一生懸命やつてゐる、その心を現場の職員にうつして、現場の職員も一生懸命チェックする、それが自然に

またほかへうつっていく、査察、チェックを受ける対象の方にも響いていく、そういうことで、つり鐘を動かすようなもので、初めは一ミリしか動かせないけれども、堅忍持久でええつさえつさとやつてゐるうちに十センチも動いてくるようになる、そういうものだろうと思つて、ばかみたいですがけれども一生懸命やりたいと思つておる次第であります。

○田島委員 実際の行政執行機関ですと、長官が全国を歩かれて顔出したといつたら、それだけでも励みになると思ひます。けれども、行政改革というものを目標にして長官が全国を歩かれる、そんな暇があるなら、労働組合の幹部あるいは官僚連中と毎日でもいいからひざを交えて、何とか協力してもらえぬかというのをやつた方がよっぽど有効だろうと思ふ、経費もかからない。それからまた、長官の信頼する部下であるところの行政官の幹部職員にそれぞれ行政改革への一番いい道はどこをどうやつたらいいかという作文でも出させて、見る、これもいいことだと思ふのです。

一人一人がおれば本当に行政官の幹部なんだという自覚を持つ。自覚を持つだけで、給料が変わらなかつたつて、やり方が変わつてくる。こういう委員会といへば、ただ長官か上の方の者だけ答弁しておればよろしいなんてことじや行政官のものが火の玉にならぬ。やはり長官から、おまえたちが火の玉にならぬ。やつたら出してみろとみんなに出させてみる。そうすると、何か書かなきゃならぬ、考えなきゃならぬ。そうすることの中に、同じ行政官の幹部職員がきくうときやとがらつと変わつた本当の能率を見せてくる。それは「今後の行政改革に関する基本的な考え方」の中にも、公務員の能率云々とありますけれども、そういうところから生まれてくると思ふのです。ぜひひとつお考えをいただきたいと思ひます。別に長官の行動を、それやめろ、これこうだとは言ひませんけれども、意外と金をかけずに、身近なところにある本当の成果というものが生まれる道はあるもので、御記憶にとどめていただきたいと思ひます。

それから、第二次臨時行政調査会の設置についてでございますけれども、委員の選考に大変苦心されておるようですね。そこで、私はぜひ長官の御再考を促したいと思ふのは、各省庁が推薦してくるような委員を並べたつて、それは行政改革への壁になるうとも決して道にはならない、むしろそういうものを全部排除してしまつて、各省庁の推薦、あそこはだめ、全然関係のない人、極端な言い方をすれば、納税者という立場で一番苦労しておるような人たち、幾ら多額の納税者であつても悠々と納めてゐる者だつたらそんなに痛感はありませんけれども、少額の税金でもきつい思いをして納めてゐる人というの、行政改革への願ひはそれは大変なものだと思ひます。だから、そういうような立場の人たち、本当に行政改革に対してどう手を差し伸べるように大きな期待を持つておるような人たちの意見をこそ聞くような調査会であつては効果がないのじやないか。現に、第一次調査会のりつぱな答申案が出ておつても、答申案が出ただけでほとんどそれは生かされてゐない。また調査会をつくつても、そこへ出る調査委員がそれぞれ省庁が推薦した委員が出てくれば、当然応援団から言われておるところを一生懸命忠実に擁護作戦を張るに違ひない。幾らそんな人たちが出てきて時間をかけ、金をかけて調査会をやつたつて、本当に行政改革の道が開くわけじやないと私は思ふのです。このこともぜひ長官の賢明なる御再考を促したいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○中曾根国務大臣 その御助言、深く心にとめて実行したいと思ひます。

○田島委員 まだ時間が多少残つておるようですね、私はいまこれで終わります。

○愛野委員長代理 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 行政改革の対象となつてゐる筑波研究学園都市宮城建設本部を廃止することに關連をして、関係省庁に質問したいと思ひます。

まず最初に、鈴木総理大臣は所感を述べる中で、

五十五年の行政改革を着実に実施する、そのために国会で内閣の法案の成立を図りたい、こういうふうな言っておりま。新たな角度から行政改革をやりたい、それを進めるためには、これまで実施してきた定員の削減などに加えて、主として行政の仕事を減らしという観点からこの問題に取り組んでいきたい、こう言われておりますけれども、この行政改革というものの対する中曾根長官の思想的なものはどういふことか、まずこれをお聞きします。

○中曾根国務大臣 行政改革というものは、私の考えによりますれば、時代とともに一つのリズムを追って流れている、そう思います。ある場合には、高度経済成長のときには膨張ぎみになり、そして刺激を与え助長するという方向に動くでしょうし、あるいは社会福祉が非常に要望されてくる場合にはその方面に力がいく。しかし、安定成長時代になれば、今度は縮減の方向に動いてくる。そのときの国民経済なり社会の実態の基本的影響を受けて、そのときに一番適切なやり方で国民の皆さんが納得する形で改革が行われてきていると思います。

それでは現在われわれが当面しているものは何か。そう言いますと、先般来申し上げました三つの大きな目標、すなわち減量、それからサージス、それから八〇年代の長期的展望のもとにビジョンをつくる、そういうようなことが現在要望されていると私たちは解釈いたしまして、そういう方針で実行しておるところでございます。

○竹内(猛)委員 それでは率直にお伺いしますけれども、先ほどの質疑を聞いていても、人間を減らすところに中心があるのか、あるいは財政上の財源を節約するところに中心があるのか、当面の基本的な問題はどこにあるか、さらにお伺いしたい。

○中曾根国務大臣 簡素にして効率的な政府と行政機能をつくること、そしてサージスを画期的に改善すること、その辺に中心があると思います。

○竹内(猛)委員 行政改革について私ども別に反

対をしているわけではありませんが、今度のこの法案によつてどれだけの人間が簡素化され、どれだけの財源が浮かび上がるか、このことについて見通しはどうですか。

○佐倉政府委員 この法案によりまして、どれだけ簡素化されるかという分量につきましては、現在五十六年度の予算編成の中で検討しております。現段階ではまだお示しできない段階でございます。

○竹内(猛)委員 もう一つの金の問題、財政上は……

○佐倉政府委員 金額につきましても、いまだにだけ節約できるかという額を申し上げることができない段階でございます。

○中曾根国務大臣 いま金額のお話が出ましたが、五十五年行革のときのエスティメーションによりまして、いま進行中のもの、それからこれから実行するもの等を含めますと大体二千二百七十億円ぐらい浮くというのが宇野前行長官の答弁でございます。

○竹内(猛)委員 私は、行政とは国民にサービスをする、これは先ほど長官も言われました。より民主的でなければならぬ。そして憲法でも保障されているように、地方自治をしっかりと守つていく。特にこの八〇年代というのは地方の時代と言われるように、あるいはまた農政の面では、地域農政というように、地域と住民と行政が密接に絡まっていかなければならない。こういうときに、このいま出された法案を見ると、特に局をどんどん減らしていく、そして地域の住民との間では距離を持たせるようなことになっている。局を減らすけれども、その権能が前と同じものであるならば、もつとこれは減らせばいいんで、そうじゃなくて、権能が同じでなければ、当然これは地域住民は不便を感じる。たとえば後で質疑があると思いますが、四国を見るとほとんど四国からは局を取り上げてしまった。こういうことになると、四国の遠いところでは広島まで行かなければならない。こういうことになると、時間

と暇と金がかかる。これは確かに中央の行政は若干儉約をされるかもしれないが、地域住民はたまたまではないという形になる。こういう形になるのですから、サージスするという長官のさっきの答えと現実とは違っているんじゃないか。これはどういふことになりますか。権能は変わりはないのか。つまり名前だけ変わって、認可、許可というような権能には変化しないのかどうか。つまり四国の人間が広島まで行かなくても、高松なら高松、従来のところで役が足せるのか足せないのかというところが問題なんです。どうですか。

○中曾根国務大臣 人間をできるだけ削減し、効率的に運用いたしまして、そして実際の業務は支障を来さないようにその実体を残しておこう、そういう考えに立つて処理しておるところであります。

○竹内(猛)委員 もう一遍確認しますが、権能においては同じ権能が与えられると理解をしてよろしいか。

○中曾根国務大臣 局が名前が変わりましたり、支局になったり、あるいは監理部というふうな名前が変わつたりいたしますから、多少は変わるだろうと思いますが、しかし、局長から委任されるとかそのほかの手段を講ずることによりまして、できるだけいまの機能を保持するように努力してまいらざるを得ないと思っております。

○竹内(猛)委員 たとえば建設省の関係ですが、筑波研究学園の営繕本部が廃止をされる。これは先ほど田島委員も言つたように、二つの廃止をされるはつきりしたものであります。しかし、筑波研究学園は、現在まだ概成したというものの、やがて科学博覧会というものをづくり、道路、交通網、基盤整備、建築というように仕事はたくさんある。にもかかわらず、一番抵抗が少ないから、まあ形の上であれをやめたいというじゃないか、こういうことで、その後でできるものがどういふものであり、その権能が前と同じように、そこで許可も認可も与えられる、つまり地元の者が他のところに行かなくてもそこで仕事ができるという

ものであるならば、それは問題はないけれども、もしそうでなかったら、これはサージスということになりませんか。どうですか。

○小野説明員 御質問にお答えいたします。

官庁営繕事業は筑波研究学園都市内において、五十五年の三月をもっておおむね概成いたしました。しかし、まだ残事業が約二百億程度ございます。したがって、今般いわゆる行政改革の要請に伴いまして、現在の筑波営繕本部は廃止するということになっておりますが、なお残事業につきましては、引き続き建設本省において実施するということになっております。

○竹内(猛)委員 そういうことじゃなくて、権能はどうかということ、地元の者が東京へ出ていかなくても、その残つたところで始末ができるかと言っているのです。

○小野説明員 筑波本部が廃止されれば、当然先生のおっしゃるとおり出先機関は廃止されることとなりますが、なお残された事業等につきましては、研究の各施設と緊密な連絡をとりながら、本省において実施したいと考えております。

○竹内(猛)委員 それじゃ住民へのサービスじゃないですか。

続いて通産省にお伺いしますが、三井グループがイランに石油コンビナートをつくつた。そしてイランには政変が起きて今日は戦争に入つてい。ところが最近、国がこれに出資をし、さらにこれに追加出資をしていこうということになっている。いままでのこのコンビナートをつくるに、国との間で当初から話し合いがあつたかどうかということが一点。

それから、今日まで日本の政府はこれにどれだけの金を出したか、今後これはどうなるのかということについて、これは通産省関係者からお伺いしたい。

○新説明員 御説明申し上げます。

このプロジェクトは、先生御承知のように重要な産油国でございますイランとの大型経済協力案件でございますけれども、イラン革命に遭遇いた

しまして、建設工事を昨年中断せざるを得ないという困難な事態に直面したわけでございますが、一方イラン政府、革命政府でございますけれども、本件を最優先プロジェクトとしてぜひその早期完成を図りたいという強い要請もございました。したがって、政府といたしましては、昨年の十月、いわゆる海外経済協力基金から日本側の出資分の約四割に相当いたします二百億円まで出資を行うということを閣議了解によつて決定をいたしました次第でございます。これが最近の四回にわたるイラク軍機の攻撃を受けてまして、またまた困難な状態に直面をしておるわけでございます。これは、この被害の状況というものでございましては、ただいまいろいろ報告は受けておりますけれども、その詳細につきましては、現在まだ十分な把握はできておりませんし、今後またどのような追加資金が必要かということも、こうした調査を待ちましてからでないと決定できないという状況にございますので、今後追加の出資を行うかどうかということにつきましては、こうした調査を待つて判断する問題と思ひまして、現在のところではそういう問題について議論をする段階には来ていない、こういうことでございます。

○竹内(猛)委員 また科学技術庁にお尋ねします、原子力船「むつ」の問題。この「むつ」にかかわる費用、それから「むつ」の事業団にかかっている経費、これらについて今日までかかった部分についてを報告してもらいたい。

○須田説明員 これまで「むつ」に要した費用でございますが、これについては日本原子力船開発事業団が設立された昭和三十八年度から昨年度、昭和五十四年度までの決算の累計で約二百四十八億円支出してございます。

なお、このほかに昭和四十九年、「むつ」が洋上で放射線漏れを起こした際に、青森側と結ばれた四者協定に基づく漁業対策費といたしまして約十二億円及び佐世保港に修理を受け入れた約二億に当たりましての魚価安定対策費として約二十五億円、これらを加えますと約二百八十五億円

をこれまで支出してございます。

○竹内(猛)委員 そこで長官、こういうふうにとえばイランの問題でも当初から国との間に約束がなくて、大企業である三井が営利のために山下元通産事務次官を中心として始めてきた。途中で政変があり、確かに石油のために国際協力という関係から一定の理解はできるけれども、二百億という国民の税金をそこにつぎ込んでおる、この将来がどうなるかわからない。あるいは原子力船といたうものは何の生産もしない。ただこれだけの金を佐世保に行ったり青森に帰ったり途中で事故を起こしたり漁民に補償したりあれに補償したり、金ばかり食っている。こういうむだを私はやめてもらいたい。この方が先じゃないですか。きわめて具体的にしよう。どうですか長官、この点については。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

○中曾根国務大臣 国民の大事な税金をお使いすることでございますから、むだは絶対排除しなければならぬ責任があると思ひます。しかし、原子力船開発にいたしましては、アメリカのサブナとかあるいはソ連のレーニン号とかそういうものがございまして、海運国日本もおくればならぬ、そういうことでプロジェクトとしてスタートさせたが、思わぬ、はからざるによりまして今日のような事態になったので、まことに遺憾千万な事態であります。ここに至るまでの経過については、必ずしも政府が万全の措置を講じてきたとは申されぬ点があつて、その点は深く反省しなければならぬと思ひます。しかし、科学技術とか海運国日本の運命を考へてみますと、やはり研究といふものは當々として持続的にやつて蓄積していかなければならぬ点があるのではないかと思ひます。

それから、イランの問題にいたしましても、こういう問題が起こる前は日本の輸入石油の中の約一七％くらいイランから来ておつたと記憶しております。日本の石油供給源の大宗をなしておつたサウジアラビアと双璧でありました。それがパ-

レビ王の放逐以来、こういう事態になりまして、世界じゅうが大きな影響を受けており、日本がまともに受けております。しかし、これも石油を何とか入手して国民経済の安定的発展を図ろうという外交政策等に基づいてやつてきたことで、それがはからざるによつて、戦争ということとはちらかと言へば保険的には不可抗力に近いことではあります。そういうことによつてこういう結果になったのは、何とも残念な事態であります。

しかし、その中におきましてもできるだけ将来を考へ、かつまた国民の税金をむだにしないように、政府としては万全の措置を講じていかなければならない、そう考へておる次第であります。

○竹内(猛)委員 万全の措置をとらなければなりません。少なくともイラン石油の問題でも、当初から政府は関係しない、途中から石油が大事だということ膨大な金を出している。それじゃこれが将来失敗したら責任をとりませんか。大きな問題じゃないですか。それよりもむしろ国内における、たとへば米、カンショあるいは果樹等から石油をとるという方面に金を使う方がはるかに前向きだと思ふのです。原子力船なんというのは、ああいうむだな金があるならば、そつちの方に金を回して研究して、国内におけるエネルギーの開発に努力すべきじゃないですか、そういう点について長官、どうです。

○中曾根国務大臣 石油にかかわる代替エネルギー、特に国産エネルギーの開発は焦眉の急でありまして、そういう点ではサンシャイン計画を初め政府も懸命に努力しております。これは今後とも努力してまいらなければならぬと思ひますが、当面は石油を手に入れるという努力を継続してやらなければならぬのが目下の事態でございます。そういう努力の一環として、この事態を厳正に見詰めるが適切な措置をしていかなければならぬ運命にある、そう思ひます。

○竹内(猛)委員 きょうはこの問題を中心に議論するわけじゃないから先に進みますが、またいづれかのところで問題を展開しなければならぬと思ひます。

います。

そこで、長官にさらにお伺ひしますが、最近の一部の報道によると、中央競馬会に剰余金があるからこれを巻き上げるということを言われておりますけれども、その真意はどうですか。どういう方法でどれだけ巻き上げようとするのか。

○中曾根国務大臣 財政非常事態にあるものから、できるだけ国民の税金の負担を軽くしつつ国債を減らそう、そういう考へに立ちまして、いわゆる特殊法人と言われているもの出資金、剰余金を見直しておる最中でございます。最近百十に及ぶ特殊法人から大体財務諸表が出てまいりまして、いま鋭意検討しているところでございまして、どこから幾ら取るとかそういうことは決まつておるわけではございません。

○竹内(猛)委員 同じように畜産振興事業団からその剰余金については手をつけようと思へておられるようですが、これは本当かどうか。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたように、どこから何を取るとう決めたわけでありません。目下鋭意調べている最中でありまして。

○竹内(猛)委員 そこで私は長官に申し上げたいのです。

中央競馬会というものが確かに剰余金があることは承知しておりますが、われわれは常に競馬の問題についていろいろ審議をしておりますけれども、いま競馬会の中の馬主あるいは調教師、厩務員、こういうものの関係、それから観客との関係の間にそれぞれの問題があります。特に最近二回にわたるストライキをするような状況が起こつてきている。これは内部における雇用関係などが明らかでない、裁判もやつたことがある。こういう金があるならば、まず内部の問題を近代化し整理して、しかる上に剰余金があるなら、それは国の方で言つてもいいけれども、現実には法律によつて七五％は一般に、そして二五％についてはそれぞれ、国に対して二〇％、それから九％、六％の分野があつて行われていることでありますから、こういう点について、黒字だからいきなり手

をつけていくという事は、これはおかしい話だ
と思うし、あるいは畜産振興事業団にしても、ま
だ畜産農家というものが安定をしていない。畜産
の価格の審議のときには年じゅう集会を持つてい
ろる陳情されるほど不安定です。借金もありま
す。そういうようなところから少し黒字が出れば
手をつけて持つていくという、ふところの中へ手
を突っ込んで持つていく、何でも余ったものは
使つてしまふということ、むだだと思われると
ころには金が出ていくということでは、事業団に
しても公団にしても公社にしても独立採算でやっ
ていくという、そういう努力に対して熱意を欠
いてしまふんじゃないか。だから、安易にそうい
うところに手をつけてやつてもらいたくないとい
うのが私の要請なんです。これからそういうもの
が出れば、逐次材料を出して、これについてはや
はり問題を提起をしますから、この点について
お考えはどうでしょうか。

○中府委員 前段の中央競馬会の問題でござい
ますが、今回の見直しは、経営の効率化と財務の
厳正化を目的にしておりますので、先生御指摘の
点につきましては、せつかくの御提言でございま
すが、今回の検討に含まれることにつきましては慎
重に検討させていただきたいと思ひますが、後者
につきましては、御指摘の観点を含めまして慎重
に検討してまいりたいと思ひます。

○竹内(猛)委員 この法律によると、農林水産省
の林野庁の中で六十年三月三十一日まで一局を
云々とあるけれども、これはどういうようなこと
になつてゐるのか、ちよつと具体的に報告してもら
いたい。

○中野説明員 御案内と思いますが、現在、国有
林野事業におきましては昭和五十二年七月に施行
された国有林野事業改善特別措置法というの
がございまして、この法律に基づきまして十九年
の改善計画をつくつておきまして、これに即しま
して鋭意経営改善に取り組みまして着実に成果を
上げておるところでございます。したがつて、
今度の法案につきましても、この間の経緯が考慮

されまして、昭和六十年三月三十一日までに国有
林野事業の改善の進捗状況を考慮して、改善計画
につき必要な検討を加へ、その結果に基づいて官
林局を統合するための必要な措置を講ずるとい
ふになつておるわけでございまして。

○竹内(猛)委員 その改善の基準はどういうとこ
ろにあるか。

○中野説明員 これは国有林野事業の能率の向
上、それから林道であるとか造林でありますとか
そういった生産基盤の整備、それから要員規模の
適正化、それから組織、機構等についての適正化、
そういったものが経営改善計画の中に決めてあり
まして、それに基づいてやつておるわけでござい
ます。

○竹内(猛)委員 それでは、そういうふうに目録
があつても内容はまだきつめて抽象的だ、そうい
う経営改善が具体的に進まなければということど
すね。

○中野説明員 経営改善計画というのは、いま申
し上げましたように、大変広範な内容になつてお
りまして、それに基づきまして現在やつておるわ
けでございまして、広範であるだけに経営改善の
中身の進捗状況等十分考へてからその実績を踏ま
えてやるということでございます。

○竹内(猛)委員 その点もただ単に一省一局とい
うような形で並んでやるようなことじゃなくて、
事態に即してひとつこれは検討してもらいたいとい
うことを要請します。

○井上説明員 筑波研究学園都市の建設につきま

しては、移転または新設を予定されました国の研
究教育機関は五十年の閣議決定どおり五十四年
度中にその施設の概成を終えました。また先行的
に整備すべき公共、公益的施設につきましてもほ
ぼ整備が終わつた段階でございまして、非常に大き
なプロジェクトのわりには比較的順調に進んでき
たのではないかとこのように考へております。し
かし、人口の定着が予定より下回つております。
また都市の機能の整備あるいは関連産業、民間研
究所の導入等が十分ではございませんので、これ
らはまだ問題として残つておきまして、都市づく
りにはなお今後の課題を多く抱えておるというふう
に理解しております。

○竹内(猛)委員 その考え方は大体一致してあり
ますから、では続いて科学技術庁にお伺いします。
昨年のちようどいまごろは、国際科学博覧会を
どうするかどうかというところで党派を超えた皆さ
んに大変お世話になつたわけですね。幸いに筑波研
究学園都市と関連して、その地に昭和六十年を目
途に国際科学技術博覧会が開催されることになつ
たことについては、地元としては心からお礼を申
し上げたわけでありまして、さて一年を経過す
る今日、予算規模としては大体どれくらい規模
で、それは国と県と地元と団体がどのような分担
をするか。次に何を中心としたものにするのか。

○松井説明員 お答え申し上げます。
国際科学技術博覧会の所要経費の件でございま
すが、これは今後具体的に基本構想を詰める、あ
るいは会場計画の策定を進めていかなければなら
ないわけでございまして、そういう過程で決まっ
てくるわけでございまして、そういう過程で考え
られてゐる線を申し上げますと、会場建設費につ
きましては約三百五十億円ぐらい、それから政府

出展がございまして、それについては約四百億円
ぐらゐを考へてございまして、合せて約七百五十
億円になります。これが博覧会の会場建設、出展
等の直接的な経費になるわけでございまして。

それからもう一点は、道路整備、国鉄、たとえ
ば常磐線の増強等の関連公共事業の問題があるわ
けでございましてけれども、これにつきましては、
昨年十一月の閣議了解におきまして既定計画の枠
内で実施するという方針が確認されております。
この経費については、現在具体的な事業内容であ
るとかあるいはその規模等については、目下関係省
庁それから地方公共団体、博覧会協会等が鋭意検
討しておる段階でございまして。

それからもう一点は、この経費の負担関係につ
いての御質問でございまして、昨年の閣議了解にお
きまして、建設費総額に占める補助対象事業の割
合を三分の二程度とするということが決まつてご
ざいます。それからもう一点は、補助対象事業に
対する国の負担率でございまして、万国博覧会等の例
を参考にいたしまして関係団体で協議するとの方
針が確認されておるわけでございまして。したがつ
て、今後の博覧会の具体的な計画を固める段階に
おきまして、資金計画につきましまして関係省庁、茨
城県あるいは民間等と十分協議しなくちゃならな
いというふうに考へてございまして。

一方、その関連公共事業関係でございましてけれ
ども、現下の財政事情にかんがみまして、国及び
地方公共団体による特別の財政負担は避けたい
う昨年の閣議の了解がございまして、その趣旨に
沿いますと、通常の公共事業の場合と同等の線に
沿つて事業が進められるというふうになると考へ
ております。

以上のような負担関係によりまして博覧会の準
備を進めるわけでございまして、国の財政も厳しい
わけでございますけれども、同時に地方の財政の
厳しさも十分承知しております。この辺閣議了解
の趣旨に沿ひまして、私も関係省庁あるいは関

係団体等と十分協議いたしまして、関係団体には過大な負担がからないよう、しかも全体として博覧会を成功させるようこれから知恵を出し合つてやっていきたいと考えてございます。

それから、もう一点の博覧会の趣旨についての御質問でございますけれども、これは現在日本語の仮訳をいたしまして居住と環境、暮らしと科学技術という形でテーマを選定してございます。またこういった線に沿いまして、これから準備を進めまして、昭和六十一年の春から秋百二十日間の博覧会を無事やりたいというふうに考えてございます。

それからもう一点は、博覧会場の件でございます。その場所につきましては、茨城県が責任を持つて取得するという事に決まっております。それでございまして、現在茨城県におかれまして、まず博覧会会場の適地という観点、さらにもう一つは筑波学園都市の将来の発展の見地から候補の選定を進めておりまして、いま二カ所候補があるというふうに聞いております。それで、この候補につきまして国の方で選択してほしいという要望が来ているように聞いております。したがって、当庁としては早期に会場を決定する必要があると思いますから、目下関係省庁、博覧会協会等と検討を進めているわけでございます。これを決定する場合に、当然のことながらまず博覧会を十分にうまくやるための用地ということが必要でございます。当然その中には交通の問題とか電気、ガス等の問題とか、もう一つは筑波学園都市の将来の発展をうまく持つていくというような観点、そういうような観点から慎重に検討を進めておるというところでございます。

以上でございます。

○竹内猛委員 かなり詳しい報告がありました。が、それでは場所については中央で決めるというように理解をしていいわけですね。

○松井説明員 そのとおりでございます。

○竹内猛委員 これは先ほどの国土庁の井上さんの報告にもありましたが、筑波には人口が二十

万の予定が十二万しか入っておりません。器は二十万人分つくってありながら十二万しか入っていないというところが問題なんです。そこで科学技術博覧会が終わった後の土地の利用について、何かお考えがあるかどうか。

○松井説明員 お答え申し上げます。

博覧会の跡地につきましては、これも同じく茨城県の責任において行うということが決められているわけでございまして、私も聞いています。あるところによりまして、茨城県といたしまして、筑波研究学園都市を二十万都市と申しますか、そういう形に建設するという計画の一環として、たとえば科学技術に関連のある産業等を誘致する等の考えも聞いてございます。私も同じくいたしまして、この筑波研究学園都市に四十三機関が移転して、研究活動を本格的に始めたわけでございまして、そういう学園都市の機能を十分發揮して、日本の科学技術研究開発にできるだけ有効なものにしたいという考えを持っております。さらにまた博覧会を契機といたしまして、国際的にも研究開発の大きな中心地となるというふうに持つていきたいと考えてございます。

かかる観点から私も、茨城県であるとか国土庁さんとも十分協議をして知恵を出し合つてやっていきたい、こういうふうに考えております。

○竹内(猛)委員 これは私見ではあります。特に地元にいる者としてぜひ各官庁にも協力を願いたいと思うのですが、いまあそこ二十万都市をつくらうというところで、つばな住宅ができました。ところがそれに移つてこない。移つてこない理由の一番大きいものは、東京あるいは平塚、千葉、多くの研究所のあったところからそれぞれ移つておりますけれども、そこへ移つても永住するといふ見通しが明らかでない。なぜなら定年制などというものによつて、公務員といふ研究者といふ、五十五から六十になればやめなければならぬ。やめればその家を出なくてはならない。一方においては、離れた東京、平塚、千葉等の地域には自分の家を持つている人もいるだろうし、ある

いは借地権、借家権を持つている人もいるかもしれません。こういう方々は、それをあけて他に移せば新しい権利がそこに生じて、帰つていけば立ち退き料を払わなければならない。それなら筑波で生活をしたらいいじゃないかといふけれども、いまそのところの土地は坪二十五万以上しております。現在の所得ではそこに住むことは非常に困難だ。こうなれば、仮に周辺にどんなにつばなものがあつたとしても、そこに永住するといふことはなかなか困難だ。だとすれば、これを克服する一つの道としては、科学博覧会の跡地の問題もあるんですが、これらを利用して、筑波大学の教授あるいは科学技術者がたくさんおりますから、そういう人たちの協力を願つて職能教育の学校、専門学校といふようなものをつくつて、そこで未来の労働者あるいは技術者を教育する。そうして現在工業団地ができておりまして、その工業団地に公害のない生産工場が大分来ますけれども、そこで働いてもらう、そこで所得を得る、こういうような方向にするために、新しくいまからそういうことを考慮して安心をして移つてもらふように、地元も安心して土地が提供できるようにするために考えてほしいといふことを私は特にここで要求したいと思つております。

これは長官のお考えもいたしたいが、まず労働省の方からもお考えをいただきたい。労働省としてどうですか。

○菊田説明員 ただいま職業訓練校の設置の問題について御質問いただきました。職業訓練校は、当該地域におきます労働力の需給関係、人を求めております企業の方と、それから訓練校に入りたといふ希望の数、そういうものを勘案し、それと既設の職業訓練校とのバランス等を考慮しながら設置を進めております。先生御存じのとおり、茨城県の当該地域におきましては、隣接に、土浦に訓練校がございまして、それから近郊には水海道、下館に訓練校がございまして、現在のところ、その入校状況、それから需要状況を見ておりますと、現状で賄えるような状態ではないかと考えており

ます。

今後の問題につきましては、学園づくりの問題、地域事情の変化の問題、そういうものが出てくるかと思つて、そういうものにつきましましては、茨城県と十分に相談をしながら対応してまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 これは大きな政治の課題ですから中曽根長官にひとつ。この地域において二十万の人口を擁した都市をつくりたい。ところが、現実には十二万しか来ていない。それで、ある公会堂をつくらうと、ところが年間の支出が三千万円、収入が三百万円だといふ、これは県民センターですけれども。そのように物をつくらば維持管理費に赤字が出る、こういう形になっておりますので、どうしても人口の固定的定着が必要である。そうすると、何がしかの新しい生産への努力、その前提としての技術者の教育、これが必要です。これについていま私はそういう提案をしたのですが、長官としてのお考えをいただきたい。

○中曽根国務大臣 労働省とよく相談します。

○竹内(猛)委員 これは十分に相談をして善処してほしいと思つております。

先般学園の中で進出機関の学者、文化人が集まつていろいろ相談をしましたが、あれだけの学者、文化人が何万か集まつている中に、確かに各機関には図書館がありますけれども、中央に図書館がない。したがって、学者はどうしても勉強しようとするば国会図書館に来ざるを得ない。それは交通費も日当もかかります。図書館をつくつてほしいという強い要求がありますが、これについて国土庁はどうですか。

○井上説明員 図書館につきましては、この都市の性格あるいは規模から見まして、当然必要な教育文化施設であらうと考えているわけでございまして、国土庁といたしまして、ぜひつくるべきものであらうと考えております。

ただ、その性格につきましては、御指摘のような、特に高度な専門的な資料を集めた図書館等につきましては、現在各研究所にもたくさん蔵書

を抱えておりますし、図書室もございまして、そういうものの共同利用という方法もあると考へられますし、置くべき図書館の性格等につきましては、今後関係各省とも協議いたしながら検討してまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 これはよく考へてほしいと思うのです。研究者、学者を集めて、それぞれの研究所にはあるけれども、一カ所がないということは非常に問題が多いと思うから、早急に検討していただきたい。

それから、農水省にお伺いしますが、十三機関が移転をしたわけでありまして、その中で最近農事試験場を廃止して農業研究センターをつくりたいということが言われております。これは機構改革なのか、行政改革になるのか、この点について農林水産省からお答えいただきたい。

○中川説明員 先生も十分御存じのことだと思ひますが、現在米を初めていたします農産物需給の不均衡や兼業の深化と耕地利用の粗放化あるいは石油多消費型農業からの転換あるいは環境問題の発生など、わが国農業が当面いたしております諸問題を解決して、わが国食糧自給力の維持向上を図つてまいりました。農業生産全体を踏まえた総合的な視点に立ちまして、国土の効率的利用と生産性の高い農業の展開を可能とするための技術開発が現在強く要請されているところでございます。このような要請に的確にこたえてまいりますためには、専門分化しております従来の試験研究体制では不十分でございますので、筑波農林研究団地への試験研究機関の集中強化のメリットを生かしながら、各機関で開発される高度な技術を素材といたしまして、新しい農業の技術体系を確立することを主たる任務とする新しい研究機関として農業研究センター、仮称でございまして、を昭和五十六年度に筑波農林研究団地に設置することについて現在要求いたしているところでござい

ます。このセンターの組織、運営につきましては、その任務の円滑かつ効率的な推進と、筑波農林研究団地に設置するという立地上の特性を生か

し、専門別試験研究機関あるいは各地域の農業試験場等との連携の核としての役割が果たせるよう次のような構想を持っているところでござい

ます。その一つは、総合研究推進体制の整備でございまして、多数の専門部門のスタッフの参加した共同研究の円滑かつ効率的な推進を図るための体制及び農業技術を体系化、総合化する上で重要な諸技術の開発に関連した研究部門をそれぞれ充実強化することでございます。

第二は、開放型試験研究機関としての整備でございまして、センター内外の関係研究者による共同研究あるいは保有する施設、機械の共同利用の促進、また農業関係者に対する研修技術相談に対応する体制の整備のほか、農業関係者あるいは関係試験研究機関所長等の意見を反映させるための運営委員会の設置などを考えているところでござい

ます。なお、この設立に当たりましては、現在の農事試験場及び関係研究機関の一部組織の再編整備によりまして、これを設立してまいりたいというふう

に考へておられるところでござい

ます。関係が全部移つていきまして、学園とい

理というものは大変なものだと思ひます。特に建物の中における冷暖房の装置あるいは機械の装置のために相当金がかかる。この間、実はある建物へ行つてみたところが、エレベーターがありません

たが、そのエレベーターに、省エネルギーのために人間は乗らないでくれ、荷物を乗せろ、こう言うのです。研究所でありますから外国人もかなり

行くんですね。そういうものを見てどう感ずるかね。人間が荷物以下だということではちよつとぐあいが悪い。だから、それに必要な維持管理費ぐ

らいは出さなければいけないだろう、確かにことしの単価から言つてみれば通産省も発表していま

すが、プロパンガスが三四％あるいは灯油が三六％、電力も五〇％以上上がつてきているということ

ありますから、節約はわかるけれども、今度の場

合には補正、並びに来年度は現状の価格で十分に使えるようにしてもらわなければ、いま機構を改革すると言つたけれども、研究者は自分の研究費

の一部、旅費の一部を割かなければそれが間に合

わないというようなことを言つておられるが、事

実とすればせつかく筑波にりつぱな機関をつくつ

た意味がない。やはりしつかりした研究ができる

ようにするためにそういう措置を講じてもらいた

たい。同時に、あの広い庭、道路にはたくさん

の木や芝が植えてあります。木の枝の処理あるいは

刈り取つた芝の処理等々に相当金がかかるはず

です。そういうものについても見場の悪くないよう

に処理をしてもらいたいと思ふ。これは各省庁関

係ありますから、ひとつ総括して、大蔵省はこれ

をどのように処理されようとしておられるのか、これ

についてお答えをいただきたい。

○保田説明員 お答えをいたします。

先生御承知のように、筑波研究学園都市に概成

ないしは完成された研究施設、大変高度なもので

ございまして、したがって、その維持費、運営費あるいは研究費といったものも移転前に比

べまして大変高いものにならざるを得ないという

ことはよく承知をいたしております。したがって

して、その運営費、維持費等につきましましては十分

精査をして適切な対処をしたいということござ

います。御承知おきのような財政事情でござ

いますので、一〇〇％関係者が要望されることにお

こたえするわけにはなかなかまいらぬと思ひます

けれども、できるだけ配慮はしてまいりたいと思

つております。

○竹内(猛)委員 これは機械ですから、機械は

はり一定の温度を保たないとうまく使えないし、

精密な勉強をしているのだから、冷暖房なんとい

うものに対してけちけちしてはいたのでは、あそこ

へ研究学園をつくつた意味がない。どんなことが

あつても、万難を排してその予算だけは確保し

てもらわなければ困る。それをけちけちするよう

うなことがあつてはできないでしょう。どうです

か。

○保田説明員 お答えをいたします。

先生の御指摘のように、せつかくつた施設

が十分機能を発揮し得るように配慮をしたいのは

やまやまでございますけれども、何せ万般の財政

需要、それぞれの要求側をいたしますと、われら

の要求こそはという要求がたくさんあるわけござ

います。それをとにかく一定の金額の中におさ

めなければなりませんので、一〇〇％御要求を満

たすということはなかなかむずかしいのではない

か、できるだけ配慮はしたいと思ひます。

○竹内(猛)委員 最後に人事院にお尋ねします。

筑波に移転するときには八％の移転手当という

ものが出来ておりましたが、やがて十年たちま

す。こうなると、これが打ち切られるか続けられ

るかということで問題になっております。そこで、

三月十八日に参議院で成田の空港の問題と関連を

して調整手当というようなことが言われておりま

すけれども、この成田空港の調整手当と筑波にお

ける移転手当というものの関係について、これ

から移転手当の問題の取り扱いはどうされるの

か、お尋ねをします。

○長橋政府委員 お答えを申し上げます。

筑波研究学園都市移転手当は昭和四十六年に創

設された手当でございまして、手当を創設しまし

てから来年がちょうど十年目になるわけでございまして、人事院としては、これをどういうふうな処理するのか、勧告等を意見表明しなければならぬ時期に来ておるわけでございます。

御指摘のように、ことしの八月にいわゆる成田の問題につきまして御勧告を申し上げましたけれども、この成田問題と筑波問題を対比して考えてみますと、一面においては似たような点がございまして、それは多数の官署が一定期間内に移転をしたという点においては似ておりますけれども、しかし、成田の場合ですと、国の機関の移転に伴いまして関連する民間の企業、事業所等も多数移転しておりますし、さらには、成田空港区域内におきますそういった移転の民間事業所に勤務する従業員の賃金水準というものは、大体東京都の区内の賃金水準を持ち込んでおるというような状況でございます。しかし、筑波の問題につきましては、これは筑波研究学園都市をつくるという国の一大施策との関連におきまして、機関の移転に伴いまして研究員等が勤務する場合にその移動を円滑にする、さらには研究員等の定着を図るという趣旨で設けられたものでございまして、したがって、成田の問題と筑波の問題とはそういう面から考えまして性格の違いがあるというふうに考えております。したがって、来年度に向けては、筑波の移転手当をどういうふうな処理するか、いろいろ具体的な対策を考えなければならぬ時期に来ておるわけでございまして、一応成田問題とは別個な観点からそれぞれ適切な対策を考えてまいりたい、このように考えております。

○竹内(猛)委員 先ほど申し上げたように、二十万都市をつくるという筑波に十二万しか定着しない、あとはなかなかあつたかというところの問題、あの理由については、まず住宅と定年問題、あるいはその周辺における職員の職員の組合の皆さん、これは労働組合といつてもいいですが、その皆さんが調査をしたところによると、家族ぐるみで移転をした者が月に一万七千

円、単身赴任者が五万円、独身者が三万三千元、こういう負担増になつてゐるということが世論調査で出てきております。このように筑波に移つたために負担がふえた。それは確かに交通の便利が悪い、医者がいない、買い物に行くにも遠くに行かなければならぬ、こういうことだし、学校も高校は十分だけれどもあるけれども、なおその他の教育機関がないということで、金がかかることばかり。したがって、当初移つてきたときと同じような状況が依然として続いている段階においては、移転手当というものは、やはり継続すべきものと考えておるけれども、もう一度人事院の方からこの点についてお考えをいただきたい。

○長橋政府委員 移転手当が創設された時点では、移転計画は五十年に一応完了するというようなものでございまして、その後移転自体が若干おくれおるということな状況でございまして、そういうことから考えますと、当初五十年に移転が一応完了するというところで十年内にその処理についての御勧告を申し上げるということになつておりましたけれども、移転自体がだいたいおくれおりましたので、機関によりましては五十五年に達したところも一、二あるというふうな承知しております。そういうような事情を十分念頭に置きました上で、さらには施設の整備状況でございまして、さういふ生活環境の整備状況、さらには研究員等の定着状況、その実態、そういったようなものも十分考慮しながら、また各種の団体から御意見、御要望も寄せられておりますので、そういう御意見等も参考にいたしながら具体的な対策をこれから考えてまいりたい、このように考えております。

○竹内(猛)委員 時間が来たからこれで終わりますが、これは長官に要請しますけれども、行政改革という形で各省から一局ずつ削つていくという形になる。これは数をそろえていくという形になる。やはり八〇年代というのは地方の時代、農政でも地域農政ということが言われているし、地方自治ということが問題になつてゐるときに、

住民からだんだん不便なような方向に物を集めてゐる、中央集権の方向に進めていくというようなことが考えられる。これは時代に逆行するんじゃないか。行政改革そのものについて反対しないが、むしろむだを省いていく、むだはないか、どういふむだがあるのかということになれば、人の首を切らなくてもいいんだから。行政改革ということになると人の首を切らなければならない。だから、さつきの田島さんへの答弁のように、簡単に切れないから、自然に仕事を減らして年をとつてやめていくのを待つんだ、そういう消極的なことになつて。原子力船をやめろということなら、これは簡単にはいかないだろうけれども、処理はできるはずだし、それからイランの問題にしても、それは国際関係であるけれども、それについても一定の方法によつて処理しなければならぬ問題だろう。しかし、そういうようなむだがあるところにあるわけだから、それを処理をしていつて財政を浮かせるなら、そこから考えていくべきものであつて、仕事をしようとする意思と意欲を持つてゐる人間を始末する、仕事をやらせないというふうなことはよくない。

それからもう一つは、公社、事業団、公団というふうなところが多少の黒字が出たからといって、そこに手をつ突つ込んで余つた金はみんな取り上げてしまふというふうなことはちよつとよろしくないと思ふから、こういうことについては慎重を期してもらいたいということを要請をしたいと思ひますが、いかがでしようか。

○中曾根國務大臣 御意見としてよく承つておきます。

○竹内(猛)委員 終わります。

○江藤委員長 前川君。

○前川委員 行政改革の総論につきましては、いままでいろいろお話があつたと思ひますので、私は法案そのものずばりでお尋ねしていきたいと思ひます。

まず、行政管理庁にお伺ひいたしますが、今度の四国の管区行政監察局を中国四国管区行政監察

局に統合するという法律案でございしますが、この地方支分部局の整理の対象をなぜ四国に選んだのか、どういふ必然性かという理論で四国を選ばれたのか、それをまずお尋ねいたします。

○林政府委員 お答えいたします。

実は行政管理庁のブロック機関は従来から八管区制をとつておりました。比較的標準的な管区割りであつたわけでございしますが、今回の行革におきましては、行政改革の重要性と、もう一つは行政管理庁の置かれた立場というようなことを考えまして、率先垂範するといふ趣旨で一局を削減するということにしたわけでございしますが、さてこの一局を削減するかどうかという段階になりまして、実は私もいろいろ考えたわけでございまして、一局を削減するということになれば、各管区ごとの管轄区域の問題、それから管内の行政機関の数あるいは各ブロック間の社会、経済面の関連性、別と言葉で言えば隣のブロックとの関係などを総合的に勘案いたしまして、結局四国管区を廃止するということになりましたわけでございします。

○前川委員 大変おねのわからぬ御答弁だと思ひますね。ずばりと言つて一番小さいから選んだんでしよう。そうじゃありませんか。私は小さいから行政の手抜きをしていいとは思ひません。小さいなら小さいなりに大切にしたいと思ひます。すか、まして地方の時代と言われ、田園都市構想という話も出ておられますし、それから各地方の所得の格差を平均化していくというのも一つの政治の目的でしようし、そういう意味ではもつと地方を大切にしたいと思ひます。いまの御答弁では、四国をすばつと選んだという理由がわからないので、なぜ選んだんですか、もう一度はつきりお答えください。

○林政府委員 繰り返して近くなりますけれども、八つの管区それぞれにつきまして管轄区域、管内の行政機関あるいは隣のブロックとの関係等を考えてみまして、それぞれこの管区と管区とくつつけたらどうなるかというふうなことをいろいろ

る勘案しましたときに、まあ四国——先ほど先生は一番小さいとおっしゃいましたけれども、ほかの管区がなかなかつづしにくい、くつつける相手等も考えまして、結局四国に落ちついたというのが実情でございます。なかなか理屈はつけないわけでございますが、いろいろ総合的に検討してそう言ったということでございます。

○前川委員 本日はきつと答えにくいでしょう。あなたの御答弁を聞いていますと答えにくそうに見えます。これだけでやりとりしていただんじや前へ進みませんが、大変これはみんな不満なんです。四国をばかにしているという感じが、後からまた出てきますけれども、大変いたします。不満であるということも申し上げておきます。

それじゃ具体的にまいります。この後支局を置くという法案になっていきます。この支局というのはほかにありません。初めての組織ですね。支局とは一体どういうものなのか。たとえばどの程度の規模になるのか、現在の定員を確保する方向でいくのか、この点いかがですか。

○林政府委員 支局を置くというのは、先ほどの先生の御指摘のように初めてでございます。

ところで、それなれば支局をどのような規模にするかということにつきましては、現在検討中でございます。と申しますのは、廃止した後の支局はできるだけ簡素な組織にするというのが政府の今度の行政改革の方針でございます。私どももいたしましては、現在、実際現地で監察、相談の業務をやっておるわけでございますので、監察局の方と官房の方とでいろいろ相談をいたしまして、たとえば管理業務を一部本局に集中できないかと、あるいは監察なり相談なりの基本的な計画なり調整なりを本局に集中できないかと、かといふようなことを検討をして、できるだけ簡素な体制をとりたいということを考えているわけでございますが、実際それではどういふ形のものに仕上がるのかということにつきましては、実は五十六年度予算査定の中で決める、こういうことになっておりますので、現在私ども内部で検討すると同時に、

時に、査定部局とも相談中でございます。

○前川委員 五十六年度予算の大蔵省との交渉の中で固まるんだという内容ですけれども、大蔵省にお任せするわけじゃないんでしょう。交渉するにしても、やはりあなたの方で一つの基本方針というものがなければいけません。ですから、大蔵省と交渉するにしても、どういう基本方針を持つていらつしやるのか。たとえばいまのどの程度の規模かということもありません。

もう一つ、権限はどう変わるのか。どの権限が広島にいつてどの権限が高松に残るのか。権限にどういふ変化があるのか。いままでの四国管区行政監察局長と新しい支局長とは同じ権限を委譲してもらえないのかどうか。その辺どうですか。基本的な考え方としていかがでしょうか。

○林政府委員 実は組織、定員は行政管理局の行政管理局、それから予算面では大蔵省、実際は共同して査定、こういうことになるわけでございます。私どももいたしましては、現在監察局の方と申上げかねるのでございますが……

○前川委員 いまの段階では言えないという事情もわかりますけれども、法案を出してくるときには、次はどうなるのだ、これはどういふ形になるのだ、はつきりした形になってから法律案を出しにしようというのが常道だろうと私は思います。法律案だけ先に通して、どうなるかはこれから話だ、これは何か非常におかしいんじゃないかと私は思います。しかし、いま決まっていらないんだと言われまうから、これ以上追及しても同じ御答弁しか出ないのではありません。

次にいきますが、先ほどの質問の中にも出ておりました、長官、ここに一生懸命働いてる人は、生首を切られるのじゃないかという心配が一つあります。これはおやりにならないとおっしゃったけれども、これは直接長官の部下ですから、私、長官から答えていただきたいと思いが、生首を切るようなことはしない、それから職

員の強制配転もしない。これは、いままでは四国の管内ですから、異動が四国の中だけですね。ところが今度は、中国も含めるとずいぶん広い範囲、異動の範囲が大きくなります。ということでは非常に不安がついてきます。しかも、行くことが不可能な配転命令を受けると、やめなければいけません。職員の不安がついておると思いが、長官からその点一言御答弁いただけたらと思います。

○中曾根国務大臣 その前に御質問にお答えいたしたいと思いが。

私も四国におりまして、前川さんと同じように高松にもおつたことがあります。あの海峡、海というものがどんなに厄介なものであるかということもよく承知しております。四国は人情純朴で風光明媚で非常にいいところ、私は四国を非常に愛しておる一人でもあります。だからいつて行政をそれで曲げるというようにやろうとは思いません。しかし、四国が狭いからといってへんばな扱いを受けることは正しいことではない、そう思いが。

○前川委員 それではもう一つ具体的に、これはサーピスの問題になります。政府委員の方、行政相談業務も従来からサーピスが低下するということはありまへん。それから、行政相談委員という方が実費のみの奉仕活動であらうこちらで家にステッカーを張って行政相談に応じておられますが、この制度は残されるのか、あるいは残すにしても

漸次減らす方向なのか、むしろこれはふやしていくということを考えていらつしやるのか。この二つお答えをいただきたいと思いが。

○中政府委員 委員の定数の問題でございますが、相談件数も非常にふえてまいりましたので、むしろ増員の措置をいま考えておるところでございます。

それから、相談業務につきましては、七つほどの仕事に分けて、細かく分類して影響等を見ておりますが、極力委員さんなり国民の方なりへの影響が少ないように取り計らいたいというふうに考えております。

○前川委員 済みません。よくわかりませんが、一般の住民の人が行政相談に行きます。その行政相談に行つて、この改革前、整理前も後とも変わりはないように、その相談の業務は従来どおり変わりありませんか、こういうことを言っているのですが、その点どうでしょう。

○中政府委員 従来どおり変わりのないようにしたいと思っております。

○前川委員 したいというのは非常に弱い感じがいたします。それは住民に対するサーピスですから、後ほど長官にも伺いたいと思いが、サーピスを低下させてはいけないと思いが。ですから、したいと思いが、もう少しはつきりしたお答えをいただきたいと思いが。

○中政府委員 大蔵省の主計局と行政管理局というこわいところが控えておりますので、私としては精いっぱい努力をいたします。

○前川委員 この法案を見ますと、新しくできた支局は五年後の「昭和六十年三月三十一日」までに廃止するものとする。という文章になっておりますが、これも先ほどの御質問で多分出たと思いが、「廃止するものとする。」というのはいふ意味なのか。なぜこんな文言を入れなければいけないのか。六十年三月三十一日の段階でこの支局をもう一つ格下げする方向なのか、あるいはまたもとに戻す方向で考えるのか。いずれにせよこ

のままでなくては何か違う形にするという意味がここに含まれていると思うのです。それでなければこんな文言を入れるわけがない。どういう意味でこういう文言を入れているのでしょうか。

○佐倉政府委員 いまお話し「廃止するものとする」ということでございますけれども、これはいまの段階、現段階における方針を明らかにしたものでございます。これは当然のことでございますけれども、廃止されましたブロック機関の後に必要な現地事務の処理機関を置くわけでござい

ますが、それはやはり趣旨に沿いまして簡素にして効率的な体制とすることが必要だと考えているわけでございしますが、その方針を行政管理庁の四国行政監察支局と大蔵省の財務支局、それから厚生省の医務支局につきまして徹底させまして、これを「昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする」というふうに明示したわけでござい

ます。「廃止するものとする」ということは、この経過期間中に行政の簡素化の趣旨に沿いましていろいろと機構や行政サービスのあり方を十分検討してまいり、そのときまでにどうするかというところの結論を得たい。いずれにせよ、この場合、法律的には改めて手続をとる必要があるというふうに考えております。

先生お話し、これをやめる方向なのか存続する方向なのかということでございますけれども、その間に十分検討して、周りの客観的な情勢、地元とのいろいろな関連等も考えまして、行政サービスのあり方を十分踏まえまして考えていくということでございます。

○前川委員 それではこの段階でもう一遍再検討し考え直すという時期を明示してあるだけであつて、それ以後どうするかということまで考えておいたのではない、事というように理解してよろしくうございしますか。

○佐倉政府委員 「廃止するものとする」というふうに書かれてございますので、その方向は一応現段階の判断としては示されているわけでござい

ますが、先ほど申し上げましたのは、自動的に廃

止されるということではなく、改めて手続をとる必要があるということを示し上げたわけでござい

ます。その手続をとるまでに十分いろいろと検討して結論を得たいというふうに考えております。

○前川委員 そうすると、検討するにしてもやめるということを前提にしての文言だ、こういうお話でしたね。そういうように理解していいのでしょうか。

○佐倉政府委員 「廃止するものとする」というふうに表現されている以上、現段階における方針としてはそれぞれの方向の判断であるというふうに御理解願いたいと思ひます。

○前川委員 私は率直に言ひまして非常に心配になります。いま八つのブロックに地方の局を区切つていては省庁が多いですね。この八つのブロックというのはかなり定着した、合理性のあるブロックの分け方だと思ひます。ただ農水省は中国四

国農政局で七つで、四国にありませんね。そこで、今度のこの改革案ではまず行管庁が四国の局をなくする。もう一つ出ていくのは、厚生省が四国地方医務局を廃止する。通産省は鉱山保安監督部を統合する。これは八ブロックをやがて七ブロックに統合するんだ。たとえはほかの省庁はありますよ。陸運局とか海運局。これは運輸省ですね。郵政もそう、建設省もそう。労働省。それから財務局もありま

す。国税局もあります。いろいろな省庁、八つで四国にあるのですよ、ちゃんと。これを将来七つに統合して、四国から各省庁が撤退していくんだ、そういう方向であなた方は行革を考えていらつしやるんじゃないだろうか。となると、これは四国にとつてもゆゆしい問題なんですね。それがこの辺ににじみ出ているように思ひますが、そうでなければいいのです。そうでなければきつぱりと、

そうではないと否定していただければ、私は安心ができるのですけれども、そうでないと、ここから出てくる感じは、やがて何年か先には次々と各省とも中国に統合されていくんではないだろうか、その布石が始まっているということではないか、

心配になるのです。その辺、長官のお考えを聞いて安心をさせていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○中曾根国務大臣 四国は大事なところでございまして、きつぱりとそういう方針を持つていないと申し上げます。

○前川委員 これも長官にお伺ひしておきたいと思ひます。

「地方支分部局の整理再編成について」という五十五年三月二十八日の閣議決定の文章は「簡素にして効率的な体制」という文言が入つていますね。再々言われております。しかし、行政サービスは低下させるのであればでもできると思ひます。一生懸命むだを削つて、そして簡素にして効率化する。この言葉の前提には国民に対する行政サービスの低下させませんよ、これが前提になつての「簡素にして効率的な体制」だろう、そうでないとどうもおかしいのではないかと。行政サービスは低下させますよ、人も減らしますよ、これは簡単な話です。サードサービスを低下させるといへば、それは幾らでも、だれでもできるということになります。その点のところは私は政治家の腕の見せどころではないかと思ひますが、その点について行政サービスは低下させないんだということが基本原則なんだということが言えるかどうか、長官、いかがでしょうか。

○中曾根国務大臣 行政改革の場合は、行政サービスを低下させてやるということとはむしろ引かひ受けてくれませんか。だから、できるだけ低下させないでこれを改革するということがやはり通道ではないか。そういう配慮を持つて、四国の場合におきましても最善を尽くして、できるだけ低下させないように配慮をしていきたい、そう思ひます。

○前川委員 長官は香川県に若いころいらつしやいましておん事情も御存じだと思ひますし、率直に言ひまして大変ファンも多いのです。

それはそれとして、私は、整理をしてなぜ広島とくつつけるのですか、ここが一番わからない。長官は高松にいらつしやったから御理解できると思ひますが、四国は大阪の経済圏なんです。広島

の経済圏じゃないのです。ですから、恐らく大阪に行つたことのない人はおりません。でも広島に行つたことのない人はたくさんいるのです。

たとえば、私はちよつと汽車の時間表で調べてきたのですが、交通の便一つとつてみても、ど

れだけ広島にくつついてい

るだろうか。たとえば船の例を挙げると、高松から大阪へ行くのは一日三往復あります。神戸まで入れると一日八往復になります。阪神の経済圏という八往復になります。徳島は、大阪八往復、神戸十二往復。便が一日二十往復、高知は大阪と一往復です。ところが広島と高松とか広島と徳島とか広島と高知とかいう便はないのです。ただお向かいの松山には観光翼船が、小さいフェリーとそれから水中翼船が一日に二十幾つか通つております。これは経済なんかの動脈ではありません。

飛行機の便を見ても、これは四国には全日空あるいは国内航空が入つておりますが、高松一大阪間一日十往復、徳島一大阪間一日十一往復、高知一大阪間一日十二往復、松山一大阪間一日六往復。しかし高松一広島間、高知一広島間、徳島一広島間なんてありません。飛行機の便、全くありません。完全に大阪の経済圏。

新幹線だつてそうですね。たとえば、どちらへ行くにしてもまず四国から岡山へ出なければいけません。岡山から大阪までの上りは一日に六十八本利用できます。広島までの下りは十七本減つて五十一本しかありません。四国の三県は完全に、香川、徳島、高知は大阪の経済圏なんです。広島というと非常に足が不便なんです。なぜ広島にくつつけるのでしょうか。まだ大阪にくつつけた方がずつと簡素化ができるのではないだろうか。恐らくこれは、皆さんの頭の中には小学校のとき

に習つた地図の觀念しかないのではないだろうか

それはそれとして、私は、整理をしてなぜ広島とくつつけるのですか、ここが一番わからない。長官は高松にいらつしやったから御理解できると思ひますが、四国は大阪の経済圏なんです。広島

の経済圏じゃないのです。ですから、恐らく大阪に行つたことのない人はおりません。でも広島に行つたことのない人はたくさんいるのです。

たとえば、私はちよつと汽車の時間表で調べてきたのですが、交通の便一つとつてみても、ど

れだけ広島にくつついてい

るだろうか。たとえば船の例を挙げると、高松から大阪へ行くのは一日三往復あります。神戸まで入れると一日八往復になります。阪神の経済圏という八往復になります。徳島は、大阪八往復、神戸十二往復。便が一日二十往復、高知は大阪と一往復です。ところが広島と高松とか広島と徳島とか広島と高知とかいう便はないのです。ただお向かいの松山には観光翼船が、小さいフェリーとそれから水中翼船が一日に二十幾つか通つております。これは経済なんかの動脈ではありません。

か。たとえば関東地方、近畿地方、中国四国地方、九州地方、経済圏で物を見て合理的に考えていくという頭がないのではないだろうかと思いたくなくのです。これは大阪の経済圏にくっついていてるのは、これは長官よく御存じです。後にも出てきます。厚生省も通産省も同じなんです。なぜ広島へ広島へ、むだなところ、むだなところへくっつけようとするのですか。恐らく出張するにしても何にしても、これは大変な時間のロスが出ます。時間のロスが出ると、旅費その他のロスも出るし、行政サービスも低下するだろうと思う。その辺のことを考慮に入れなかったのでしょうか、どうでしょうか。これはどなたでも結構ですが、答えてください。

○林府委員 お答えいたします。

確かに人の行き来等の面で先生のおっしゃる事実はあるわけですが、私も四国がまず一つのプロックである、中国がもう一つのプロックであるということもありまうけれども、瀬戸内をはさんで歴史的にも非常につながりがあり、現在でも行政上の問題でも瀬戸内海を中心にしていろいろな問題が起こっているとか、あるいは山陽と四国の間でだんだんと交通の便が発達しているとかというようにいろいろ考えました。

もう一つは、先ほど申しました中国四国、四国管区の管内の面積なり行政機関の数なりその他いろいろのことを考えまして、中国四国を一緒にするのになんとか、大多数の常識的な意見がそういうことに落ちついたということ、論理的には非常にむずかしいのですが、そういうことに落ちついたわけでございますので、御了承いただきたいと思います。

○前川委員 私はいまの答弁は答弁になっていないと思います。やはり簡潔にして合理的に考えるのであれば、経済の流れ、人の流れ、交通の流れというものをちゃんと考えなければいけません、むだを省くことですから。これも答える方いいのですか。やがて本四架橋がつきますというのですけれども、本四架橋がついて国鉄が

乗りますと、四国発の大阪行きとか東京行きとかはありますよ。四国発の広島行きとかなんとかというのはいきなりできないでしょう。まだ具体化してありませんけれども、恐らくはそう思います。まずまず大阪の経済圏に近くなっているというところで、四国はこれから瀬戸大橋その他の架橋によって対応する、みんな地元で考えているのであつて、広島は大阪の経済圏と競合しているのであつて、香川県県庁にも徳島県県庁にも高知県県庁にもいはいのですね。ですから、これはばくはもう少し合理的に考え直す必要がある、どうかひとつ五年後に見直すというのであれば、宿題として考えておいていただきたいと思います。大変むだになるというのをばくは予言しておきます。

それでは、いろいろ長官からいい御答弁もいただきまして、次は厚生省にいらしていただきます。

厚生省にも、まずこの質問をしておきます。なぜ廃止するのに四国の医務局を選んだのですか。これも四国のほかの住民の感情を逆なでするような発想だと思つていますが、なぜお選びになりましたか。

○山本説明員 私どもの地方医務局は八つのプロックに分かれて現在仕事をいたしておりますけれども、それぞれのプロックの区分というものは、地理的な問題、さらには経済、社会的な問題を含めまして区分をすると同時に、それぞれのプロックがお互いにバランスのとれた仕事をするという配慮をしながら区分してあるかと思つていますが、その際、行政改革という非常に大きな命題の前に、一つの支分部局をいずれかのプロックに統合するという場合には、統合後のプロック区分、これが七つになるわけですが、これがやはりいま申し上げましたようないろいろな事情並びに規模の上でもバランスのとれたものになることが望ましい。たとえば余り大きくなりすぎると、やはりプロックの形としても業務の上に円滑でない面も出てくるか、そういうものもろもろの事情を考えまして、四国を中国プロックに統合する形で考えた

ということでございます。

○前川委員 いろいろおっしゃいましたけれども、ばくは答弁になつていないように思ひます。いろいろな事情を勘案しているだけですね、中身を洗つてみると、どういふ事情なのかとばくが突っ込んで聞いても、なかなかお答えにくいんじゃないでしょうか。そんなに勘案してと言つても、結局、問題は一番小さいからこをやるやうということに尽きるんだらうと思ひます。

そこで、厚生省の方針として、先ほど行管長官があれほどはつきりお答えいただきましたので、ここでも生首を切らないとか強制配転はしないとかいうことはちよつと確約をさせていただきたいと思ひます。いかがですか。

○山本説明員 私どもも長官の仰せになつたとおりの方針でございまして、従来からそういう人事上の問題につきましては、もろもろの客観的な事情なり御本人の家庭環境、そういうものにも十分配慮してまいつたわけでございます。そのようない人事上の慣行をこれを契機に曲げるということとは全く考えておりません。

○前川委員 いままで四国の範囲で転勤をしていけばよかつたのです。そうしますと、たとえば高松と徳島なんというのは近いですから、車ででもそんなに長い時間かかりません。しかし、今度は中国地方まで転勤の範囲が広がりますね。それは非常に不安に思つていられる方も多々あります。単身赴任ということになると仕事になかなか身が入らないということも出てくるだらうというふうな思ひます。特に厚生省の場合は病院、療養所等ですから、婦人の働く人が多いですね。総局長さんなんか、各県をぐるぐる回るわけでしょう。これがいままでも四国で回つておれたからよかつたのに、今度は中国まで広がるといふことになる、これは非常に心配です。ですから、どうかさういう意味で、いままでも四国にいた者はなるべく四国でおれるように、遠いところへ飛ばされるということのないように、そういう配慮を十分していただきたいと思います。これが一点、お答えいただ

きたい。

もう一つは、四国は対象になる施設が十二カ所です。病院が三、療養所八、ハンセン氏病の療養所が二です。十二カ所であれば手にとるやうにわかるわけです。ですから適材適所に人物を配置できるのです。これが中・四国三十八カ所に対象が広がるということになると、きめ細かい人事はできないのではないだろうか。特にハンセン氏病の療養所が一つありますが、これは長期あるいは終身の患者が対象です。やはりハンセン氏病のことがわかり、情熱を持った人が来てほしいのです。いやいやながら飛ばされて意欲のない人が、万に一つと思ひますが、もし仮に来るといふことになれば、これは非常に困る。そういう心配を患者たちはしているのです。その辺のことを十分配慮した血の通つた取り組みをしていただけるかどうか、お約束していただけるかどうか。この点、いかがですか。

○山本説明員 三つ仰せがございましたのは、すべて関連して考えておりますが、やはり人事の問題と申しますのは、それぞれの地域のもろもろの実情までも十分に踏まえまして、さらには一人一人の職員の家庭の事情等にも十分配慮しながらやらなければいけない性質のものだと考えておりますので、これが中・四国という単位にまとめたといつたとしても、やはり四国に所在する施設の人事につきましては、四国の事情を十分に理解する人が責任をもつて対処すべきだと考えております。そのためには、たとえば法律制度の上で人事権を全面的に四国に委任するという形がとれるかどうかは、これからまだ十分詰める必要がありますけれども、いづれにしても、四国の支局に十分責任をもつてそういう判断をできるセクションなり人を配置いたしまして、その人の意見が人事の上に十分反映されるように、これは私の方でお約束いたします。

○前川委員 もう一つ、たとえばこれは行政サービスの問題ですが、施設の工事費の高いものは地方医務局で設計、監督するのだからと思ひますが、

せんか、その点をお聞きしたのです。

ついでにもう一つお聞きしておきます。いまのは労働災害ですね。もう一つは、いま稼働している鉱山、休廃止している鉱山はどれくらいあるのか、数字がわかれば教えていただきたい。それから、休廃止鉱山の点検はどれくらいやっておりますか、休廃止の防止はどれくらいの数やっておりますのか。この辺、今度廃止になる監督部の管轄で数字ができれば報告していただきたい、こう思います。

○植田政府委員 先ほどの保安行政は今後とも手抜きしてはならないということは、全く同感でございます。

それから、ただいまの数字でございますが、まず稼働鉱山数でございますが、これは石炭とか亜炭鉱山を除きまして、五十四年十二月末現在で八百七十二でございます。

それから、休廃止鉱山でございますが、休廃止鉱山の中でいわゆる政策の対象になっているものというのが六百七十二でございます。六百七十二の中でいわゆる巡回検査の対象となっておりますのが四百七十二でございます。あと二百はいわゆる補助対象事業として政策の対象にしているものでございます。

以上が全体の数字でございますが、四国と大阪につきましては、六百九十三という巡回検査の対象が調査時点で出ておりますが、その中で四国が五十六、大阪が九十八でございます。

それから、休廃止の八百九十三というのが調査の時点で出ておりますが、その内訳は休止中のものが六十。そのうち大阪が二、四国が二。廃止が八百三十三で、大阪が百十六、四国が五十八ということになっております。

なお、先ほど現在の数字を申ししたときに、巡回検査の対象と補助対象を合せて六百七十二と申しましたが、これは調査の途中で出ました数字より若干少なくなっております。これは行政の対応が進みまして、一応対象外に外してもいいというものが少しずつ出てきておりますので、その点は若干時の経過とともに数字が少なくなっている

という点がござります。

○前川委員 私はいまの最初の答弁に非常に不満です。いまのは鉱山保安業務を後退させてはならないという答弁でした。非常に消極的な答弁。たとえば、通産省は毎年予算編成の前に基本的な方針を発表します。私ここに資料として持ってきております「昭和五十六年度通産省政策の重点」がありまして、「昭和五十六年度通産省政策の重点」は昭和五十六年度を目指して出た基本方針です。この中には「鉱害防止対策の強化」、「強化」ですよ、後退させてはならないなどというそんな言葉じゃないですよ。題が「鉱害防止対策の強化」、「金属、石炭、石油鉱業における鉱害の発生を防止するため、監督、検査の強化を図るとともに」という言葉があります。あなた方は五十六年の方針として強化を図るという方針を出されておられる。そのとおりですね。そうでしょう。

それから、これはちよつと古くなりますが、第七十一回国会、昭和四十八年三月二十八日衆議院商工委員会の金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議として「蓄積鉱害源を早急かつ確実に処理するため、休廃止鉱山の鉱害調査を一層促進するとともに、鉱害防止に関する指導監督を強化すること」というのが出ております。この附帯決議は死んでいるわけじゃないのでしよう、生きてますね。事情はちよつと変わってない。そしてあなた方はそれを受けて、昭和五十六年度には鉱害防止対策は強化するとはっきり打ち出しておられます。後退させてはならないなどという答弁をあなたはされたけれども、違うでしょう、もつと積極的だったわけでしょう。どうしていまそんな後退させてはならないという消極的な話になったのですか、おかしいじゃないですか。

○植田政府委員 あるいは言葉が足りなかったかもしれないが、私も、まさにその五十六年度の基本方針にも出ておりますように、ますます強化していかなければならないことは同感でございます。そういう趣旨で、たとえば従来も補助

率の向上等も行っておりますし、それから予算も増額要求しております。そういう点で、人命にかかわる問題でございますので、私も今後とも充実強化していくという気持ちに変わらなことは先生おっしゃるとおりでございます。

○前川委員 いま動いている鉱山、これは労働災害等防がなければいけません。それから鉱害、これもあります。これも防がなければいけない。それから製錬所、これも鉱害を防がなければいけません。厄介なのは休廃止鉱山、これはいま掘るのをやめているから何もしないでいいのだというわけじゃないのです。これが鉱害をまき散らす可能性が非常に強い。たとえばここにも資料ありますが、伊豆大島の地震のときには、シアンが濁流が大量に流出して駿河湾を汚染したという例もありました。これは昭和五十二年一月十七日の新聞に出ています。たとえ一たん鉱害防止措置をとった鉱山でも、事後の点検がやはり必要になると思えます。そういう意味では、鉱山保安業務はますます大事にされなければいけないと思えます。

それから、エネルギー関係のいろいろの問題ですが、エネルギーの自立を図るためには、日本の石炭を見直さなければいけないとか、あるいはもつと鉱物資源を見直して自立を図らなければいけないという提言がいろいろな面からされていきます。となると、いま残っている、これから掘り出す鉱山なんというのは、海の下とかそんなところが多いのだろと思えますが、ますます鉱山保安業務の必要性がこれからふえてくるだろう、エネルギー対策の上からも、くだいようですけれども、その必要性がますます大きくなると思えますが、あなたもそういうふうにお考えになりますか。同意されますか。

○植田政府委員 たとえば、御指摘のように石炭等におきましてはますます深部化が進んでおりますし、そういったこともございまして、保安行政、これは人命にかかわることでございますから、ますますその辺に十分な、たとえば合理的な方法が

あれば機械その他を必要とすることもありましようし、そういった面で新しい状況に応じて十分対応していかなければいけません。そういう意味で、御趣旨のように保安行政は今後ともますます強化していかなければならない。一生懸命やっていかなければならないというふうに考えます。

○前川委員 それでは多少細かく伺いますが、この法案が通れば中・四国鉱山保安監督部四国支部という名前になるのです。それじゃその内容と機構はどう変わるのか。これは非常に心配になるところです。

そこで、ここでもまず通産省の方針として確認しておきたい。先ほど行管長官もきつぱりおっしゃいました。生首は切らない、強制配転はしない、その方針を確認しておきたいと思えますが、いかがですか。

○植田政府委員 私どももいわゆる生首を切るとかあるいは強制配転をするとかということは考えておりません。

○前川委員 行政サービスと落としていただきました。ますます必要性があるというお話でしたから、鉱山保安業務というのはこれからますます大事なんだ。ですから、行政サービスを落とすとしてほしくない。具体的にはいま三つ課がありますが、この三つの課、そのまま機構は置いておくのか。あるいはいま配置されている鉱務監督官の数は減らすようなことはないと思えます。あつては困ると思えますが、この数はどうするのか、定員はどうなるのか、いろいろこれは心配になるところです。

そこで、いまの機構、いまの定員、いまの鉱務監督官の配置等が削られていくと、やはり現実に行政サービスを落とすことになると思えます。まして、はつきり言つてここは整理、縮小と言ったか合理化と言われたか、管理部門は持つていないのじゃないでしょうか、なかつたと思えますが、そういう意味で、そういうものを踏まえた上で行政サービスは落とせないと約束していただけるかどうか。行政サービスを落とすなどという

ことはいけませんよ。ですから、従来の行政サービスを落とすことはありませんと言っていたたくとぼくらも安心できるのですが、いかがでしょうか。

○植田政府委員　先ほどからお話が出ておりますように、事は保安でございますので、その業務がある限り私もこれに十分対処していかなければなりません。今後とも行政サービスとしましては、私どもも努力をいたすつもりです。

○前川委員　くどいようですが、まだ若干時間がありますから、もう一つ確認しておきます。機構というかスタッフというか鉱務監督官の配置数というか、これは将来も縮小するということはない、将来縮小する計画はない、私はここを明らかにしたいと思うのです。

なげならば、事故が起きますと、この監督官です。か、すぐ現場へ飛んでいくのです。飛んでいて指揮するわけでしよう。急いで行かなければいかぬわけですね、山奥の現場でもどこでも。こういうふうな話を聞いております。これが高松にあれば汽車もあるし車もありますからさつと行けるのですよ。ところが広島にいれば、海があるというのは決定的に時間のおくれになるのです。一番ひどいのは濃霧とかあらしです。船がよくとまります。橋がついて今度は国鉄が入るじゃないか、何年か後にはと言われるかもしれないけれども、海が濃霧で船がとまるようなときには、汽車だってダイヤが大乱れなのです。これはつり橋ですからそろそろと徐行しなければ危なくて通れませんが、まして台風のとときにはつり橋は揺れますから、汽車はストップになるのです。ですから、残念ですけれどもしよつちゅう四国は陸の孤島になりまして交通が途絶えることがあるのですよ。それをして四国の高知県の鯉山が爆発を起こした。広島から宇野まで行つた。濃霧で船が出ない。こういうことになると私は大変だと思ふのです。それがありますので、特にこの鯉務監督官は減らすというようなことはどうか考えないでほしい、広島へ持つ

ていくというようなことは考えないでほしい。それはすぐサトビスの低下にストレートにつながる。そのことを非常に心配している。そのことはどうですか。

○植田政府委員　今後は、先ほど申しましたように、いわゆる広島とそれから四国の支部ということになるわけでございますが、しかし、一々四国の管内で起こる事態に際しまして遠くから行くというふうなことは、おっしゃいますように、従来以上に能率が下がってしまうわけでございますので、私どもは、四国の中にはやはり今後とも行政需要があるわけでございますから、その行政需要に応じた対応が十分できますように、たとえば内部的な事務委任等を行ひまして、四国は四国で従来のように対処できるというふうな体制に持っていくたいというふうに考えております。そういう意味で、四国に起こった行政需要には対応できるような体制ということが基本になろうかと思ひます。

○前川委員　ちよつと待つてください。私は鉅務監督官を具體的にいふ問題にしまして、事故が起つたような場合、広島から出てくるには大変ですから、これは端的にサービスの低下になりますから、そういうことがないようにしてほしいと言つたのです。具体的に鉅務監督官を名指しで言つたわけですが、その点いかがですか。

○植田政府委員　基本的にはただいま申しましたようなことでございますが、なお今後の問題につきましては、先ほど来出ておりますが、先生も先ほど御指摘になっておりました閣議決定で、いわゆる「合理化に努め、簡素にして効率的な体制をとるものとする。」というのが内閣の基本的な方針になっているわけでございます。したがって、私も今後は今後の問題につきましては、もちろんそういうった関係部局と十分協議していくことになるわけでございますが、その際、私どももいたしましては、鉱山保安行政の実態を十分説明いたしまして、先ほどから御指摘のあります行政サービス低下の招かないように努めていく、こういう考

え方でおります。したがって、関係のところとは十分協議はしなければなりませんけれども、私どもは鉱山保安行政の遂行に支障のない体制を維持していくという観点から努力していきたいというふうに考えております。

○前川委員 いまいろいろやりとりしておりましたけれども、こういう鉱山の保安を、いまわずかな節約をするために手抜きをして、そのことでもし事故が起きるようなことがあれば、これは後で非常な損失を招くわけです。その辺を考慮していただいて、行管も、こういう人命に関係のある面は、その行政サービスが落ちるようなことがないように配慮していただきたい。いま通産省も、本当はすべつと答えたいのだらうけれども、あちこち遠慮して、大蔵省に遠慮したり行管にも遠慮したりして、何かはつきり物が言えないような感じがしましたが、そうではないかしら。行管さん、どうですか。

○佐倉政府委員　住民への行政サービスの低下を防ぐ、最小限度にとめるということは、行政の質態様、行政需要の形等に応じまして、先生のお話を聞きまして、十分検討させていただきたいと思えます。

○前川委員 サービスを低下させないだけの監督官はちゃんとそろえておいてほしい、こう言っているのです。通産省、危険を防止するのに必要なの点、合意できませんか。そう要望しているのです。先のこととはわからぬというのじゃなくて、はっきり返事していただきたいのです。

○植田政府委員　私どもは、いずれにしましても、先ほどからいろいろ申し上げておりますが、行政需要に応じた対応は十分できるようにしていきたい、これが基本でございます。人数は、いまここです。絶対数を何人とかということは、今後の行政需要はもちろん、保安行政が重要であるということとは、まさに先ほど先生のお言葉どおりでございます。すが、たとえば鉱山数の今後の推移でございますとか、いろいろなファクターがございますので、

要は、そういった行政需要に応じたものは十分確保していききたい、こういう考え方でございます。

○前川委員 もう一つ、これも行政サービスの範圍に入りますが、権限はどうなるのか、広島と統合されました後の権限はどうなるのか。これは一つの例ですけれども、たとえば四国の四県内の鉱業権者、つまり鉱業をやっている会社、ここから申請が来た、この書類の流れをちよつと考えてみますと、まずこの申請は四国の通商産業局長にあてて出される。四国の通商産業局長は四国鉱山保安監督部長と協議をする。そして四国鉱山保安監督部長が四国通商産業局長に回答する。そして四国通商産業局長から認可が鉱業権者におりる、こういうふうに許認可の場合動くんだらうと思うのです。これはいままでの例です。これが権限を広島に持っていくますと、四国四県内の鉱業権者から何らかの認可の申請が出る。四国の通商局長が受け取る。いままで同じ庁舎の中で四国鉱山保安監督部長と協議すればよかった。同じ庁舎の中ですから歩いて一分もかからない。これが一遍広島に行かなければいけない。広島に郵送される。広島中国四国鉱山保安監督部長から今度は逆に四国支部で審査しなさいという審査の指示が来る、戻ってくる。そうして今度は四国支部で審査して、その結果をまた広島へ回答する。それで広島から今度は四国の通商産業局長あてに回答がくる。そして四国通商産業局長から申請者の鉱業権者に認可がおりる。高松から広島へ、広島から高松へ、また高松から広島へ、そして広島から高松へ、こんなふうになるのではないか、非常に心配なんです。いままで同じ庁舎の中でさつさつといつていたやつが何回も往復しなければいけない。複雑化になります。それは権限をどの程度置かうという問題になると思うのです。その権限をどう考えられるのか。今度統合した後、そういう複雑なことになるって、簡素化にも合理化にもならぬようなことになったのでは意味がないですから、それをどう考えていらつしやるのか、その権限の問題をお伺いいたします。

○植田政府委員 ただいまのは施業案の件かもしませんが、個々の具体的なことにつきまわしていきまことに正確にお答えできるかどうかわかりませんが、私どもの基本的な考え方は、鉱山保安法に基づきます権限を内部的に事務委任いたしましたので、それで支部におきましてできるだけ従来と同じような処理で事が済むようにしたい、これが基本的な考え方でございます。私もいま直ちに一つ一つの郵便がどうなるかというところまであれできませんが、考え方はまさにそういうことでございますので、先生の御心配でございませうけれども、私どもといたしましては、支部長限りでできるようなことを旨といたします事務委任をしたいというのが、この鉱山保安法関係、御指摘のようないろいろな権限がございまして、この保安法関係の権限につきましてはそういう基本的な考え方です。詰めていきたい、こういうふうな考えております。

○前川委員 残念ですが、時間が大分オーバーいたしましたので、これで終わります。

○愛野委員長代理 中西續介君。

○中西(續)委員 時間の関係もございまして、簡潔に御答弁願いたいと思います。

まず長官にお聞きしたいと思っております。行政管理局が五十五年九月十二日に出されております「今後の行政改革に関する基本的な考え方」の中に改革の目標なりあるいは当面措置すべき事項なりいろいろ出ておりますけれども、これを見ますと、大平内閣時代の目標、簡単に言いますと簡素化だとか効率化、人減らしを中心とする機械的なものであり、しかもご都合合わせみたいなものが多かったわけでありませうけれども、こういうものと、今度出されたこの八〇年代に向けて長期的かつ総合的な視点に立つてどうあるべきかという内容がこれには含まれるだろうと思っております。

(愛野委員長代理退席、委員長着席)

ということになってまいりますと、いままでなかった「行政に関する哲学と体系を確立し」、「云々」というような表現に見受けられますように、相当の違いがあるわけでありませう。したがって、お答え

を願いたいと思っておりますのは、十九日の新聞に出ておりますように、いよいよ第二次臨時調査会なるものを設置して、これから委員の人選等に踏み出すということになっておるようでありませうけれども、この問題について目標をいつごろに設定して、この臨調の意見聴取なりこれを固めて具体的に手だてを施していくのはいつごろを目途としておられるのか、この点についてお答えいただきたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 きょう党の調整が終わりましてから、次の閣議で御諮議を願って、できましてから国会へ直ちに提出して御審議をお願いいたします、そういう段取りでおります。そして成立いたしましたら、できるだけ早期に人選等も終わって本年度内に発足させたい、そう思っております。

でき得べくば新春早々発足させるようにしたい。それでスピードアップして審議をしていただいで、そして二年で終わる。その間も総会を適宜開いていただいで中間的にも結論を出したいだいで、それを実行に移すようにしたい、そのように思っております。

○中西(續)委員 そこでいままでの例から言いますと、特に大臣の任期が内閣改造等がございまして、昨今の状況というのとはほとんど一年以内程度くらいになってきていますね。したがって、いま言われたような問題等について絶えず一貫性ある方針なり何なりが持たれるかどうかということについて大変危惧するわけです。したがって、今回の場合には将来的にそういうものも含んで相当根回しをし、そして方針化されていくのかどうか。この点、どうでしょう。

○中曾根国務大臣 閣僚がかわり内閣がかわることとはあるでしょうが、自民党は永遠である、そう信じております。

○中西(續)委員 ところが自民党が永遠であるというところは言っておるけれども、第一次臨調の出された方針などについては、私たち二年くらい前から文教委員会などで法人の問題等についても審議してまいりましたけれども、全くジグザグで一

貫されたものはないのです。そういうことを考え合わせたいと思います。いま言われることが果たして私たちがまともに受けとめ得る中身かどうかというところを大変危惧しておるわけです。この点はどうですか。

○中曾根国務大臣 第一次臨調は料理のメニューみたいなものでありまして、四十項目にわたるごちそうが出た、それを歴代の内閣が自分はこのごちそうを選ぶ、自分はこのごちそうを選ぶ、そういうことで相次いであの中のものに相当数こなしてきた、そういうように思っております。約四十項目のうち、手をつけなかったのが九項目であつて、あとは大なり小なり実行いたしました。第二次臨調の成果につきましても、もつと短日月にそれを遂行するように全力を尽くしてまいりたいと思ふ次第でございます。

○中西(續)委員 いま答弁ありましたように、成立させて四月以内、そして来春にはこれを発足をさせ、二年以内を目標にしながらやる、こういう方針のようでありませうけれども、そうなるまいりますと、お聞きしたいと思ふのは、「基本的な考え方」の中でずっと述べられておる中身を見ますと、「今後の行政改革の検討課題」として出ております中に「当面の検討課題」として七項目にわたつて出されております。そして、しかも二番目に「八〇年代以降を展望した新たな臨時行政調査会の設置」これはいま説明がございましたので一応の理解がいくわけでありませう、いままでの臨調の場合には、いまあなたが答えられましたように、四十項目なり何項目なりの項目を設定して、それをメニューとして、その中をそれぞれが勝手に食つていったというような中身のようでありませうけれども、今回の場合にはそうではなくて、基本的な問題から含めて、哲学的なものを十分すべての人が認識できるように体制の中で方針化していく、こういうことになってくると思うのですが、その点は間違いないですね。

○中曾根国務大臣 過去を踏まえまして、また八〇年、九〇年代の日本や国際情勢を踏まえまして、

そういう認識の上にとりかきとした理論構成を持つて基準をつくり、ドクトリンをつくつて、そして案を作成していただく、そういう考えに立ちまして案をつくつていただきたいと思つております。

○中西(續)委員 そうなつてまいりますと、そこで「当面の検討課題」は七項目ございまして、まず一の「行政サービス改革」の推進から始まりましてつづつとございませう。私はこれを全部読ましていただいで、特に強く感じるものは、六項目目について「昭和五十五年行政改革の推進」というのがございませう。これを見ますと、一から七までの間における方針的な考え方というもので何だかこれだけが奇異な感じがするわけなんです。この点は、そうお考えになりませんか。

○中曾根国務大臣 八月の時点でこれからやろうとする考え方をまとめまして、宇野長官が残された重大な事項が幾つか残つておるわけでございます。したがって、それを遂行すること、それからいよいよ第二臨調以前に推進していくべき数項目、そして第二次臨調、こういうふうに分けをしたわけでございます。いま御審議願つておりますブロック機関整理法案も五十五年度行政推進の一環をなしておるわけでございます。

○中西(續)委員 行政改革については、私たちが内容的に合意できれば、この点は何ら反対する中身のものじゃないです。ただ問題は、いままでの第一次臨調で示されました点を、それぞれの内閣のときにそれぞれ各省庁なりいろいろなところでもつて部分的に奮食するみたいにしてこれを改革したりなんかして、いま聞きますと九項目が残つておるだけというふうな言い方のようにあります。けれども、その中の一つとしてこれもあるわけですね。この六項目に示されておる「五十五年行政改革」の問題が一つある。ということになってまいりますと、当面の課題としてあるといひますけれども、これからやはり八〇年代を目指し、そして方針化されていくということになってまいりますと、これをずっと読ませていただいても、これ

だけが何だか全体のバランスからいたしまして、中身からいたしまして、そぐわないものがある。私は見ておるわけです。ということになってまいります。これをいま強行しなくてはならぬという理由は、何もないのじゃないでしょうか。

○中曾根国務大臣 先ほどお話がありましたように、内閣の継続性におきまして、前内閣の残した重要な政策をわれわれは継承して遂行すると鈴木内閣は言っておるのでございまして、その一環でもあります五十五年行革を遂行するというをやっておるわけでございます。しかし、それだけで行革は終わりでないものでありまして、新しい見地に立つてさらに努力を継続し倍加していくべき対象を探しまして、そしてそれ以外の六項目をつくりまして、それからいわゆる第二次臨調と言われる未来に向かつての展望を考えたいわけでございます。

○中西(續)委員 内閣の継続性、そしてそれを遂行するということお言葉でありますけれども、この継続問題については、これからやはりいままでの反省なり総括の上に立つて、行政改革がいかにあったかということがこの長い期間、約十数年におつたこの問題であつただけに、その反省の上に立つてこういう方針化していくということになれば、いま出されている「五十五年行政改革の推進」、これらの問題についても当然討議され、あるいは検討される課題ではないかと私は思うのです。ただ単に機械的に継続をすることがいまの内閣なり自民党の政策として当然なんだ、永遠だからそうしなくちゃならぬという理屈にはならぬのじゃないか。この点どうですか。

○中曾根国務大臣 五十五年行革と言われる内容は、かなり画期的な内容を持っております。行政を効率化し、そして効率化するためにも、また国民の御要望におこたえするためにも、どうしてもやり抜かなければならぬ内容がやり残されておりますから、引き続いてやろうと決心しておるものなのであります。

○中西(續)委員 ただ、私が指摘をしておるのは、

こうして出されておるこの中身というものは「今後の行政改革に関する基本的な考え方」、そしてその文章の中身、それらを読んでみましても、なるほどと思われるものが相当ある。全部を是認するといふわけにはまいらぬ点もありますけれども、一応うなずける中身が相当ある。そして「今後の行政改革の検討課題」として出されておるこれらの問題については、当然過ぎるような中身も相当あるわけですね。ですから、いま手がけなくてはならない問題が何であるかというこの視点が、この六項目の「五十五年行政改革の推進」が入つてくると、これら全般の問題とのかかわりからいいますと非常に奇異な感じがするのです。そういう意味で私はお聞きしているわけなんです。ですから、何としてもこの一年あるいは二年の間に、先ほどお答えいただきましたように早急にやるとすれば、二年くらいでこれについて手がけられるような体制をつくり上げていくということでありますから、いまこれをするのがもし誤つたりあるいは後で後悔をしたりということになることよりも、こういう全面的な問題として方針化され、そしてこれを国民合意の中でやっていくということがいまきわめて重要な課題ではないか。この前文にありますように、行政改革というのがいま大きな国民的課題としてあるという文章になつて表現されておりますけれども、そうであればあるほど、このことはいまあるからやるんだということだけでなしに、もう少し軌道に乗せた中でどうかということをもう一度しんじやくあるいは検討する課題ではないかということ、私はこれを讀みまして強く感ずるわけなんです。この点どうでしょう。

○中曾根国務大臣 国民的御要望、あるいは自民党が選挙で公約しました事々等を考えますと、行革にストップはない、政治に休息はない、そういうように感ずる次第であります。

○中西(續)委員 行政改革にストップをかけると私言っているわけじゃないのです。少なくともこうした基本方針と、これらの問題を具体化するこ

と自体が、いままでなかったことを手がけるわけでありますから、このことは何もストップじゃないに、むしろ二、三年くらいでこれをやるということになれば、具体化する、方針化されていくことなれば、これは大変な前進であるわけですね。そういう意味で私はお聞きしているわけなんです。この点、どうでしょう。

○中曾根国務大臣 御趣旨は、新しい仕事に向かつて充実した着実な仕事を開始せよという御趣旨のように解せられますが、やはりこの間の春の議会で廃案になりました、その後解散、選挙という事態があつて、そして自民党も国民に公約もいたしましたし、国民的御要望も強い、やりかけた仕事は重大な仕事である、そういう観点からいいますと、これを無視して、抜きにして前進はできません。これをやり抜いてさらに前進を継続していく、そういう基本的構えに立つておるわけなのでございます。

○中西(續)委員 それでは、いまこの論議をしても相当時間もかかりますが、いづれにしても、公約である、あるいは廃案になった公約である、こういうことを理由にいたしまして、これを実施しなうかということを言っておられますけれども、もしこれが実施をする場合に、内容的に問題であるといった場合には、このことはやはり普通常識的には取り上げて変更することだつてあり得るわけなんです。こういう点については、もう全くただ強行する、自民党としては選挙で公約をしたからこれをやるんだということを言っておるんですか。そこはどうでしょう。

○中曾根国務大臣 もし間違つておることをしておれば、改めるにやぶさかではございません。しかし、われわれが出しておる政策は間違つていないと思ひます。

○中西(續)委員 それでは、大蔵省にお聞きしたいと思うのでございますが、大蔵省の地方出先機関、国税局十一、税関八、財務局十でございます。このうち大蔵省として、財務局の役割りをどうお考えになっておるのか。

○名本説明員 私ども大蔵省といたしましては、財務局は国税それから関税を除きます大蔵省の所掌事項全体を処理する総合的な地方出先機関でありまして、金融機関、証券関係の事務、それから国有財産事務等、非常に現地に密着しております業務、現業的な性格の業務につきまして、大蔵本省と地方とを結びます非常に重要なパイプ役を果たしているというふうに考えておるところでございます。

○中西(續)委員 いま言われましたように、中央と地方における機関のあり方というのは、政策の徹底化、そして今度は地域のそういう要望なり要求なり問題点を速やかに中央に収集できるという体制、そういうものを中心に据えながら、いま言われましたように、この中では、この財務局というものは、いろいろ税金とかそのほか二、三のあれを除くと、全部の面について所管しているということが言えるわけですね。この点間違いないですね。——うなずいておるから、もうよろしいです。

そうしますと、昭和二十四年——ここでは昭和で通していきないうのですが、二十四年以前には、たとえば九州におきましても、熊本にありましたね。そしてこの時点で改正されて、福岡に設置案を提起をした結果、熊本へというところもあつて、参議院で修正をされて九州は二局置くようになる、これが経過だろうと思うのですけれども、そのときの経過の中の重要な部分は何であつたか、なぜこう二局になったのか、この点についてどうですか。

○名本説明員 先生御指摘のように、昭和二十四年に財務局が国税局と分離いたしました現在の体制の財務局になりますときに、参議院におきまして御修正がございまして、九州が二つのブロックに分かれたわけでございますが、そのときの経緯、これは何分古いことではございますけれども、議事録等を読んでみますと、国税局が置かれてあるところには置くのがよろしかろうというものが、一つの御修正をいただきました御理由であつたという

ふうに理解をいたしております。

○中西(續)委員 国税局のあるところに置いた方がよいということが主要な原因ですか。もう一度。

○名本説明員 二十四年の当時の参議院の内閣委員会におきます議事録を読んでみますと、その御修正をいただきました理由につきまして、「国税局の管轄区域と同一にすることが事務運営の能率上必要であるという理由であります。」というふうな速記になっておりますので、これがその理由であらうかというふうに考えます。

○中西(續)委員 そうしますと、議事録によれば、そういうふうな書いてあるというのですけれども、いまそのようにお考えですか。

○名本説明員 国税局と財務局におきまして取り扱います事務の内容が、片やいわゆる税でございまして、片やそれ以外の財政、金融、証券、国有財産等でございます。当時考えられていたほど国税局と財務局におきまして、情報の伝達その他におきまして密接な関係があるというようには言えないのではなからうか、かように考えますが、いづれにしても、大蔵省の出先機関でございますから、相互に連絡をとりながら行政をやっていくということは非常に重要なことであることは、これは間違いないでございせん。

○中西(續)委員 後半に言っていることは、密接ではないし、これはそこに置かれなくてはならぬという理由にはならぬわけですか。なぜなら、二十四年に改正をする際に、福岡に置いて熊本には置かぬというのが大蔵省の原案であつたわけですね。それがたまたま国会における審議の過程の中で、何の理由も知らないけれども、理由は国税局のあるところにあるということで置いたということになつておる。いま聞いてみましたが、税金とこの出先機関である財務局とのかかりというのはそんなに深いかわりはない、これを置かなくちゃならぬという理由にはならぬですね。そのことは当然認めておるわけでしょうか。どうですか。

○名本説明員 先生御指摘のように、昭和二十四年当時におきましては、財務局が国税の事務と現

在の財務局の事務と両方兼ね備えた業務を行つておりました。したがって、当時これを分離するに当たりましては、現在実際の業務が行われていた状態とは異なりまして、もつと密接な情報連絡その他、そういう相互の関連というものがあつたであろうということを考えたことは、これは十分考えられることとてございしますが、現在の業務の執行状況から見ますと、昭和二十四年当時考えられて設置されたほど財務局と国税局の間に深いかわり合いというものはないとというのが実態であらうというふうに考えております。

○中西(續)委員 ですから、あくまでもこの財務局というものが、いままでの税務まで含んで仕事の量としてあつた場合には、そのことは当然言えるけれども、しかし、それが分離をした過程の中では、このようにして福岡に設置をし、その後審議の過程の中で熊本というところになつて二局になつてきたということですね。ですから、直接関連あるものとしてでなくて、業務的なものからいたしますと、福岡の方が当時からの考え方からいたしましても問題として重要であるし、関連深いということと福岡という形になつたというふうな理解してよろしいですか。

○名本説明員 昭和二十四年当時におきまして私どもが御提案申し上げましたのは福岡になつておりますので、当時におきましては福岡に置くことが適当であるというふうな判断されたことは間違いないでございせん。

○中西(續)委員 そこで、今回の地方支分部局の整理の中心で財務局をまたその対象に挙げたのは、大蔵省内ではどういう理由ですか。というのは、過去の定員の削減の数等を見てみましても、当時六千六百二十七人いたものを、五十三年ですか四年ですかになつてまいりますと千五百人程度削減しておる結果になつていますね。ところが大蔵省全体の職員の数からいたしますと、六万七千五百六人が現在では六万八千二百五人になつています。ふえておるにもかかわらず、この部分は、毎年と言つていいかどうか知りませんが、

たびあるごとに削減をしてきておるわけですか。それなのにいままた改めてこの行政改革の中に財務局を対象としたのはどうしてですか。

○名本説明員 今回御提案申し上げておりますこの法案におきまして、財務局を対象といたしまして一局削減することになつておるわけとてございまして、昨年暮れのいわゆる行政改革に關します閣議決定におきまして、ブロック機関につきましては一定の基準に基づいてその数を減少していく、その際に大蔵省は財務局をその対象とするということになつておるわけとてございまして、私ども大蔵省といたしましては、この閣議決定の趣旨に沿ひまして、財務局の一局削減ということを決定した次第でございまして。

○中西(續)委員 それではもう一度確認をしますけれども、大蔵省としては、大蔵省がもしこのような整理をするということになれば財務局だということとでなくて、これは行管庁の方なりから提起をして、そして閣議決定の中で大蔵省は財務局を整理せよ、こういうふうな言われたということですか。どうですか。

○名本説明員 内閣の方針といたしまして、各省一局削減をしていくという方針があり、その中におきまして、大蔵省は財務局をその対象とするという政府全体としての方針のもとに、十ブロック体制を一局削減いたすことといたしている次第でございまして。

○中西(續)委員 わかりません。いま言われたのでは、政府全体としてこういうことを決めたというところなんです、確かに閣議決定すれば政府の方針であるということとはわかります。しかし、この財務局を対象に挙げたのはどこが挙げたのですか、端的に聞きます。

○名本説明員 これは政府全体として種々――まあこれは当然でございしますが、行政管理庁が中心におなりになるわけとてございすけれども、各省の出先各ブロック機関につきまして御検討をいたさ、各省のブロック機関につきまして一局削減

という御方針をお決めになり、その対象になるものとしては大蔵省は財務局であるということが提示をされ、それが政府としての方針ということがになりました。その方針に従ひまして、どの一局を削減いたすかということをお私どもとしては検討をし、現在御提案申し上げておりますこの法案になつておるということとてございまして。

○中西(續)委員 もう少しちゃんと答えなきやだめですよ。最初から、大蔵省が財務局を対象に挙げた理由は何ですかということまで聞いておるのに、いや、そうじゃありません、これは閣議決定であつて、政府全体で決めたこととてさう言ひ、そしていま聞くとところによると、最後は大蔵省が提示をして、ブロック機関ということであれば大蔵省が提示をしたこの財務局ですと、こう言つておるわけでしょうか。もう一度確認しなければいけません、そこははっきり言つてくださいます。ごまかしてはいかぬ。

○名本説明員 ただいま先生から、大蔵省から言ふならば財務局をどうぞというふうな私が答え申し上げたという御指摘でございましてすけれども、言葉が間違つておりましたら訂正させていただきますが、私はそのように申し上げたわけではございせん、行政改革を行うに当たり、各省ブロック機関につきまして削減を図つていくという検討を政府内部において種々なされた結果、大蔵省は財務局の一局を削減するように閣議決定を政府としていただいたわけとてございまして。

○中西(續)委員 わかりました。そうしますと、大蔵省の意見なしに、これは政府全体として検討した結果、大蔵省は財務局をつぶさない、こういうふうな言つたということとて理解をしてよろしいですか。これは確認しないと後に移れせん。

○名本説明員 閣議決定におきまして財務局という名前が明示的に明示されました。その一局を削減するという方針が政府として決まつたわけとてございまして、大蔵省としては、閣議決定で決まりました以上は、これを誠実に履行してまいるとい

のは、その範囲が非常に広うございます。経済的な面、特に金融、証券等について見ますと、確かに九州全体としましては北九州の方にウェイトが乗っております。しかし、国有財産あるいは財務局で所掌いたしております地方債に對します融資の業務、その他多々ございまして、そういう面から考えますと、必ずしもいづれかという、北九州でなければならぬというふうな判断もできないのではないかと考えた次第でございます。

○中西(續)委員 いま業務の中身はいろいろたくさんあるということですから、これは私、一々読み上げたり、ここで言つても時間がかかるばかりでありますから……。

そうしますと、いろいろな人が選挙のときとかいろいろのときに演説をしたり何かしているのを聞いたりしますと、他省庁のブロック機関との関係だとかあるいはその地方の組織、機関の数からしても南の方が多いんだとかいろいろ言つていますよ。それと全く同じようなことをいまあなたも言つておられる。だから、具体的にそういうものがあるなら、たとえば財政を効率化するためにとかあるいは業務実態、その中身がどうなつておるか、こういう点について、いま統合し、そして熊本に九州財務局を置くことが、さつきあなたが言われた大きな簡素化、効率化につながるという中身があるならお示しを願うわけなんですけれども、そういう資料があるなら下さい。

○江藤委員長 いまですか、後日でもいいですか。

○中西(續)委員 現在九州におきます財務局二局体制のもとにおきましては、金融、証券関係で申しますと、地方銀行、相互銀行等の店舗数から申しますと、北九州財務局管内の方が多うございします。しかし、財務局、財務部におきまして、その主力をもつてやっております信用金庫の数から申しますと、これは南九州の方が多うございします。また、地方債に對します融資件数から申しますとも、南九州の方が若干多くなつております。

そのようなことでございまして、そのほかに、これは実際の数字でもつてお示しすることはなかなかむずかしいうございしますけれども、九州全体の経済活動がどうなつておるかというような面から申しますと、先ほどもお答え申し上げましたように、九州全体としましては、北九州に経済活動としてウェイトが寄つておることが事実であるだろうというふうに思います。

○中西(續)委員 数の多いのを一つか二つ例を挙げましたけれども、業務とのかかわり、そしてそのことが行政の簡素化、効率化につながる、こういうことがいま追求されているのですよ。ですから、私は先ほどから長官にいろいろお聞きをした場合も、何でこの五十五年というものを、いま改めてやる必要のないかということを言う理由は、その最たるものはここにあらうからなんです。南北統合してやらせるといふ大平内閣当時におけるご都合せなり、はしなくも長官が言われましたように、言われたところが何かサビで出さなきやならぬ、こういうことでもつてやられたのではないかとこの危惧が私はあるのです。なぜなら、財務局の状況から、国の出先機関から、金融機関あるいは証券、それぞれの業務分担、資金運用における地方資金の貸し付け問題、有価証券から証券取引所の問題、国有財産、数え上げていくともう数限りないわけですよ、これ。そうしますと、それとのかかわりからいくと、果たしてこれが納得のいく中身であるか。さつき何か信用金庫は数がちよつと多いとか言つていましたけれども、そういうものじゃやないでしよう。それでは業務は信用金庫というのが最優先して考えられなくてはならぬですか。どうですか。

○名本説明員 先ほどもお答え申し上げましたように、財務局の所掌しておる事務は、大蔵省の国税と税関を除きました事務全体でございします。その内容は非常に多うございします。幾つかの例を申し上げただけでございしますが、またつけ加えさせていただきますと、たとえば主計事務で財務局が行つておりますのは、建設省、農林省等の

災害の査定に立ち会います業務が多うございします。そういう業務につきましては、これは南九州の方が台風常襲地帯ということもございまして多くなつてございします。また共済組合の監査というふうなもの、これは財務局におきましては主計課の業務でございしますが、その共済組合監査対象になります事務所数等も南九州の方が多うございします。そのように、南九州財務局の方が多いものもございします。もちろん北九州財務局に多いものも当然のことながらございしますし、さらに先ほどもお答え申し上げましたように、経済活動全体といたしましては、九州におきましては北九州の方にウェイトが寄つておることが事実でございします。

○中西(續)委員 わかりました。時間がありませんから何ですが、いまいろいろ言われましたけれども、一番問題は、先ほどから言う簡素化、効率化、それと業務とのかかわりからいふと、南の方が効果が上がり簡素化が行われるという中身でこのことをやっておるかということをお聞いしておるわけですよ。そのことについては全然触れぬわけでは、幾つかはあるでしょう。しかし、先ほど申し上げた点についてはあなたはあつたおしやらぬわけだ、私がずっと指摘をしたような問題等については、物すごくあるのだけれども、まだここにありません。ですから、そうすることによつて果たして簡素化が進んでいくかどうか、あるいは効率化が行われるか、こういう点について答えてください。時間がありませんから簡単に言つてください。

○名本説明員 三月末の閣議決定にもございしますように、今回のブロック機関の一つの削減によりまして、管理部門を初めとして合理化を進めて簡素化、効率化を図つていくこととございします。そういう考え方を申しますと、二つの局に分かれておりますものを一つに統合することによりまして、可能な限りの簡素化を図ることができる余地が出てくるわけとございします。その方向で今後

の運営を考えていかなければならぬと考えておるわけとございします。

○中西(續)委員 いま言われたのがまさに問題で、二つを一つにすれば何か簡素化が行われるような物の言い方ですね。これではどういふ納得でないわけですか。

そこで、もう少し進んで聞きたいと思いますが、たとえば二十一一条の三「九州財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、福岡財務支局を置く」という、これはまた簡素化どころじゃなしに複雑化するようなものの中からは出ておりますよね。「所掌事務の一部を分掌させる」、これはどういうことなんでしょうか。

○名本説明員 九州財務局の中の支局といたしまして、福岡に財務支局を置くわけとございします。その具体的な内容といたしましては、南北両財務局の統合によつて行政サービスに支障を来さないことを旨として今後のことを考えていくわけとございします。現在、たとえば地方の国有財産審議会等が名財務局に付置されておりますけれども、そういうものを九州財務局に一本にしほつていくというふうなことは当然行われることに相なると思ひます。と同時に、先ほどもお答えいたしましたように、三月末の閣議決定でありますように、管理部門を中心といたしまして合理化を極力図つていくというのを考え、行政サービスの低下は絶対もたらさない方向で今後の運営を考えていくことを行いたいというふうな考えでおるわけとございします。

○中西(續)委員 そういたしますと、「所掌事務の一部」というのは、いまあなたのお答えになつたのは、行政サービスを低下させないということを目指しておるわけでありませんか。そのように理解していいですか。

○名本説明員 さようでございします。

○中西(續)委員 そうしますと、この三月段階におきまして前長岡事務次官が九州に参りましていろいろ発言いたしておりますね。そういう中で、大蔵省は地元迷惑をかけるようにしない、こう

いうことを言っておるわけでありませうけれども、いまあなたが言われたように、行政サービスの迷惑をかける、ただ管理部門を本に移すという中身のようですね。そうした場合に、先ほど言ったこれからの行政のあり方として、局があり支局があるわけですね、こういう状態。これらについては、またその先々の出張所やいろいろなのが出てまいります。縦の系列というのは、官庁のあり方としては必ず順次これを追っていかなくちゃならぬというところは当然ですね。管理部門にかかわるようないろいろの問題について、行政サービスとかかわりの中で横と縦のかかわりがそのようにうまくできるのかどうか、その点どうですか。

○名本説明員 現在の北九州財務局の管轄区域につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、経済活動は非常に活発でございます。したがって、特にその部面につきましては、私どもとしても意を用いてまいらなければならぬというふうな考えでございます。そういうこともございまして、今回の法律の改正案の中にも盛り込んでございますが、金融、証券部門につきましては、支局長に局長と同様の権限を付与するという改正も、これは実体法の方でございますが、行っております。三月十日過ぎだったと思いますが、前長岡次官が九州に参りまして、地元にお迷惑をおかけしないというところをお話ししておりますけれども、その方向で今回の法律におきましても手当てをさせていただいておりますし、今後、組織、運営を考えていく部面におきましても、そういう方向で考えてまいらなければならぬというふうな考えでございます。

○中西(續)委員 そうしますと、いま言われるように行政サービスを遂げていくということになれば、支局長にも局長と同じように権限は付与しないといけないわけですから、そこはどのようにするということお答えのようですね。——このように確認しますと、もう一つお聞きしておきたいと

思いますが、先ほどの質問者の場合にもありましたように、附則に次の一項を加えて「5」として「福岡財務支局は、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする。」こうなっています。先ほどの答弁から聞きますと、廃止措置をとらなければ、新たな提案がなければこれは廃止できないのだということを言っておられましたけれども、そのように理解をしておりますか。

○名本説明員 「廃止するものとする。」という法の解釈は、先生ただいま御指摘のとおりでございます。

○中西(續)委員 そうしますという考え方があるのですけれども、六十年までの間、いま言われたように、権限なり権能なりというものは同じものを与えながら、行政サービスとしては全然落ちないようにならなければならないという中で、いまこれを取り去ってしまったというものを南の方に移していくあるいは熊本に統合するということになれば大変なことになるというので、この五年間の間に十分検討した上で措置をするというふうに理解をしておりますか。

○名本説明員 福岡財務支局につきましては、第一点として、五十九年度末をもって「廃止するものとする。」ということになっております。まずそれまでの間におきまして財務支局をどのように運営していくか、これは大蔵省で申しますと主計局あるいは行管当局と今後さらに詰めていかなければならない点でございますが、私どもといたしましては、その五年の間に住民の方々に対する行政サービスというものを十分行い、サービス低下をたらすことのないような方向で措置をしております。その上で五十九年度末という時点がございまして、五年先にやってくるわけでございます。その時点におきまして、行政サービスという点から考えまして、いかなる体制で行政を行っていくべきかということ再度検討いたしていくことが必要であるというふうに考えております。

○中西(續)委員 そういたしますと、これはその点で再考するということになるわけでありませうけれども、いままで出されたいろいろな資料などを見てみますと、そもそも南の方というものが出てくること自体が、行政とかかわりあるいは業務の簡素化、効率化、すべての面から考えましてもおかしいわけでありませう、どうもそういうことになつてくると——ここにいまこれだけたくさん三月時点で出された新聞がありますが、これは全部南北戦争と書き、しかも政治決着、政治の力によって決められたと書いてある。

ということになつてくると、長官にお聞きしますけれども、いままでの議論の過程からしますと、何もそういうことをする必要もない。ただ言われたから大蔵省の主計局なりあるいは大臣あたりが行管の顔を立てなくちゃならぬだろうとかいうことでも財務局というものを血祭りに上げる。こういうことになつてきたというのはいままでの議論の過程からしますと、そう言わざるを得ないのです。しかも、九州で出された新聞というものはこんなにあるのです。これが全部政治力学で決まったと書いてある。約一カ月の間に出来た新聞の切り抜きです。一つだけじゃありません。各新聞全部に書かれていたわけですから。そうなつてまいりますと、先ほどから私が指摘をしておりますように、これから取り扱おうとする八〇年代に向けての行管の基本姿勢、そういうものからしてこれが木に竹を接ぐようなものであるし、大変問題があるというところを指摘せざるを得ないわけですから。ですから私は、わずか一年とか二年という短い年限が、逆にこれを実施することによって大きな過ちを犯しながらやるということになったときには、この二年間というのは決して停滞あるいは中止、そういうものではなくて、これは堅実な歩みを続けていっているということになつていくことを先ほど来主張しているのです。そういう意味でどのようにお考えですか。

○中曾根国務大臣 いま御議論をいろいろ拝聴しております。私は当時おらなかったわけであり

ますが、私は自分で政治家として判断をいたしますに、これはある意味における政治的決着だろう、そう思っております。それは新聞にそういうふうなうんと書かれたということから推測してみても、そんな感じがします。と申しますのは、福岡も非常に重大な場所でありませう。熊本も福岡に負けない重大な場所であつて、福岡から消えるのも変であるし、といつて熊本から消えるのも変である。福岡が残つてもあたりまえだと思ふし、熊本が残つてもあたりまえである。全くこれは同じく

の目的を持ち、同じぐらいの重要度を持つておる場所を、ともかくどこか一つ減らして簡素、効率化に貢献しよう、そういう簡素、効率化という大使命、大目的のために一つ減らさなければならぬという断崖の上に竹下さんが立つたという場合には、私どもどうするかと考えてみると、これは歴史だ。つまり熊本の方が古い。明治二十九年とか言つていましたね。だからもう甲乙ない、全く同じ力を持つておるという場合には、これはおみくじを引くか、歴史に頼るか、そういう形になるのは政治的決着で、政治家としてあなた方もその点はよくおわかりいただけるとは思ふやないかと思ふます。だからやはり歴史じやないか。熊本の方が古い。そういうところで大蔵省の皆さんや地元の方皆さんにも御了承いただいて竹下さんが決断をしたのではないかと。私の立場だったらそうしたろう、そう思う次第であります。御迷惑をおかけしないように十分手当てをしながらそういうことをすることになったのだと思ふます。

○中西(續)委員 もう一つだけお聞かせを願いたしたいと思いますのは、先ほど前川さんの方からいろいろお聞きした際に、そのように整理をされる中で、まず第一にそこで働いている皆さんの生首を飛ばさない、無理な転勤とか人事配置はしない、こういうことを申されておりました。この点についてはここでも同じですか。

○名本説明員 今回の九州財務局の統合後における職員の問題でございますが、国会におきまして、いわゆる生首が飛ばない、意思に反した配置転換

を行わないという附帯決議をさきにちようだいたしておるわけでございます。その趣旨に沿って私どもも対処をしましなればならないというふうに考えております。

○中西(續)委員　そこで、また元に戻らなくてはならなくなるのですよ。なぜなら、先ほどから言いましたように、長官は、これはあくまでも政治的決着、そして大目的のために歴史の古いというところでもう決めなければいかぬ。これは政治家としておわかりいただけるだろうという言い方をしましたけれども、私はそこに今度のあなたが提唱しようとしている行革の方針と、いままである行革の方針との食い違いが明らかに出てきていると思うのです。われわれの頭脳でできないようなことだとして、本当に科学的にコンピュータにいろいろな資料をプログラム化してたたき込んでやればできるのですよ。そうしたときに初めて、私はその万能主義ではありませんけれども、より補完するためにいろいろなことを全部組み立てていけばできるはずなのです。それをいままでやらずに来ておるところに問題がある。抽象的に公務員の数が多とか、地方公務員を減らさなくちゃならぬというような、こういう抽象観念的な議論をしてきたところに大きな誤りがあったと私は思うのです。そういう意味で、いま言うように人員も減らさないので、あるいはこの九州を考えてみた場合に、この財務局なんものは人事の面から考えますとどうなっているかという、少なくとも採用の制度の中から考えますと、任命権者というのは局長でしょう。そうなるべくと、局を越えての異動はいままでほとんどありません。それが九州全体になったときには、いままでの局を越える可能性だってあるわけですね。ということになってきたときには、いままでの慣行なり何なりを全部崩さなければならぬという事態が出てくるわけですよ。だから、いま言ったように、生首は飛ばしません。それから範囲等についてもそういうことはやらないと言うけれども、それを統合することによって出てくる中身は具体的に

つてくるわけですね。ですから、少なくともこういう問題を考える場合には、まず第一に關係の職員、それを代表する組合あたりに事前にそういう話があつてしかるべきですよ。さきの通常国会で通りましたね。オリンピック記念青少年総合センターの問題等についても、文部省の所轄の中では一番先にこれが挙げられた。二年間も三年間もかけて長い間の討論してきましたよ。そうしたときに、初めてそこでお互いに納得のいく中身になつて出てくるし、そのことは無理のない行政改革になつてくるわけですね。きわめて民主的なものになつてきています。今回の場合には、幾ら要求しても大蔵省当局としてはいままでこれがない。該当する組合に説明もしないし、今日に至つてもそれはされてない。ということになつてくると、先ほど言ったように、今後の労働条件の変更、身分、雇用の保証等を含めて多くの問題があるわけですね。そういう問題等についてもこれからどうするつもりですか。少なくとも關係のそういう人たちと十分ルートに乗せて正式に話し合いをして、そういう民主的な改革をやつていくつもりかどうか。

○名本説明員　南北両財務局を統合してどこに置るかという決定が三月二十八日ございましたが、それを福岡、熊本、いずれに置るかという問題につきましましては、大蔵省内におきましても非常に議論があり、なかなか決定のむづかしい問題であつたわけでございます。三月二十八日の閣議の直前に至るまでそのいづれにすべきかということはいままで、財務局の職員あるいはその団体に対して決めた実情にあつたわけでございます。したがしましてこれを説明するという時間的余裕も当然のことながらなかったわけでございますが、三月二十八日に閣議決定になりました後におきましては、全財務労働組合の各級機関と本省あるいは財務局におきまして累次にわたつて話し合いを遂げておりまして、今後も職員の十分な納得が得られるように、また職員の意見が私どもの今後の運営に十分反映されるように、そういう話し合いをや

つてまいる必要があるというふうに考えております。

○中西(續)委員　それでは委員長初め委員各位に時間の延長をされたことに對しておわびを申し上げながら、こうして質問をさせていだきましたことに對しましてお礼を申し上げたいと存じますが、最後に長官に、先ほど申し上げましたように、この方針からすると、ずいぶん内容的には問題のある中身、したがつて、政治的なこと以外にはできないという言い方でありましたけれども、こういう措置は国民の納得なり何なりをいたすために大変困難なものになつてしまつてしまつて、これは私にはこの行革の前途が危ぶまれる。これが入るために、やはりそういう目で見られるということになつてまいりますと、これは納得できる中身ではありません。したがつて、もう一度再考していただくなり、そしてこの点についてはやはり一つの手を加えるなり、先ほど最後に言つておられましたように、支局を置くということになれば、人員的にも何も変わりはないということになれば、屋上屋を重ねるような問題でありますだけに、この点についてはもう一度十分検討していただくたいと思つて、どうですか。

○中曾根國務大臣　福岡も熊本も全く同じ重要性を持つておつて、仮に目方で言えは両方とも百匁、百匁である。これが百匁と九十九匁ならどつちかに軍配を上げることができますが、両方百匁というときには、やはり歴史とか何かに頼らざるを得ない。それぐらい重要なところであるだけに、非常に大蔵大臣も苦しんだらう、そういうふうに申し上げたので、どちらが重要であるというふうな比較はできない、そう私は見ておつたわけであり

る次第であります。

○中西(續)委員　終わります。ただ、いまお答えになつた中身で、百匁、百匁で同じだということにな言ひ方、であれば、これを統合することの効率化あるいは簡素化ということには全然つながらぬということですから、この点だけはひとつ十分お認め願つておきたいと思つて、以上です。

○江藤委員長　次回は、来る二十三日木曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十七分散会

